HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国法における懲罰賠償制度の成立と変容（２・完）：立法史の考察を通じて
Author(s)	郎, 晴
Citation	北大法学論集, 74(3), 159-258
Issue Date	2023-09-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/90669
Type	bulletin (article)
File Information	lawreview_74_3_05_Lang.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

中国法における
懲罰賠償制度の成立と変容（２・完）

―― 立法史の考察を通じて ――

郎　　晴

目　次

序章
（１）問題意識
（２）本論文の課題と構成
第１章　旧消費者権利利益保護法
　第１節　制定の背景
　第２節　制度の機能と沿革をめぐる学説の議論状況
　第３節　小括
第２章　商品住宅に関する司法解釈
　第１節　制定の背景
　第２節　制度の機能と沿革をめぐる学説の議論状況
　第３節　小括
第３章　旧食品安全法
　第１節　制定の背景
　第２節　制度の機能と沿革をめぐる学説の議論状況
　第３節　小括　（以上、74巻２号）
第４章　不法行為責任法
　第１節　制定の背景
　第２節　立法過程における議論状況
　第３節　制度の機能をめぐる近時の議論状況
　第４節　小括
第５章　不法行為責任法制定後の立法展開
　第１節　旅行法

第２節　新消費者権利利益保護法
第３節　新食品安全法
第４節　旧民法総則
第５節　医療損害責任訴訟に関する司法解釈
第６節　薬品管理法
第７節　民法典
第８節　小括
第６章　知的財産権法における懲罰賠償制度の拡充
第１節　旧商標法
第２節　種子法
第３節　不正競争防止法
第４節　新商標法
第５節　特許法
第６節　著作権法
第７節　人民法院による意見、地方条例および司法解釈
第８節　小括
終章　（以上、本号）

第４章　不法行為責任法（2010年７月１日）

懲罰賠償が初めて不法行為責任領域に導入されたのは、2010年７月１日に施行された「侵権責任法」（本論文では、「不法行為責任法」という。）である。同法の制定は、その後の懲罰賠償の全面的改正・新設を中心に、政治・社会・経済の変化への対応を図るための見直しに大きな影響を与えることになった。

本章では、まずは同法における制定背景について概観し（第１節）、次に立法過程における議論（第２節）、懲罰賠償制度の機能をめぐる近時の議論状況（第３節）を略叙し、最後に、若干の検討を述べる（第４節）。

なお、同法における懲罰賠償および制定以降の沿革については、すでに述べたように、アメリカ法の学説の影響のもとで、中国固有の制度が参酌しえたのか必ずしも定説がない。むしろ、アメリカ法を継受した意向が定着となり、一切の議論対象としないことになる。それゆえ、本章以降では、この点に立ち入ることは差し控える。

第１節　制定の背景

2008年には、豪雪[1]や四川大地震[2]などの自然災害および北京オリンピック開催、さらに米金融危機に伴う世界経済の急激な悪化を受けて、中国経済は減速傾向を強めていき、特に輸出の大幅な伸び率の低下は、工業生産の鈍化、さらには雇用情勢の悪化をもたらした[3]。これと同じ時期に、前章で述べた食品の安全性問題だけではなく、製造業者が欠陥製造物を大量に市場へ出し、これによって多数の死亡者が出現した事件[4]がしばしば発生し、経済的な悪影響、人心の不安、社会の安定性を揺るがす事態をもたらしている。

このような景気の急激な悪化を認識した胡錦濤政権は、社会の動揺を回避する観点から、2008年に「経済、金融、資本市場、社会の安定を維持」、および「安定的で比較的速い経済発展の維持」[5]することを新たな政策として掲げるようになった。つまり、中国政府（以下では、「政府」という。）はこれまでの急速な経済発展目標から社会の安定と経済の成長を維持することを最優先政策へと転換したのであった。

このような社会の新動向および新たな国家政策を踏まえて、立法者や民法学者は、上述の諸々の社会問題を解決し、社会の安定を維持するために、アメリカ法上の懲罰的損害賠償制度を不法行為責任法へ採り入れ

---

[1] 新華社の報道によると、2008年１月25日から２月６日までの間に南部から中部の大半にかけて深刻な豪雪災害が発生したため、少なくとも死者が130人にのぼった。過去数年間急速に成長している経済は、雪害の影響を受け、経済損失はおよそ800億元と見積もっていた。新華社「Harsh winter storms kill 107 people in China」（2008年２月13日）〔http://english.sina.com/china/1/2008/0213/145647.html〕（最終検閲覧：2023年５月22日）。

[2] 2008年５月12日、四川省汶川県を震源とするマグニチュード8.0の大地震が発生、死者は６万9227人、行方不明者は１万7923人、直接経済損失は8523億元であった。朝日新聞「四川大地震」（2018年５月14日朝刊）

[3] 張忠任「金融危機下における中国の財政状況と財政政策の新展開」総合政策論叢第19号（2010年）41頁、佐野淳也「中国の景気刺激策と課題」環太平洋ビジネス情報９巻32号（2009年）52頁参照。

[4] 2006年４月19日、病院の偽薬品で注射を受けた14名の患者は相次いで死亡した。張新宝『侵権責任法立法研究』（中国人民大学出版社、2009年）451頁参照。

[5] 佐野淳也・前掲注（３）52頁参照。

るべきと考えていた。その結果、2008年12月22日に、2002年10月に既成の『〈中華人民共和国民法（草案）の説明〉に関する不法行為責任法草案の説明』（以下では、「初稿」という。）を基にして、不法行為責任法の立法審議が再開された[6]。2009年12月15日に、立法者は同法の制定目的を「民事主体の合法的な権利利益の保護、不法行為責任の明確化、不法行為の予防・制裁、社会の調和と安定の促進」と掲げて、26日の第11期全人表大常務委員会第６回会議で単行法として確定し、2010年７月１日から施

[6] 不法行為責任法制定の経緯について、以下のように敷衍することができる。1986年に公布された「民法通則」を民法および不法行為責任法制定の始まりとみるならば、不法行為責任法の制定までに23年間の年月をかけたことになる。2002年１月11日、全国人大法制工作委員会は、民法学者を召集して中国民法の起草について討論および起草にスタートするように決断し、民法内容の起草を中国社会科学学院法学研究所の梁慧星と中国人民大学法学院の王利明に委託し、それぞれリーダーした研究チームにより作成した建議稿が同年12月の全人大常務委員会会議の審議に提出された。同年12月17日に第９期全人大常務委員会法律工作委員会は、『〈中華人民共和国民法（草案）の説明〉に関する不法行為責任法草案の説明』を初稿として常務委員会に上程したが、未審議となり、約６年間以上中断されていた。2007年に物権法が制定された。そして、2008年に、全人大常務委員会法制工作委員会民法室は、不法行為責任法に関して各地の法院、弁護士、学者との多くの座談会やシンポジウムを開催して意見交換を行った。同年12月22日に、不法行為責任法立法草案第２稿の立法審議（第２回目の審議）が再開された。草案第２稿の立法審議稿45条は、「製品に欠陥があることを明らかに知りながらなど生産、販売を行い、他人の生命・健康に損害を与えたとき、被害者は法に基づいて懲罰賠償を請求することができる。」と規定する。そして、2009年10月27日に、第３回目の審議で草案第２稿45条の「被害者」を「被侵権者」と改められた。草案第３稿の立法審議稿47条は、「製品に欠陥があることを明らかに知りながらなど生産、販売を行い、他人の生命・健康に損害を与えたとき、被侵権者は法に基づいて懲罰賠償を請求することができる。」と規定する。同年11月５日から12月５日にかけてパブリックコメントが募集され、3468件の意見が提出された後に、12月12日に第４回目の審議が行われた。第４回目の審議では、懲罰賠償の請求濫用および賠償額の巨額化を防止するために、適用要件を重大な損害が生じた場合に制限すべきという意見が現れていたゆえに、法律委員会は草案第３稿の立法審議稿47条の「健康に損害」を「重大な健康に損害」と修正した上に「死亡」の場合を加える同時に、「相応の」という表現で懲罰賠償額の範囲を制限し、47条がそれである。

行された。

しかしながら、立法者は、持続的経済の発展にダメージを与えないために、懲罰賠償を不法行為責任の全領域ではなく製造物責任の領域に限定して取り入れることにした。要するに、同法47条（以下では、「47条」という。）において、その適用要件を「加害者の主観的故意」と「死亡・健康上の重症」に満たした場合に限定したのである[7]。また、立法過程においては、三鹿毒粉ミルク事件から生じる全国民の怒りや不満を解消するために、従来の慎重な姿勢を変更し、懲罰賠償を明文化し、同法を速やかに成立させたと立法者が強調している[8]。さらに、47条は悪意の製造者・販売者に対して懲罰賠償を請求できることを明らかにしているものの、その賠償額について、同法草案および成立した同法は後述の両建議稿を採用せず、「相応的」という表現を用いており、具体的な賠償額の算定方法と範囲を人民法院の自由裁量権に委ねることとした[9]。同条は、以下のように規定する。

> 47条[10]
>
> 製品の欠陥の存在を明らかに知りながら製造・販売を継続し、他人を死亡させ、または健康に重大な損害をもたらした場合、被権利侵害者は相応の懲罰的損害賠償を請求する権利を有する。

このような賠償額の算定方法と範囲を規定しない点において、前述した消費者法、商品住宅に関する司法解釈、食品安全法の３つ領域における懲罰賠償額の定型化（本論文では、予め算定基準と賠償額の範囲が具体的に特定されている算定方法を「定型化」と称する。）と、この不法行為責任法における当該制度は大きく異なっているのである。

---

[7] 張新宝・前掲注（４）447頁、王勝明主編『中華人民共和国侵権責任法釈義第２版』（法律出版社、2010年）244頁参照。

[8] 王利明『中華人民共和国侵権責任法釈義』（中国法制出版社、2010年）233頁参照。

[9] 王勝明主編・前掲注（７）224頁参照。

[10] 中国語原文：〔第47条　明知产品存在缺陷仍然生产、销售，造成他人死亡或者健康严重损害的，被侵权人有权请求相应的惩罚性赔偿。〕

第２節　立法過程における議論状況

（１）立法参加者の主張

不法行為責任法の審議過程において、二つの専門家団体による「建議稿」[11]がある。それぞれ梁慧星と王利明が代表として、民法学者を組織して作成したものである。両者の建議稿はどちらも懲罰賠償を不法行為責任法へ導入することに賛成する立場を採っているものの、適用範囲・適用要件および賠償額の範囲について相違点を認めることができる[12]。

また、「建議稿」と別に、民法学者の楊立新[13]は、製造物責任に懲罰賠償を限定適用することにも賛成しているが、さらに、「未成年者の性的

---

[11] 梁慧星がリードした中国社会科学院の草案建議稿1708条は「故意に他人の生命・人身・健康、または感情的意義のある財産を侵害した場合は、法院は加害者に損害賠償のほかに、賠償金額の３倍以下の懲罰賠償金を課すよう判決することができる。」と規定する。梁慧星『中国民法草案建議稿第三版』（法律出版社、2013年）353頁。王利明がリードした中国人民大学の草案建議稿96条は「生産者・販売者の故意または重大な過失により製造物に欠陥が存在させ、他人の人身的、財産的損害を生じさせた場合に、被害者は生産者・販売者に代金の２倍になる賠償を請求することができる」と規定する。王利明『中国民法：侵権行為法編』（人民法院出版社、2003年）232頁。

[12] 王利明の草案建議稿（以下では、「王利明案」という。）と梁慧星の草案建議稿（以下では、「梁慧星案」という。）には、以下の３点が異なっている。第１に、適用範囲について、王利明案は製造物責任に限定している。これに対して、梁慧星案は、消費者法旧49条を踏まえて、不法行為責任法における損害賠償の全分野に適用されるような一般条項を定めている。第２に、懲罰賠償金の算定方法と範囲について、王利明案は「生産者、販売者に代金の２倍になる賠償を請求することができる」と定めたのに対して、梁慧星案は「加害者に賠償金額の３倍以下の懲罰賠償金を支給するよう判決することができる」と定めている。第３に、適用要件について、王利明案では言及されず、梁慧星案は加害者に加害の故意、他人の生命・身体・健康または感情的意義の有する財産的侵害が生じたことを要件としている。

[13] 楊立新によれば、セクシャルハラスメントおよび性的な自由・自己決定権の侵害に対して、48条３項は「未成年者の性的利益を侵害し、それによって重大な損害をもたらした場合に、被害者は懲罰賠償金を請求することができる。」と規定する。楊立新『中華人民共和国侵権責任法草案建議稿及説明』（法律出版社、2007年）136～140頁参照。

利益」を侵害するような不法行為も、未成年者の心身ともに重大な傷害をもたらすから、特別規定として懲罰賠償の適用をも認めるべきであり、このとき、具体的な賠償額は法院に認定させると主張している。

（2）法の体系性を重視する意見

不法行為責任法に懲罰賠償の導入を検討する過程において、国外の学者の意見を聞くために検討会が開催された[14]。検討会資料によれば、フランスの民法学者は、懲罰賠償を不法行為責任法に導入することに反対していた。

彼らによると、懲罰賠償は刑事法上の懲罰的性質を有するものである。これらに対して、中国法は大陸法に属し、民事法と刑事法を区別するものである。仮に、懲罰賠償を導入すると、刑法上の懲罰としての損害賠償を填補としての民事法上の加害者に課すことになる。このとき、刑事法上の加害者に与えられるはずの手続保障が与えられないことになってしまう。このように、懲罰賠償は、中国法の前提である区別された私法と公法の健全な働きを阻害し、法秩序全体の調和や権利実現を妨げることとなる、と彼らは当該制度の導入に強く反対したのである。

（3）如何なる形で懲罰賠償を実現するのかをめぐる見解

懲罰賠償が不法行為責任法の総論ないし各論のどの部分に規定すべきかについて、見解が分かれている。以下では、それぞれを確認していく。

（ｉ）総論に規定すべきとする見解

懲罰的機能を効果的に発揮するために、懲罰賠償を不法行為責任法の

---

[14] 2008年６月に江蘇省蘇州市において、法制工作委員会、江蘇省高級人民法院、中国人民大学およびフランスパリ第二大学との共同主催による「侵権法改革国際検討会」を開催した。当該検討会では、フランスの学者はフランス法における製造物責任と懲罰賠償をめぐる議論状況を紹介したうえに、懲罰賠償を不法行為責任法に導入することが法体系上の不均衡をもたらすこととなり、すなわち民事責任と刑事責任との区別関係であるため、より慎重的に対応すべきとの意見があった。全国人大常委会法制工作委員会民法室編『侵権責任法立法背景與観点全集』（法律出版社、2010年）697～699頁参照。

総論に当たる部分に、つまり不法行為のすべてに共通するルールとして規定すべきであるとする見解がある。このような見解を採る理由は、例えば当該制度を製造物責任に限定した場合、故意に汚染物を排出する環境侵害のような不法行為や、証券取引において故意に虚偽情報を拡散し投資家に損害を与えるような不法行為に対して、懲罰的機能がない状態になるためである[15]。

（ⅱ）総論と各論ともに規定すべきとする見解

懲罰賠償の懲罰・抑止機能を効果的に発揮させるために、当該制度を不法行為責任法の総論および各論に当たる部分にそれぞれ導入すべきであるという見解も見られる。この見解によれば、製造物責任のみならず、多様な不法行為類型に対応することができる懲罰賠償を一般条項として不法行為責任法の総論および各論中に定めることによって、その他の不法行為類型も、懲罰賠償を適用することができ、填補的損害賠償制度の枠組みの中に一つの条文として位置付けるべきである。例えば、「法によって懲罰賠償を規定した場合は、本法の規定に従う。」という文言で定めるべきと提案されている。

このような見解を採ることで、基本法としての不法行為責任法の総論と各論は前後統一することとなり、一般条項の根拠となると同時に、その他の法域（単行法）およびそのたの不法行為類型の場合でも懲罰賠償を適用する余地が設けられることとなる。また、当該制度の適用範囲を故意による製造物責任が生じた場合に限定することを排除することが可能性になると指摘されている[16]。

（４）立法過程における学説の議論状況

（ⅰ）反対派（少数説）

懲罰賠償を明文として不法行為責任法に規定すべきか否かについて、

---

[15] 朱岩「従大規模侵権看侵権責任法的体系変遷」中国人民大学学報３期（2009年）９頁参照。

[16] 郭明瑞＝張平華「侵権責任法中的懲罰性賠償問題」中国人民大学学報３期（2009年）28頁参照。

学説では圧倒的に賛成とする見解が多く、反対する見解は比較的少数に留まっている。反対派は主に以下の３つの点で、懲罰賠償を不法行為責任法へ導入することに反対している。すなわち、第１に、懲罰賠償は実質的に私人による罰金かつ民事の違法行為に対する制裁的措置であり、私法上の填補性原則と相容れず、私法領域に懲罰賠償を導入することは私法と公法の境界を混乱させること[17]。第２に、経済の発展という側面から見れば、巨額な懲罰賠償金を企業に課すことによって、先端技術産業などの発展を阻害することになりかねない。また例えば、賠償金を課された製造業者が商品の値上げを行うことで賠償金の負担を消費者に転嫁しようとしたり、賠償金負担に保険金を充てようとするだとうから保険業界への弊害が生じたりする事態も想定されうる[18]。第３に、この制度によって、被害者が実際の損害の範囲を超えた賠償金を獲得することは、不当利得の問題が生じうる。したがって、当該制度と民法上の不当利得制度とは矛盾関係となり、被害者が填補的賠償より多くの賠償を獲得できる法的根拠がない[19]。以上のような三つの指摘が主になされている。

これらの指摘をまとめれば、私法と公法との混在、莫大な賠償金の負担による産業や経済の停滞への懸念、さらに賠償金によっては被害者に不当利得の可能性が生じることによる民法体系との整合性といったが問題が発生することを考慮して、懲罰賠償の不法行為責任法への導入が反対されているのである。

なお、反対派の一部においては、「民刑峻別論」という観点から、将

---

[17] 金福海「懲罰性賠償制度不宜納入我国民法」煙台大学学報第２期（2003年）158頁、肖青正「侵権損害賠償的功能探析」法制與社会３期（2008年）58頁、栄振華「懲罰性賠償制度思辨―兼評我国《侵権責任法》第47条」甘粛政法学院学報117期（2011年）121頁参照。

[18] 徐海燕「我国導入懲罰性賠償制度的法学思考」杭州師範学院学報２期（2004年）99頁参照。

[19] 奚暁明主編＝最高人民法院侵権責任法研究小組編著『中華人民共和国侵権責任法条文理解与適用』（人民法院出版社、2010年）339～341頁、李晶珠＝竇玉前「我国導入懲罰性賠償的理論障碍批判」山東科技大学学報７巻１期（2005年）58頁参照。

来民法の一部になる不法行為責任法に当該制度を導入することについては反対するが、特別法ないし単行法によって制定することについては賛成するとする見解も見られる[20]。

---

[20] 民刑峻別論を提唱する学者によれば、「比較法上において、懲罰損害制度を民法に導入している国はみられないこと、大陸法国の中でも、懲罰賠償制度な導入を巡っては争われていること、中国ではそもそも懲罰賠償制度に関する理論研究が不十分であること、本制度が民法の目的、性質、機能と合わないことが指摘され、民法体系への直接的な導入に反対している。その理由について、『まず、不法行為責任法の根本的機能の一部は、被害者の損害を填補し、不法行為者を制裁するためではない。懲罰賠償制度は、形式的には私法上の責任であるが、実質的には公法上の責任である。不法行為責任法の制定においても、民刑峻別の概念を堅持すべきであり、公私責任の区別ができない懲罰賠償を不法行為責任法に導入してはならない。次に、民法は私人間の権利と利益関係を調整する法規範であり、その適用には当事者間の平等的地位が前提となるのであって、当事者一方が他方を懲罰する権利を有するものではない。民法の一部である不法行為責任法における過失責任に含まれた懲罰性内容は、自然に消えていく傾向にある。また、懲罰賠償は、行政上の不足を補充する行政法の性格を有するため、民法の基本内容ではない。実証研究によれば、消費者法における懲罰賠償は懲罰的機能とする役割が果たされず、民法から見れば当該制度は本質的な法的内容ではなく例外規定であると言わざるを得なく、そのため民法の一般的規定として適用してはならない。民事法は平等的主体間の財産および人身関係を調整する規範であり、そのため役割が限定的であるため民事規範によって社会生活において発生した問題を解決することを望むことはできない。懲罰賠償は懲罰的性質の現われであり、地位が不平等である主体間に適用される措置である。現代社会において、このような措置は公法領域で存在し、私人は国家の職権を代替することができない。仮に国家が社会全体利益を保護することに怠慢或いは積極的でない場合においても、国家における法の執行力の強化という角度から解決案を探るべきであり、国家権力を私人に譲渡するないし民事法に懲罰的権力を与えることはできない』とする。したがって、単行法或いは特別法は一般的に公法的な性質を有するため、単行法或いは特別法において懲罰賠償を制定することによって、懲罰賠償の例外適用を認めることに賛成する」と指摘されている。尹志強「我国民事法律中是否需要導入懲罰性賠償制度」法学雑誌３期（2006年）76頁、尹志強「侵権行為法的社会功能」政法論壇25巻５期（2007年）153頁、金福海『懲罰性賠償制度研究』（法律出版社、2008年）182頁、孫玉紅「侵権法懲罰功能的再思考―兼評《侵権責任法》第１、第47条」中国社会

上記した懲罰賠償を不法行為責任法へ導入することに反対する見解への強力な反論も提示されている。その反論の内容を簡単に略説すると、当該制度は、大陸法系の民法理論と衝突しないということ[21]、また企業に大きな経済的負担させることによって経済の発展に大きなダメージを

科学院研究生院学報４期（2011年）４頁参照。

[21] 白江は、懲罰賠償制度が民法との整合性について、以下のように論じている。すなわち、「①懲罰賠償は『私犯』（不法行為）を対象としており、社会公共利益や国家利益を侵害する『公犯』（犯罪行為）ではない。そのため基本的な責任は私人である被害者の利益を保護することにあり、全体的社会公共利益や国家利益は付随的に保護されるものである。それゆえに、性質的には私法の範疇に属し、公法としての刑法や私法の公法化の産物ではない。当該制度は不法行為を懲罰することによって、再び不法行為が引き起こさないよう抑止機能を有するとともに、特殊な補填的賠償の機能をも有するものである。②厳格な公法と私法の区別によって、狭く民事責任を定義し、懲罰性は公法の刑法としての特徴と任務であって、私法においては懲罰性がしないとする概念を定めることにより、規則と体系的法学方法論を構築することは伝統的大陸法概念であり、法律形式主義とドグマの典型的な顕れである。この概念を貫徹することは、法の明確な現実性と多様性、および法的政策性に対する考慮を無視し、法の動的革新と発展、現実的事件に対する最適な判決を下すことに不利に与える。このような理論で懲罰賠償を否定或いは制限することは『形式』に対する過剰な協調であり、実質性を無視し、現実における有益な役割や機能を無視している。それゆえに、大陸法である民法が懲罰賠償制度と直面する際に、革新や発展を前提にその内容を豊かにすべきであり、概念学と体系を通じて当該制度を排除或いは制限すべきではない。③伝統的大陸法系の国家における民法と民法理論も革新と発展をし続ける状態にあり、私人による懲罰の執行や私法が懲罰的制度を制定する態度も次第に変化している。④世界における法の移植の傾向から見ると、過去数十年で激化したグローバル化から、各国における市場経済の発展と市場経済に関わる法制度の統一化も強化されてきている。アメリカ法の制度として存在した懲罰賠償も、大陸法系国家に参考とされた上で不法行為法の立法や理論での改革に結びついたのである。そのため、懲罰賠償の性質から考えれば、当該制度は大陸法系の民法理論と衝突せず、よりオープンマインドの姿勢により当該制度を受け入れるべきである。したがって、当該制度を民法に導入することによって、大陸法系と中国民法の現代社会発展に適し、積極的に現代市民社会と向き合うことができるようになる」である。白江「我国応拡大懲罰性賠償在侵権責任法中的適用範囲」清華法学９巻３号（2015年）128頁参照。

も与えないということ[22]、そして被害者が巨額な賠償金を獲得しても、それは不当利得ではないということ[23]、これら三つの理由から反論が行

[22] 李敏は、経済発展への阻害について、企業に大きな経済的負担させることによって経済の発展に対してダメージを与えるとの見解に対して、以下のように反論する。利益を追求するあまりに、毒ミルク事件のように生命・人身に過大な回復できない損害を与えることは、中国製の商品に対する世界の印象を悪くさせることとなる。このような悪質な違法行為を抑止するために最適な懲罰賠償制度が必要である。なぜなら、当該制度は、高品質な商品を製造するよう製造者・販売者を監督することができる。懲罰賠償が課されることを気にせずに、自らの利益を追求するために人々の生命や健康を軽視し、低コストの低劣な商品を製造・販売しつづける製造者・販売者が倒産したとしても惜しまなく制裁をすべきである。つまり、製造者が合法的かつ最善な措置を行えば、製造物に欠陥が生じたとしても懲罰賠償が課される可能性はなく、その反面、悪意に満ちた危険な製造物を製造・販売した企業は倒産に陥る可能性がこの制度によって生じる。このようにして懲罰賠償制度は企業に対する警告の役割を果たし、抑止的機能を持つのである。また、保険加入による賠償金を逃れる可能性や商品価格を高く設定することによって懲罰賠償金を転嫁することについては、現在、中国の保険業界では、懲罰賠償を保険適用外としている。仮に保険適用になったとしても、保険会社は違法行為の発生率と収益を考慮し、保険料を高額に設定することが考えられ、そのため製造者・販売者は巨額の保険料を負担することができない可能性を指摘する。さらには、市場経済の下では、商品価格は激しい市場競争に依存するものであり、不当に商品価格を高く設定すると当該商品の競争力が失われることとなる。したがって、保険料や高い商品価格の転嫁により懲罰賠償の懲罰的機能が阻害されることは考え難いと反論している。李敏「論懲罰性賠償制度在我国侵権責任法中的適用與完善」寧夏大学学報32巻５期（2010年）75頁参照。

[23] 懲罰賠償金を被害者に与えることが不当利得とならない理由について、「道徳の視点に鑑みれば、悪意或いは他人の権利を無視し、他人に対して侮辱や軽視を行った非難を受けるべき加害者の違法行為は、被害者に財産的・非財産的損害のみならず、道徳的な損害も与えたものと考えられる。懲罰賠償制度は、加害者の悪質な不法行為に着目し、上述したような道徳的損害に対して、一種の制裁・抑止機能を与える特殊な賠償である。当該制度の性質に鑑みれば、当該賠償金を取得することは宝くじがあたったようなことではなく、不当利得にもなるようなものではなく、被害者が法の実質的正義および自由平等への尊重という理念に基づいて、受けるべきものである。また、私人による法の実現と

われている。

（ⅱ）賛成派（多数説）

学界の多数の学者が、不法行為責任法に懲罰賠償を導入することについて賛成している理由については、主に以下の３点にまとめることができる。

第１に、社会秩序維持の観点からすると、懲罰賠償は、加害者を罰することによって不法行為を抑止することができ、それによって正常な社会秩序を保つことが期待できる。第２に、填補的損害賠償制度の本質は、被害者に生じた現実の不利益を金銭による填補することにとどまるのであって、加害者の故意・悪性による侵害行為を罰することに着目していないものである。このことから、資力があり、さらに道徳的感情に欠ける人間にとっては、事前の原価計算において、仮に被害者に身体・生命の損害を生じさせたことにより填補的損害賠償を支払うことになってもその金銭を上回るだけの利益を得られることが分かれば、その商行為をやめることはないだろう。そのように捉えると、加害者の故意・悪性の態度ないし他人の身体・生命を軽視する姿勢を非難に値する効果が果たされず、民法における公平原則（損害の公平な分担）にも反している。

いう視点に鑑みれば、当該制度は、加害者の違法行為に対する教化と懲戒機能であり、さらに社会に向けて見せしめ効果が期待されるがゆえに、法を実現するために実損害金より超過した賠償金を訴訟奨励として被害者および弁護士に与えることを許しているのである。したがって、懲罰賠償の有する多様な奨励機能によって、正義と社会的意義のある法の実現行為を奨励かつ促進する合理性がある」と示している。また、「不当利得制度の目的という観点から見れば、当該制度は社会における実質的正義を実現するためにある。懲罰賠償制度は、悪意な不法行為者に対する懲罰と抑止、かつ社会に対する見せしめ機能を主としている。そこで、被害者の完全なる保護という視角から考えれば、懲罰賠償も実質的正義を実現するための有効的な手段であると理解されるため、不明確で計算できない損害に対しても、被害者に十分な損害賠償を受けさせることができるのである。悪意の不法行為者による人身的損害が被らせた被害者の苦痛は一生消えないものであり、法定による懲罰賠償金を取得することは不当利得になることはない」と駁論する見解もある。楊立新・前掲注（13）72頁、李敏・前掲注（22）78頁参照。

さらにいえば、このような制度は、悪性の強い加害者でも被害者に金銭さえ支払えば、金銭と引き換えに不法行為をしていいと放任していることとなる、という反面的効果を生じさせることになりかねない[24]。第３に、填補的損害賠償制度は、相当因果関係の範囲に限定し、被害者の損害と対等にしているが、実際に損害と賠償との不均衡がしばしば生じるケースがある。その不均衡を是正するために懲罰賠償を導入すべきである。例えば、加害者の故意の不法行為によって被害者に物心両面にわたり甚大な損害を被らせた場合には、被害者が権利を主張するために要する時間・費用・機会のコストや心身の傷等の「実質的損害」と解すべきである。このような実質的損害を埋め合わせすることについて、填補的損害賠償では不十分である。それゆえに、不法行為責任法の中に懲罰賠償を導入すべきであると主張されている[25]。

（ⅲ）適用範囲を特殊な不法行為へ拡大すべきとする見解

懲罰賠償の導入に賛成しているものの、不法行為責任法にとどまらず、環境汚染責任[26]および知的財産権の侵害責任[27]にもそれぞれ懲罰賠償を導入すべきである、という一部の学者の見解もあった。この見解は、不法行為責任法の立法時には影響を与えることはできなかったが、近ごろ、これらの主張を汲み取る形で、2020年５月28日に可決、成立した民法では知的財産権侵害と環境汚染・生態破壊侵害領域に当該制度が導入された（詳細は後述）。

さらに興味深い見解として、徐国棟は、個人の尊厳や人格そのものを保護するという理念に基づいて、故意に人格権を侵害した不法行為に対

---

[24] 李平「懲罰性賠償在我国侵権法領域的適用」江淮論壇５期（2006年）60頁参照。

[25] 楊立新『侵権責任法』（法律出版社、2012年）333頁参照。

[26] 孫玉栄「環境侵権民事責任中的懲罰性賠償研究」2006年年会学術検討会論文集（一）中国法学会環境資源法学研究会（2006年８月）215頁参照。

[27] 温世揚＝邱永清「懲罰性賠償與知識産権保護」法律適用12期（2004年）50頁、梁志文「補償與懲罰―著作権法定賠償制度価値研究」電子知識産権12期（2005年）14頁、銭玉文＝駱福林「論我国知識産権法中的懲罰性賠償」法学雑誌４期（2009年）113頁、易健雄＝鄧宏光「応在知識産権領域引入懲罰性賠償」法律適用４期（2009年）92頁参照。

して、懲罰賠償を適用すべきであると主張する[28]。この意見によれば、懲罰賠償を債権法各論における不法行為の部分に規定し、当該条文は故意による人格権侵害のみに対する懲罰賠償であることとなり、財産権侵害が含まれないものとされる。これと関連して、梁慧星案[29]においては、「故意に他人の生命・人身・健康、または感情的意義のある財産を侵害した場合」との主張がなされており、人格権に含まれると考えられる生命・健康・身体・感情といった客観的に把握できる侵害類型に適用範囲を限定している点に両者の違いが生じることになる、と評価できるだろう。

第３節　制度の機能をめぐる近時の議論状況

不法行為責任法に懲罰賠償が導入されてから、学界では、当該制度の機能が懲罰と抑止であると考える学者を支持する学者は依然として多数を占めている。しかしながら、当該制度の実社会での受容のあり方を背景として、経済法上の奨励機能[30]と多様な機能の混在説という新たな見解が湧きあがったのである。

---

[28] 民法編纂活動に参与した厦門大学の徐国棟も研究グループを組織して、民法の「建議稿」を作成した。当該建議稿1634条は「故意に他人の人格権を侵害し、かつ重大な結果をもたらした場合に、法院は加害者に対して、損害賠償の他に、賠償金額の倍額の懲罰賠償金を課すことができる。」と規定し、1635条は「懲罰賠償金の範囲は、賠償額と同額から賠償金額の３倍までとする。」と規定する。徐国棟『緑色民法草案』（社会科学文献出版社、2004年）725頁参照。

[29] 案建議稿1708条は「故意に他人の生命・人身・健康、または感情的意義のある財産を侵害した場合は、法院は加害者に損害賠償のほかに、賠償金額の３倍以下の懲罰賠償金を課すよう判決することができる。」と規定する。梁慧星・前掲注（11）353頁参照。

[30] 寿厲氷＝陳乃新「略論懲罰性損害賠償的経済法属性」法商研究６期（2002年）25頁、金福海「論懲罰性賠償責任的性質」法学論壇19巻３期（2004年）59頁、劉水林「論民法的“懲罰性賠償”與経済法的“激励性報償”」上海財経済大学学報４期（2009年）３頁、孫效敏「奨励制度與懲罰性賠償制度之争―評我国《侵権責任法》第47条」政治與法律７期（2010年）89頁参照。

（ｉ）経済法上の奨励機能説

経済法学者の孫効敏は2010年の論文で次のように述べていた。まず、①消費者法旧49条は中国法では初めて懲罰賠償を導入したのではない[31]。次に、②消費者法、食品安全法および14年商標法（後述する）におけるいわゆる懲罰賠償は、国家行政機関による監督の不足を補足するために設けた訴訟提起する者への奨励制度である。そして、③これらの奨励制度は経済法上の制度と位置づけられ、制度の機能は奨励に過ぎず、民法学者たちの主張する懲罰ではない。

孫効敏によれば、不法行為責任法に懲罰賠償を導入することは、民法と刑法・行政法・経済法の性質・区別を混乱させ、民法の基本理念および基本原則に背く問題などが生じさせることになる。民法学者は、政府監督力の不足を補完できる経済法上の奨励制度を、悪質な不法行為を罰するために「懲罰賠償制度」と称して民事法の不法行為責任法に導入してしまった、と指摘している。

孫効敏の批判の背景にある民事法と経済法における理念と性質上の相違点とは次のようなものである。

すなわち、民事法の発想とは、損害が発生していることを前提として、懲罰賠償の主たる機能とは、被害者の損害を填補的賠償し、それによって加害者を懲罰するのである。その適用範囲は、当事者間の対等平等である加害者と被害者を想定している。これに対して、経済法の立場とは、損害の発生ではなく、事業者・経営者による取引秩序の破壊や社会公共利益の侵害を前提としている。奨励制度を通じて政府監督の不足を補充し、物質的な報酬（金銭や品物）を通じて、社会全体が欠陥の存在を明らかに知りながらなお製造・販売する行為と闘うことを奨励しようという発想があるのである。その適用範囲は、消費者と事業者・経営者との

[31] 孫効敏は、「目下の学界では、消費者法旧49条と商品住宅に関する司法解釈における『双倍賠償』（増額賠償）、食品安全法旧96条における『10倍賠償』、特許法旧65条における『多倍賠償』（多数の倍額賠償）制度は国家監督力の不足を奨励する制度であり、この奨励制度を懲罰賠償制度と誤認している現状が未だに認識されていない。また、多くの学者は、消費者法旧49条の『双倍賠償制度』は中国法における懲罰賠償制度の始まりという認識も誤解である。」と指摘している。孫效敏・前掲注（30）97頁参照。

間の情報の質および量並びに交渉力の格差にある当事者間、或いは不特定多数のホイッスルブローワーを対象としている。

このような理由で、民事法上の懲罰賠償は、填補的損害賠償の原則に背けて、経済法的性質の懲罰賠償を制定する必要性があるのかについて整合的に説明できないのである。したがって、懲罰賠償は、民事法の一部分として位置づけられた不法行為責任法の中に導入されているにもかかわらず、純粋な民法上の理論的理解では、その他の民事法に属する特別法との整合性およびその適用範囲に問題が生じうる。47条の制度機能は、懲罰ではなく、経済法上の概念であるところの奨励に過ぎないのではないか。

（ⅱ）多様な機能の混在説

当該制度の機能を、完全補償、懲罰と抑止、および市場取引の促進、という４種の機能が混在していると解する見解がある[32]。この見解について、不法行為責任法の専門家の一人である張新宝は、「不法行為責任法における多様な機能を持つ見解は、懲罰賠償制度の合理性を導くことができるのみならず、他国における懲罰的損害賠償制度の発展状況および中国法の裁判実務状況に照らして沿っていることに間違いない。したがって、不法行為責任法の機能は多様である」[33]と、肯定している。

さて、以上のように、立法者および学説の議論状況を踏まえると、47条の機能は抑止･懲罰であることに多くの学者に承認されているものの、最近はこれに反対する興味深い少数説も見られるようになってきている、といえよう。

第４節　小括

2010年初期頃において、政治・経済への体制転換による激しく変化した中国社会では、誠実信用の欠如、利益追求による製造物の欠陥によって人々の財産のみならず、生命・人身の被害へ広がるようになってきて

[32] 王利明・前掲注（11）115 ～ 116頁参照。

[33] 張新宝「侵権責任法立法：功能定位、利益平衡與制度構建」中国人民大学学報３期（2009年）２～８頁参照。

いる。これらの被害事件が経済の発展と社会の安定を揺るがす緊迫した社会の状況を解決するために、不法行為責任法に懲罰賠償を明文化した。それによって、増加しつつある社会的問題や矛盾を緩和させるためである。

制度の機能について、多数説によれば、加害者を懲罰することによって不法行為を抑止される機能を持つ。つまり、当該制度の懲罰・抑止であるとされている。つまり、潜在的な加害者の注意力を喚起させ、いわば「見せしめ」の効果によって類似的な不法行為の再発を防止し、社会全体の利益および社会の安定を促進させようという目標を実現することにあると示されている。

しかしながら、不法行為責任法に導入された懲罰賠償は、経済法上の奨励制度である。これには経済法上の奨励機能および多様な機能の混在説があるが、多数説にはならなかった。なお、経済法学者の奨励機能説も注目すべき見解といえよう。

第５章　不法行為責任法制定後の立法展開

2010年以降、不法行為責任法に明文の形で懲罰賠償が立法化されたこと、および政治・経済社会の変化等を背景に、消費者法や食品安全法が当該制度機能の強化のために法改正された。また、新たな法分野へ懲罰賠償を全面的に導入することが求められるようになった。本章では、各法改正と各法分野へ当該制度の導入に関する背景、および制度機能をめぐる近時の議論状況を分析していく。

第１節　旅行法（2013年10月１日）

（１）制定の背景

高度成長期であった中国経済は2008年のリーマンショックなどの影響を受けて、それ以降の経済成長が少なからず不況ないし停滞にさらされていた。この停滞から脱するため、政府による４兆元にのぼる景気刺激策が行われ、再び高い成長率の回復を狙っていくのである。この過程において、わけても、2010年以降、「住宅価格の抑制」[34]、「所得倍増計画」

[34] 第２章で述べたように、2000年代から都市部の住宅価格は急騰している。こ

(2010年～ 2020年)、「金融引き締め政策」といった新たな政策を実施したとともに、消費者の動きを活発化させることで、観光産業政策を国内観光の発展に重点を置くとした。すなわち、これまで経済成長を支えてきた「輸出投資主導型からより安定的な内需主導型」[35]の経済体制への転換を図ったのである。

そこで、国務院は2009年に観光産業政策に関して、「観光産業の発展を速めることに関する意見」、2011年に「全国紅色（革命史跡）観光発展規画綱要（2011年～ 2015年）」、2013年に「国民観光に関する綱要」[36]を相次いで発布した。そこでは、観光産業を「国民経済の戦略的支柱産業」や「人民大衆の需要に応える現代サービス業」[37]として重視し、今後の経

れは中国経済にとって大きなリスクであることを認識した政府は、2010年４月に『国務院関於堅決遏制部分城市房価過快上涙的通知』（国辨発［2010］10号『国八条』）を公布した。当該通知は「一部の大都市における商品住宅に対する過剰需要により価格が高騰している。それは、一般国民が住宅市場を通じて居住問題を解決することが難しくなるだけでなく、金融リスクを増加し、経済および社会の正常な成長を妨げる。」と述べている。詳細について、亢越＝行武憲史「中国における住宅価格抑制政策の効果分析」住宅土地経済89号（2013年）28～36頁に参照されたい。

[35] 松島光男「内需主導型の経済構造を目指す中国」（2012年４月19日）〔https://www.dir.co.jp/report/asia/asian_insight/120419.html〕（最終閲覧：2023年５月12日）、大橋英夫「中国における対外経済政策の転換」JRI レビュー４巻３号（2013年）42頁参照。

[36] 国務院辨公庁『国務院辨公庁関於印発関於国民旅游休閑綱要（2013－2020年）的通知』（国辨発［2013］10号）（2013年２月２日）〔http://www.gov.cn/zwgk/2013-02/18/content_2333544.htm〕（最終閲覧：2023年５月12日）。

[37] 石原享一は、改革開放から現在に至るまでの中国の観光政策を以下の四段階に分けている。すなわち、第１期（1978年～ 1991年）は、観光産業の初歩的段階である。この段階の観光産業は、一方では外交政治活動に利用され、他方では外貨獲得型産業である。第２期（1992年～ 1997年）は、第三次産業の発展の担い手として、計画経済型の観光産業政策から市場経済型の観光政策へ転じ、観光産業関連の価格規制緩和や観光環境の整備などの構築、および国内外の観光も開放期を迎えている。第３期（1998年～ 2008年）は、1998年に観光産業を新たな経済成長の担い手として、観光消費による内需拡大、観光市場秩序の形成、国際標準化への接近へ、そして2001年に中国を「世界の観光強国」という

済成長エンジンとして民間の観光消費市場を拡大する経済構造へ変化すると提起している。このように国務院が方針を打ち出したのは、国内旅行者の受け入れによる収益および観光に関連する新たなサービス事業の創出と雇用が生み出すことによって、経済と社会の安定が実現するからである。

このような政策を背景にして、国内旅行者は急速に拡大した。2012年の統計データによれば、国内旅行者の受け入れが対前年比12.1％増となり、それによる収益は2.27万億元にもあがる。まさに、観光産業に関連するビジネスが拡大の一途を辿っているのである[38]。

ところで、観光産業においても本論文の検討対象となるような社会的問題が発生している。例えば、国内の各地で悪質な旅行会社が格安のパッケージツアーを組み、または原価以下で外部からの団体旅行を下請けし、ツアーガイドには正規の報酬を支払わず、ツアー客に対して強制の買い物から得られるリベートを収入源とする「零負団費」[39]の形態を用いるようなツアーである。

このような悪質なツアーではさらに、強制買い物を拒むツアー客を旅

新たな目標に向かっていく段階である。そして、第４期（2009年～現在）においては、観光産業を「国民経済の戦力的支柱産業」および「人民大衆の需要に応える現在サービス業」という目標が掲げられている。そこで、国務院による国内観光の発展に重点を置く新たな方針である「観光産業の発展を速めることに関する意見」なども配布されていた。という四つの段階である。詳細について、石原享一「中国の観光産業政策と観光統計の整備―“土標準”（自国基準）と“洋規矩”（国際基準）とは折り合えるか―（国際シンポジウム「東アジアの観光動態に関する学術的研究」特集論文）」アジア研究13巻（2018年）61～81頁に参照されたい。

[38] 国家統計局によると、2012年の一年間では国内旅行者は29.6億人、それによる収益は２兆2706億元、外国旅行者の受け入れは2719万人、国際旅行による外貨収入は500億ドルに達している。「中華人民共和国2012年国民経済和社会発展統計公報」（2013年２月22日）〔国家統計局ウエブサイト：http://www.stats.gov.cn/statsinfo/auto2074/201310/t20131030_450316.html〕（最終閲覧：2023年５月12日）。

[39] 小林正典「中国のパッケージツアーに関する若干の考察：包価旅遊契約を中心に」和光大学現代人間学部紀要10号（2017年）41頁参照。

行途中からツアーバスの乗車を拒否するなどの行為がしばしば発生した。このような商業道徳を逸脱したツアーの横行によって、ツアー客への憤怒と取引秩序の混乱が激化され、新たな社会問題となっている[40]。

以上のような新たな政策と社会問題を背景として、法律の制定によって規制する必要性が高まってきた。そこで、2009年12月から旅行法[41]の法案起草作業が開始されたが、2010年に最高人民法院による「旅行紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」[42]（以下では、「旅行紛争に関する規定」という。）が先に公布された。当該規定において、懲罰賠償を内容とするのは、17条２項である[43]。

その後、旅行法草案は旅行紛争に関する規定を踏めて、2012年８月27日に第11期全人大常務委員会第28回会議に提出され、２回の審議が経て後2013年４月25日に、旅行法が第12期全人大常務委員会第２回会議で採択し、同年10月１日に施行された[44]。同法70条１項後段（以下では、「70条」

---

[40] 中華人民共和国旅游法解読編写組『中華人民共和国旅游法解読』（中国旅游出版社、2013年）39頁、小林正典「中国の旅行遊覧法―旅遊と旅遊者の概念を中心に」和光大学現代人間学部紀要８号（2015年）71頁、岡村志賀子「中華人民共和国旅行法」外国の立法257号（2013年）114頁参照。

[41] 中国では、「中華人民共和国旅遊法」と表示されているが、本論文では、「旅行法」と称する。

[42] 2010年10月26日に、最高人民法院による「旅游糾紛案件審理における法律適用の若干の問題に関する規定」（最高人民法院関於審理旅游糾紛案件適用法律若干問題的規定（法釈〔2010〕13号））が施行された。

[43] 17条は「旅行会社は契約に違反し、旅行行程を無断に変更する、観光地を漏れ落ちる、旅行サービス項目を減らす、旅行サービスの基準を下回ることなどの行為を行った場合には、旅行者が旅行会社に対して、旅行サービス項目の未完成部分に相当する合理的費用を請求するときは、人民法院はそれを支持しなければならない。旅行会社がサービスを提供する場合において、詐欺行為があったときは、旅行者が旅行会社に対して被った損失の２倍賠償を請求するときは、人民法院はそれを支持しなければならない。」と規定する。

[44] 旅行法制定前に公表された旅行関連の法整備について簡単する。改革開放政策が実施された後1982年に旅行法制定に向けた検討がなされた。1988年には第７期全人大委員会と国務院における立法計画の一項目に加えられが法案ものの、提出に至らず、結局国務院への提出は1991年であった。同法案が提出され審議中に、国務院は1996年に旅行社管理条例、1999年に旅行ガイド管理条例、

という。）に懲罰賠償が導入された。その内容は、以下の通りである。

> 70条[45]
>
> 旅行会社はパッケージツアー契約の義務を履行せず、又は契約義務の履行の内容が契約上の義務に適合しない場合、法に従って履行を継続し、救済措置を施し、又は損失を賠償する等の違約責任を負わなければならない。旅行者に人身損害・財産損失を与えた場合、法に従って賠償責任を負わなければならない。旅行会社が契約を履行する能力を備えており、なお旅行者から契約の履行を求められたにもかかわらず、契約の履行を拒否し、これによって旅行者に人身損害・滞在延長等の重大な結果を与えた場合、旅行者は旅行会社に対して、旅行費用の相当額以上３倍以下の賠償金を請求することができる。

第２節　新消費者権利利益保護法（2014年３月15日）

2013年４月23日に第１回審議が行われ（第１次草案）、同年８月26日に第２回審議が行われた（第２次草案）。その後の同年10月21日第３回審議での修正を経て、2014年３月15日に新消費者法が施行されることとなった。内容としては、懲罰賠償の強化、適用の要件や適用の範囲、および賠償額の算定などについての改正がなされた。

以下では、改正後の制度について簡単に概観しよう。

2009年５月１日に「旅行社条例」、同年12月に「国務院関於加快発展旅游業的意見」（旅行業の発展加速に関する国務院の意見）、2010年に旅行紛争に関する規定、2013年２月に国務院弁公庁は「国務院弁公庁関於印発国民旅游休閑綱要（2013－2020年）通知」（国民観光旅行・レジャー綱要）を相次いで発表した。中華人民共和国旅游法解読編写組『中華人民共和国旅游法解読』（中国旅游出版社、2013年）１～３頁参照。

[45] 中国語原文：〔第70条　旅行社不履行包价旅游合同义务或者履行合同义务不符合约定的，应当依法承担继续履行、采取补救措施或者赔偿损失等违约责任；造成旅游者人身损害、财产损失的，应当依法承担赔偿责任。旅行社具备履行条件，经旅游者要求仍拒绝履行合同，造成旅游者人身损害、滞留等严重后果的，旅游者还可以要求旅行社支付旅游费用一倍以上三倍以下的赔偿金。〕

（1）消費者法の改正趣旨

立法者は、消費者法の改正趣旨につき次のように解説している。すなわち、「消費者法は1993年に制定された。それから既に20年近く施行されており、消費者の合法的権利利益の保護、社会経済秩序の維持、社会主義市場経済の健全な発展促進に対して重要な役割を発揮してきた。しかし、経済社会の発展の経過に伴い、中国の消費方式や消費構造および消費理念には大きな変化が生じ、消費者の権利利益保護の領域において多くの新たな状況の変化や問題が発生しているため、適時、同法を速やかに改正して、消費者権利利益保護の法律制度を完備する必要がある」と、そのうえで、立法者は改正作業で留意すべきポイント[46]までも指摘している。

また立法者は、多くの人民が関心を持っている問題の一つに、経営者が虚偽などの詐欺行為を用いて消費者の権利利益を侵害し、それによって消費者の生命・健康さえに重大な損害をもたらしたことに対する懲罰を強化すべきであると人民から求められていることである。それゆえに、改正草案は、詐欺行為に対する懲罰の強度を引き上げる、と説明している。

要するに、ここでは、中国社会における経営者の悪質な違法経営実態に対する抜本的対策の必要性が指摘されている、といえる。中国では、経営者の誠実信用概念の低さ、社会公共道徳（公序良俗）に反している詐欺行為が残念ながら存在すると言わざるを得ない。この問題を解決するために、社会における誠実信用原則の強化（同法16条３項）[47]によって経営者が自ら法定義務を履行し、社会的責任を果たすよう導き、誠実信用原則による消費環境を育成し、信義則を構築・強化するように提案す

---

[46] 全国人大常委会法制工作委編＝李適時主編『中華人民共和国消費者権益保護法釈義』（法律出版社、2013年）342頁、全国人大常委会法制工作委員会民法室編著＝賈東明主編『中華人民共和国消費者権益保護法解読』（中国法制出版社、2013年）327頁参照。

[47] 消費者法16条３項は、「経営者は消費者に対して商品またはサービスを提供する場合には、社会公共道徳を守り、誠実信用に従った経営を行い、消費者の合法権利利益を保障しなければならず、不公平、不合理な取引条件を設定し、取引を強制してはならない」と規定する。

るものである。

（２）旧49条に対する改正趣旨

旧49条に関して見たように訴訟を提起することによって経営者の詐欺行為を懲罰・抑止することが期待されていた。しかしながら、旧49条が制定された後に、社会全体や裁判実務においては、賠償額が低く、悪質な経営者に対する懲罰機能が十分に果たされなくなった[48]ため、詐欺行為は増加する一方であった。それゆえに新法を改正する必要性が生じた。

そこで、立法者は消費者の保護をさらに強化し、経営者の悪質な詐欺行為等を抑止するための懲罰の強化という同法の改正目的を原則として、偽物と粗悪品を製造販売する経営者にさらなる罰を加えるために、旧49条の改正を行った。すなわち、「違法行為を行う経営者の存在を抑止し、消費者に対する不法行為が再び発生することを予防するために、違法な経営者を懲罰することが必要である。具体的には、経営者が詐欺行為を行い、かつそれにより重大な損害を生じさせた場合には、高額の『懲罰賠償金』を支払わせることが重要である。『懲罰賠償』を明確に規定することにより、違法な経営者を相手として提訴する被害者も、実際の損害よりも高額な損害賠償金を得ることが可能となり、市場環境の健全化が図られる」[49]と立法者は説明している。

（３）懲罰賠償をめぐる各回審議会の議論状況

①消費者法改正案草案の内容（2013年４月23日）[50]

さて、この法改正については、全人大常務委員会に改正案（草案）がその説明とともに提出されている。本論文が注目したいのは、詐欺行為に対する懲罰を強化するための、次の条文案である。

すなわち、改正案草案25条[51]は、「法律に従って刑事責任をおわなけ

---

[48] 楊立新「我国消費者保護懲罰性賠償的新発展」法学家２期（2014年）78頁参照。

[49] 賈東明・前掲注（46）266頁参照。

[50] 賈東明・前掲注（46）329頁参照。

[51] 改正案草案25条は、「経営者の提供する商品またはサービスに詐欺行為があった場合、消費者の請求に応じて消費者の被った損失を増額賠償しなければ

ればならない」という刑事責任を増設したうえに、賠償額の範囲を商品価格またはサービス代金の２倍まで引き上げ、さらに、経営者が商品に欠陥があることを知りながら、当該商品やサービスの欠陥により生命・人身の重大な損害を与えた場合には、消費者は受けた損害の２倍以内の範囲での「損害賠償」を請求することができる規定を追加したのである。

②第１次改正案草案審議（2013年８月26日）[52]

改正案草案25条に対して、常務委員のメンバー・代表・地方・部門および一般市民（パブリックコメント）から「社会においては、経営者が依然として偽物を製造すること、時には消費者の生命・健康に重大な損害をもたらす欠陥商品を製造することに照らせば、経営者の主観的故意性の強さに対する草案規定の懲罰の重さが軽すぎるのではないか。やはり、懲罰賠償額を高めるべきである。」という意見が出された。それによって、審議を経て、改正案草案25条を以下のように修正された。

すなわち、第１次改正案草案審議稿27条[53]（以下では、審議稿27条という。）は、提出された意見が受け入れられず、審議稿27条では改正案草案25条に規定された経営者が「法律に従って刑事責任をおわなければならない」という部分が削除されたのである。

ならず、賠増賠償額は消費者が購入した商品の価格または受けたサービス費用の２倍とする。増額賠償額が500元未満の場合、500元とする。なお、法律に別途規定がある場合は、その規定に従う。経営者が商品またはサービスに欠陥があることを明らかに知りながら消費者に提供し、消費者またはその他の被害者が死亡、または健康に重大な損害を生じさせた場合には、法律に従って刑事責任をおわなければならない。また、被害者は経営者に対して、被った損害の２倍以下の民事賠償を請求する権利を有する。」と規定する。

[52] 賈東明・前掲注（46）336頁参照。

[53] 審議稿27条は、「経営者の提供する商品またはサービスに詐欺行為があった場合、消費者の請求に応じて消費者の被った損失を増額賠償しなければならず、賠増賠償額は消費者が購入した商品の価格または受けたサービス費用の２倍とする。経営者が商品またはサービスに欠陥があることを明らかに知りながら消費者に提供する詐欺行為は、消費者またはその他の被害者が死亡、または健康に重大な損害を生じさせた場合には、被害者は経営者に対して、被った損害の２倍以下の民事賠償を請求する権利を有する。」と規定する。

③第２次改正案草案審議（2013年10月21日）[54]

第２次改正案草案審議会では、以下のような提案がされた。すなわち、まず、審議稿27条１項における増額賠償額の上限をさらに引き上げること、次に、同条２項における「民事賠償」を「懲罰賠償」という用語に改めること、そして、「消費者の受けた損害」に関する範囲を、同法48条と50条に規定された人身・財産的損害および精神的損害の範囲と明確にすること、である。

このような提案を受けて、第２次改正案草案審議26条は、審議稿27条１項における増額賠償の上限を３倍に引き上げられ、審議稿27条２項の「消費者の受けた損害」の範囲について、人身的損害と財産的損害のみならず精神的損害も含まれること、さらに「民事賠償」を「懲罰賠償」という名称に改正された。現行法55条はそれであり（以下では、「55条」という。）、以下の通りである。

55条[55]

経営者が商品またはサービスを提供する場合において、詐欺行為があったときは、消費者の要求に従い、消費者の受けた損失につき増額賠償しなければならない。増額賠償の金額は、消費者が購入した商品の価格または受けるサービス費用の３倍とする。増額賠償額が500元未満の場合、500元とする。なお、法律に別途規定がある場合は、その規定に従う。

経営者が商品またはサービスに欠陥の存在を明らかに知りながらなお消費者に提供し、消費者に又はその他の被害者を死亡させ、若しくは健康に重大な損害をもたらした場合において、被害者は経営

[54] 賈東明・前掲注（46）341頁参照。

[55] 中国語原文：〔第55条　经营者提供商品或者服务有欺诈行为的，应当按照消费者的要求增加赔偿其受到的损失，增加赔偿的金额为消费者购买商品的价款或者接受服务的费用的三倍；增加赔偿的金额不足五百元的，为五百元。法律另有规定的，依照其规定。

经营者明知商品或者服务存在缺陷，仍然向消费者提供，造成消费者或者其他受害人死亡或者健康严重损害的，受害人有权要求经营者依照本法第四十九条、第五十一条等法律规定赔偿损失，并有权要求所受损失二倍以下的惩罚性赔偿。〕

者に対して、本法49条、51条などの法律規定に基づいて損失の賠償を請求することができ、並びに受けた損失の２倍以下の懲罰賠償を請求する権利を有する。

以上のように、最終的（2013年10月24日の決定意見報告書）に、旧法49条は現行法55条１に、賠償額を３倍までに引き上げされた。また、同条２項に「受けた損失の２倍以下の懲罰賠償」が明文化された。これは、不法行為責任に適用されているため、アメリカ法における懲罰的損害賠償の上限規制を参照したのであるとされる。

同条の最大な特徴は、旧49条の契約責任から55条２項の不法行為責任へ拡大したこと、55条２項は賠償額の算定方法が旧49条と異なり、算定基準を実損害額とする点にこれまでとの違いところである。つまり、新設した２項の性質は不法行為責任からである。重要なことは、従来、不法行為責任法47条の懲罰賠償の算定方式について不明確であった―賠償額の算定方法―を、55条２項を応用することで、「補充・具体化」した点にある、と立法者が説明している[56]。

（４）近時の議論状況

李友根は、制度機能である懲罰の役割を全くないと否定することができないと主張している。彼は、旧49条の主たる機能は、訴訟誘導へ利用される奨励ないし訴訟推奨であり、それは現実に発生した数々の社会問題に基づいて採用されたのである。つまり、消費者被害より社会全体の利益侵害まで広がられた不誠実な経営者と闘うための解決手段として、国家政策的な制度であると解している。しかしながら、旧49条が制定された後、当該制度の機能が懲罰であると誤認されたことによって、社会全体、学界および裁判実務においては、詐欺行為を行った経営者に対する懲罰力が増加することへと大きく期待を抱くように変わった。それゆえに、法改正過程において、如何にして経営者を強度な懲罰を課すかにばかり注目し、当然ながら懲罰を制度機能として、求めるようになっている。

それゆえに、旧49条によっても悪質な加害者側に対するせいせいとし

[56] 賈東明・前掲注（46）282頁参照。

ては不十分との意見が多数存在し、これを受けて新法では、「……商品の価格または受けるサービス費用の３倍とする。増額賠償額が500元未満の場合、500元とする」という形で賠償額の範囲が引き上げられたわけである。したがって、懲罰賠償額の算定基準を商品価格とすることが変えずに、賠償額の範囲のみ引き上げたことから考えれば、新法は旧法と比して、経営者への懲罰効果が幾分強化されていることが評価できよう[57]、と説明している。

また、立法者は、懲罰賠償の懲罰機能の強化と明確に取り上げられている。それゆえに、加害者側の主観的故意性や詐欺的態様の程度を考慮とせず、賠償額の算定基準を一律に商品の価格としているその合理性について、どのように捉えればよいかという疑問が生じうるのである。それゆえにこそ、消費者法改正過程において、全国人民代表は、「消費者法旧49条における懲罰賠償額の算定基準は、商品価格またはサービス費用の全体価格か支払った部分、あるいは瑕疵部分だけを指しているかについて、明確にすべきだ」[58]と指摘していた。

第３節　新食品安全法（2015年10月１日）

習近平政権になってから、中国共産党（以下では、「党または中共」と略す。）18期４中全会（2014年10月）で「依法治国を全面的に推進する若干の重大問題に関する決定」[59]（以下では、「2014年決定」という。）が通過された。当該決定は、「法治国家建設」を政治改革の目標として提唱し、「党が立法を領導し」、「違法行為を罰し、大衆の利益を保護するに重要な制度体系」、「社会矛盾早期警戒メカニズムの改善・法制化を進める（健全社会矛盾预警机制）」などの方針を明示している。つまり「党による『依法治国』の推進」[60]である。

---

[57] 李友根「懲罰性賠償制度的中国模式研究」法制與社会発展2015年６期125頁参照。

[58] 李適時・前掲注（46）365頁参照。

[59] 中共中央関於全面推進依法治国若干重大問題的決定」〔中央政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/zhengce/2014-10/28/content_2771946.htm〕（最終閲覧：2023年６月12日）。

[60] これについては、但見亮『中国夢の法治―その来し方行く末―』（成文堂、2019年）58頁以降を参照されたい。

このような目標を実現するために、立法者が食品安全法の改正作業を推進した。そこで、2014年５月より食品安全法改正草案が提出され、４回のパブリックコメント募集が行われ後、2015年10月１日より施行された。法改正の主たる内容は、リスクの未然防止、シームレスな監督管理、厳格な処罰・懲罰（違反者に対して許可証略奪、生涯従事禁止、職務怠慢処分の強化など）、社会共同管理（告発奨励制度、食品安全情報公表、虚偽情報流出禁止、食品保険の創設推進）である。

（１）法改正の趣旨

食品安全法の改正趣旨について、立法者は、「違法による食品の製造・販売および食品安全事件の多発問題が依然として顕著していること、食品安全に対する監督体制・手段・制度等もなお不十分であることおよび賠償額の低さによって抑止的効果が果たされなかったことを解消するために、……より食品安全監督・管理の科学性と有効性を高め、食品安全を保証し、身体健康と生命の安定を保障するために、食品安全法を改正する必要性が生じた。」と説明している[61]。

よって、2014年６月23日より食品安全法が改正され、新食品安全法148条（以下では、「148条」という。）は新消費者55条を参考にして、旧96条２条を部分的に改正し、2015年10月１日に施行された[62]。しかし、148条は、消費者法55条を参考にしたかと言えば、「懲罰賠償」という名称を使用しなかった。当該規定は、以下の通りである。

---

[61] 張勇（国家食品薬品監督管理総局局長）「関於《中華人民共和国食品安全法（修訂草案）》的説明―2014年６月23日在第十二届全国人民代表大会常務委員会第九次会議上」（信春鷹『中華人民共和国食品安全法釈義』（法律出版社、2015年）438～440頁参照。

[62] 食品安全法改正草案が2014年６月に国務院によって第12期全人大常務委員会第９次会議に提出され、初回の審議を経て同年12月に第12期全人大常務委員会第12次会議で二回目の審議が行われた。2015年４月に第12期全人大常務委員会第14次会議で第三回の審議を経て、同月24日に採択され、同年10月１日より施行された。

148条[63]

消費者が食品安全基準に適合しない食品により損害を受けた場合、経営者に対して損失賠償を請求することができ、又は製造者に対して損失賠償を請求することもできる。消費者の賠償請求を受けた製造者･経営者は、「首負責任制」(先に責任を負う制度)に基づき、先に賠償を支払わなければならず、責任を転嫁してはならない。製造者の責任に属する場合、経営者は賠償後に製造者に求償する権利を有する。経営者の責任に属する場合、製造者は賠償後に経営者に求償する権利を有する。

食品安全基準に適合しない食品を製造し、又は食品安全基準に適合しないことを明らかに知りながら販売した場合、消費者は損失賠償を請求するほか、製造者又は経営者に食品価格の10倍又は損失の３倍の賠償金を請求することもできる。増額賠償金が1000元に満たない場合は1000元とする。但し、食品のラベル・説明書に食品の安全性に影響しない、かつ消費者に誤認を生じさせない瑕疵がある場合を除く。

（２）制度機能をめぐる近時の議論状況

行政法学者も、懲罰機能に対して、以下のように批判している。すなわち、148条は製造者と経営者の帰責事由を異なる基準を設けている。つまり､製造者が懲罰賠償責任を負うときは無過失責任原則による一方、経営者が食品安全基準に適合しないことを明らかに知りながら販売した

[63] 中国語原文：〔第148条　消费者因不符合食品安全标准的食品受到损害的，可以向经营者要求赔偿损失，也可以向生产者要求赔偿损失。接到消费者赔偿要求的生产经营者，应当实行首负责任制，先行赔付，不得推诿；属于生产者责任的，经营者赔偿后有权向生产者追偿；属于经营者责任的，生产者赔偿后有权向经营者追偿。

生产不符合食品安全标准的食品或者经营明知是不符合食品安全标准的食品，消费者除要求赔偿损失外，还可以向生产者或者经营者要求支付价款十倍或者损失三倍的赔偿金；增加赔偿的金额不足一千元的，为一千元。但是，食品的标签、说明书存在不影响食品安全且不会对消费者造成误导的瑕疵的除外。〕

場合には懲罰賠償が課されることとなっている。このような異なる基準が設けられたことによって、制度運用では混乱が引き起こされる恐れが生じうる[64]、と説示している。

また、148条の機能が製造者・経営者の懲罰にあり、一つの行為に対する行政法による行政罰が科されることとこの賠償は二重の罰となることを根拠として、懲罰賠償の適用を縮小すべきであると指摘している行政法学者もいる[65]。彼の考えとは、そもそも、食品安全法において懲罰賠償が導入されたのは、社会にあふれる有害有毒食品を管理監督する行政側の欠如を補充し、消費者による違法行為を懲罰するに必要とされていたからである。同様に、行政法における行政罰は、義務違反に対して課せられる金銭的懲罰であり、その効果または役割が懲罰であることは懲罰賠償と一致している。それゆえに、懲罰賠償と行政罰が両者とも経済的懲罰という点から、同じ違法行為で二度罰せられてはならない。よって、懲罰賠償の適用にあたって、行政罰が課されたか否かを考慮して、慎重にすべきである、と解している。

しかし、この考え方には本論文の筆者は同意できない。なぜなら、まさに、行政側に欠如があるからこそ民事上の懲罰賠償が必要だからである。積極的に行政側の責任が果たされていたのであれば、社会的に懲罰賠償が必要ないと言われたはずである。しかしながら、多くの領域で当該制度の導入が拡大しているのは、まさに今もなお行政側の問題があることを示していると推定されるのである。さらに、仮に、懲罰の二重状態が存在したとしても、懲罰賠償が消費者個人への法益侵害への救済として、行政罰が社会全体の法益侵害に対応すると考えれば、これらは論理的に並存可能だと思われる。

第４節　旧民法総則（2017年10月１日）

（１）制定の背景

民法の編纂について、これまで1956年、1964年、1982年および2001年

---

[64] 高秦偉「論食品安全規制和最佳威慑的実現」行政法学研究６期（2016年）３頁参照。

[65] 趙鵬「懲罰性賠償的行政法反思」法学研究41巻１号（2019年）41～55頁参照。

12月23日に「中華人民共和国民法（草案）」が第９回全人大常務委員会第31回会議に上程され、４度にわたり制定が試みられたが、2002年以降、長いことその作業を潜めていた[66]。

その後、2014年決定では、「中国の特色ある社会主義法制体系の建設にあたって、立法を先行させることを堅持し、指導と推進という立法の役割を発揮させなければならない」ことが強調された。それとともに、民法編纂が重大な立法任務であるため、その編纂作業の再開が決定された[67]。

しかし、全人大常務委が発表した「2016年工作要点」[68]では、民法編纂は第一段階として民法総則の制定、その次の段階として民事法の全面的整合の民法を目指すという二段構えで行うことと発表したのである。そこで、立法者は、2017年３月までに民法総則を制定し、2018年に民法の各編が提出された後、2020年３月までに全国人代で民法制定に至るという予定で行ったのである[69]。

（２）制定の経緯

2015年３月以来、法制工作委員会による民法総則起草作業グループが組織されるとともに編纂作業が着手され、2016年６月14日に民法通則を基礎として修正し、外国の立法経験を参考したうえにたたき台が作成さ

---

[66] 詳細については、鈴木賢「中国民法史から見た民法総則の位置づけについて（小特集・中国における『民法総則』の制定）」法律時報89巻５号（2017年）95～99頁を参照されたい。

[67]「中国共産党第18期中央委員会第４回全体会議」（2014年10月23日）〔人民中国：http://www.peoplechina.com.cn/zhuanti/node_90121.htm〕（最終閲覧：2023年６月28日）。

[68]「全国人大常務委2016年工作要点」（2015年12月14日第12期全人大常務委員会第58回委員会議）中国人大雑誌９期（2016年）〔中国人大ウエブサイト：http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc//zgrdzz/2016-05/30/content_1990632.htm〕（最終閲覧：2023年５月20日）。

[69] 李建国全人大常務委員会副委員長「関於《中華人民共和国民法総則（草案）》的説明―2017年３月８日在第十二届全国人民代表大会第五次会議上」〔中国人民ウエブサイト：http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2017-03/09/content_2013899.htm〕（最終閲覧：2023年５月22日）。

れた[70]。同年６月27日に開催された第12期全国人代常務委員会第21回会議に民法総則草案が提出され、第１回目の審議が行われた。ただし、ここでは、懲罰賠償が導入されていなかった。

2016年11月２日の第12期全国人代常務委員会第24回会議で第２次審議稿について第２回審議が行われ、第８章民事責任引受の方法に懲罰賠償が導入されるようになった。同年12月27日に全人大常務委員会は民法総則草案の第３次審議稿に関する意見募集を行われた。2017年２月10日に、法制工作委員民法室による民法総則草案（第３次審議稿）を修正し、翌３月５日の第12期全人大第５次会議で採択され、同年10月１日より施行された[71]。これで民法編纂の第１段階が完了し、制定へ向け確固たる基盤が築かれたのである。

（３）制度機能をめぐる議論状況

民法総則179条（以下では、「179条」という。）は、民法通則134条[72]が列挙した11種類の民事責任引受の方式（同条１項）に、くわえて「法律が懲罰賠償について規定する場合、その規定による。」を２項として明記した。これらの民事責任引受の方式は単独で適用されることも、組み合わせて適用されることも可能であると３項に規定された。当該条文は、以下の通りである。

179条
　民事責任引受の方式には、以下のものがある。
（１）侵害停止、（２）妨害除去、（３）危険除去、（４）財産返還、（５）原状回復、（６）修理･作り直し･交換、（７）履行の継続、（８）

[70] 民法総則起草作業グループが最高人民法院、最高人民検察院、国務院法制辨、中国社会科学院、中国法学会によって構成されていた。何勤華＝李秀清＝陳頤『新中国民法草案総覧（増訂本）』（北京大学出版社、2017年）1570頁参照。

[71] 杜涛『民法総則的誕生　民法総則重要草稿及立法過程背景紹介』（北京大学出版社、2017年）50～376頁、何勤華ほか・前掲注（70）1571頁参照。

[72] 旧民法通則134条は「侵害停止、妨害除去、危険除去、財産返還、原状回復、修理･作り直し･交換、履行の継続、損害賠償、違約金、影響除去･名誉回復、謝罪」と規定する。

損害賠償、（９）違約金、（10）影響除去・名誉回復、（11）謝罪。
法律が懲罰賠償を規定するときは、その規定に従う。
本条に所定の民事責任引受の方式は、単独で適用することができるほか、組み合わせて適用することもできる。

ところで、何故民法総則に懲罰賠償が導入されたのか、についてはこれまで定かではなかった。というのは、2015年６月24日に中国法学会が全人大法制工作委員会に提出した「中華人民共和国民法・民法総則専門家建議稿（提出稿）」[73]、梁慧星が担当した「民法草案建議稿・総則編」[74]、および楊立新が執筆した「民法・総則編建議稿」[75]では、懲罰賠償について言及されなかったからである。

そうした中で、近時、民法総則における懲罰賠償の導入について、次のような解説が示されている。

全国人大法制工作委員会民法室一処処長の石宏は、民法総則に懲罰賠償を導入した理由について説明している。すなわち、民法総則における懲罰賠償の導入は、債権者（不法行為者）を懲罰することによって、繰り返して行う悪質な違法行為を阻止し、かつ他人に同様な違法行為を行わないような警告するためである。そもそも、一般規定として民法通則に当該制度が導入されなかったものの、消費者法、食品安全法、不法行為責任法に懲罰賠償が導入されていた。そのため、民事責任における懲罰賠償を民法総則に導入すべきと主張する見解が多く存在していた。これを受けて、民事法における填補的損害賠償制度に特別な損害賠償制度として懲罰賠償を導入すべきであると説明している[76]。要するに、一般

[73]「中華人民共和国民法・民法総則専家建議稿（提出稿）」（2016年２月24日）〔中国民商法律ウエブサイト：https://www.civillaw.com.cn/zt/t/?id=30198〕（最終閲覧：2023年４月22日）。

[74] 梁慧星「中国民法草案建議稿・総則編」・何勤華『民法編纂論』（商務印書館、2016年）227頁参照。

[75] 楊立新「中華人民共和国民法・総則編建議稿」・何勤華『民法編纂論』（商務印書館、2016年）284頁参照。

[76] 石宏『中華人民共和国民法総則条文説明、立法理由及相関規定』（北京大学出版社、2017年）421頁参照。

法としての民法通則に当該制度が導入されなかったため、民法総則制定のさいに、民事責任引受の方式に懲罰賠償が増設されたのである、という見解である。

第５節　医療損害責任訴訟に関する司法解釈（2017年12月14日）

（１）公布の背景

ここ数年では、医師と患者の衝突に関する「医患関係」ニュースが頻繁に注目を集め、わけても患者が医師を暴行する事件が多発し、世間で話題となっている。これは、医療保障制度の未完備、医療機関や医師が利益追求するため診療中に過剰診療・投薬による患者の死亡事故、または患者に明確な利益をもたらさない過剰な臨床検査などを行ったことによって、患者に生命・身体・財産に損害を生じさせたことに起因している[77]。また、国民所得水準の上昇から美容整形手術の人気が増しているが、トラブルの絶たない人身的損害事件が多発している[78]。

他方で、美容・健康に関する消費は経済成長への促進効果が期待されているため、2016年８月19日～20日に開かれた全国衛生と健康大会で習近平は「全国民の健康を最優先し、全面的な健康がなければ小康社会も語れない。」[79]などと発言した。その後26日に、中共・国務院によって「健康中国2030計画綱要」[80]が発表された。当該綱要は、「健康最優先、協力・共有、全国民の健康」を基本方針とし、医療サービス、食品安全、スポーツ産業、医療保険、シルバーサービス産業、環境保護といった幅広い分

---

[77] 趙麗＝陳暁彤＝劉爽＝孫宝志「我国医患関係緊張現状及深階原因剖析」現代医院管理11巻１期（2013年）72頁参照。

[78] 「『整形しないなら、出勤するな！』ママに整形を強要された挙げ句、大失敗！中国19歳ホステスの悲劇」（2016年８月18日）〔https://www.excite.co.jp/news/article/Cyzo_201608_19_10/?period=1〕（最終閲覧：2023年５月18日）。

[79] 「全国衛生與健康大会19日至20日在京召開」（2016年８月20日）〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/xinwen/2016-08/20/content_5101024.htm〕（最終閲覧：2023年５月20日）。

[80] 中共中央国務院「“健康中国2030”規劃綱要」（2016年10月25日）〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/zhengce/2016-10/25/content_5124174.htm〕（最終閲覧：2023年６月20日）。

野に渡っており、全国的な健康システムの構築や、健康的な生活方式の普及、健康水準を先進国と同レベルにするといった目標を打ち出している。つまり、医療を経済発展の主要産業とし、健康の促進が国家戦略と位置付けられている。

このような状況を背景として、2017年３月27に最高人民法院は「中国共産党第19回全国代表大会の精神と習近平による健康中国の重要論述を貫徹するため、健康中国の戦略的」[81]と述べ、「医療損害責任紛争事件を正確に審理し、法に基づき当事者の合法的な権利利益を保護し、医師と患者の調和のとれた関係の構築を推進し、衛生と健康事業の発展を促進するため、不法行為責任法と民事訴訟法などの法律に基づき、裁判実務と結びつけて、本解釈を制定した。」[82]を目的として、「医療損害責任紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」[83]（以下では、「医療損害責任訴訟に関する司法解釈」という）を公布し、同年12月14日より施行された。懲罰賠償が規定されたのは23条であり、その内容は、以下の通りである。

23条[84]

医療製品の製造者・販売者が医療製品に欠陥の存在を明らかに知りながら製造・販売を継続し、患者を死亡させ、或いは健康に重大な損害をもたらした場合、被権利侵害者は、製造者・販売者に対し

[81] 陳龍業「医療損害責任承担法律適用規則的完善和発展―対《最高人民法院関於審理医療損害責任糾紛案件適用法律若干問題的解釈》第18条、第20条、第23条的解読」法律適用３期（2018年）50頁参照。

[82] 楊立新「最高人民法院関於審理医療損害責任糾紛案件司法解釈理解理解運用與案例解読」（中国法制出版社、2018年）１～２頁参照。

[83] 2017年12月14日に、「最高人民法院関於審理医療損害責任糾紛案件適用法律若干問題的解釈（法釈〔2017〕20号）」が公布された。これに関して、宇田川幸則＝張瑞輝「中国における医療損害責任に関する司法解釈」法政論集278号（2018）263～277頁参照。

[84] 中国語原文：〔第23条　医疗产品的生产者、销售者明知医疗产品存在缺陷仍然生产、销售，造成患者死亡或者健康严重损害，被侵权人请求生产者、销售者赔偿损失及二倍以下惩罚性赔偿的，人民法院应予支持。〕

て損失賠償および２倍以下の懲罰賠償を請求するときは、人民法院はそれを支持しなければならない。

（２）近時の議論状況

最高人民法院研究室民事処副処長の陳龍業は、医療損害責任訴訟に関する司法解釈23条は懲罰機能であると述べたうえに、不法行為責任法47条は製造物責任に関する「相応の懲罰賠償」を定めている。医療製品は製造物であり、民衆の健康・福祉と密接に関連している。医療製造物責任に懲罰賠償が適用されることは、法理論の問題が生じないだけでなく、医療領域における医療製品取引の混乱、偽医療製品の製造・販売の問題拡大に対して重要な意義があると解説している[85]。

この解説によれば、不法行為責任法47条は、懲罰賠償額の算定方法や賠償額の範囲について規定しなかった。そこで、医療損害責任訴訟に関する司法解釈23条は、欠陥医療製品によって患者に死亡または健康に重大な損害を生じさせた場合、被害者が製造者・販売者に対して、損失賠償および２倍以下の懲罰賠償を請求することができると規定しているのである。要するに、同条は不法行為責任法47条を踏襲したうえに、欠陥医療製品の製造・販売を継続した場合に懲罰賠償が適用されると明文化し、損害を被った患者は製造者・販売者に対して損失賠償と２倍以下の懲罰賠償を請求することを可能にしている条項だといえる。

第６節　薬品管理法（2019年12月１日）

（１）制定背景

薬品管理法は2001年２月に制定された。ところが、2007年に元国家食品薬品監督管理局局長は700万元（約1.1億円）を収賄し、さらに薬品審査基準を改ざんし数種類の偽造薬品を許可したため、投与された患者が腎不全を起こさせた事件が起きた[86]。

---

[85] 陳龍業・前掲注（81）50頁参照。

[86]「中国共産党の反腐敗運動　鄭篠萸元食品薬品管理局長、死刑執行」（北京週報、2007年７月10日）〔http://japanese.beijingreview.com.cn/zt/txt/2007-07/11/content_79082.htm〕（最終閲覧：2023年２月10日）。

このように、急速に偽造薬品が社会問題化していることに対応するために、一方で、2014年に最高人民法院は「食品薬品紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」（以下では、「食品薬品に関する規定」という。）を公布した。しかしながら、当該規定は「食品薬品」と称しているが、15条[87]に欠陥食品に関する懲罰賠償を定めただけで、欠陥薬品について規定しなかった。他方では、薬品管理法は2013年12月、2015年４月[88]にわたって二回の法改正を行ったのであった。

そして、第３回目の薬品管理法改正は2018年９月に開始され、立法者の国家薬品監督管理局[89]が国務院に「薬品管理法改正案（草案送審稿）」を提出した。同改正案は2019年８月26日第13回全人大常務委員会第12回会議で採択され、2019年12月１日より施行されたのである。

第３回法改正について、以下のような経済政策および世間を揺るがした事件が背景となったと考えられる。

経済政策について、2015年より国務院はIoT、AIなど次世代情報技術と製造業を融合させることで、「製造大国」から「製造強国」へ転換することをスローガンとした経済政策「中国製造2025規画」[90]を打ち出し

---

[87] 15条は、「食品安全基準に適合しない食品を製造し、又は食品安全基準に適合しない食品であることを明らかに知りながら販売を継続した場合、消費者は製造者・販売者に対して損失賠償を請求するほか、食品価格の10倍賠償金を主張し、或いは法律規定するその他の賠償基準に基づいて賠償金を請求するときは、人民法院はそれを支持しなければならない。」と規定する。

[88] 2015年に薬品の監督管理体制には巨大なうねりが巻き起った。承認審査制度に関して、非常に重要な新政策が相次いで発表されました。すなわち、国務院が2015年８月18日に発表した「薬品・医療機器の承認審査制度の改革に関する意見」（国発（2015）44号）、およびCFDAが公布した「薬品の承認申請の滞貨問題を速やかに解決する為の政策意見の徴取についての公告」（2015年第140号通達）が公布された。

[89] なお、2018年４月以降の中国の国家組織再編により、「国家食品薬品監督管理局」が、「国家食品監督管理局」および「国家薬品監督管理局」に分けられることになった。薬品・医療機器に関する監督当局は「国家薬品監督管理局」である。

[90] 「国務院関於印発《中国製造2025》的通知（国発〔2015〕28号）」（2015年５月19日）〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/19/content_9784.htm〕（最終閲覧：2023年６月１日）。

た。同規画は、バイオ医薬などを国家戦略上の重点分野として位置づけている。そして、具体的には、バイオ医薬と高性能医療器械の研究開発を進め、国際協力を強化し、重点産業の国際的な配置を推進し、企業の国際競争力を向上させる。また、バイオ医薬などのハイエンド製造分野に外資を導入し、海外の企業や研究機関が中国にグローバル研究開発機関を設立することへの奨励などを表明した[91]。

大きな出来事としては、2018年に中国の製薬業界では偽造薬品、粗悪薬品およびネットの普及でジェネリック薬品の流通の摘発事件が相次いだということである。特に問題となったのは次のような事件である。すなわち、同年７月に国家食品薬品監督管理局は、吉林省にある長春長生生物科技有限会社が25万本の狂犬病ワクチン（以下では、欠陥ワクチンという。）の製造過程で記録偽造など重大な違法行為が存在したことを発表したとともに、同社に対して当該狂犬病ワクチンの製造停止および廃棄処分を命じた。それにもかかわらず、欠陥ワクチンが山東省政府傘下の疾病予防センターを通じて同省内に流通し、21万人以上の児童に接種されたのである[92]。当該事件は、2008年毒ミルク事件以来最も被害者数の多い悲惨な出来事である。

この欠陥ワクチン問題で中国世論が沸騰したため、中央政府の空気は張り詰めていた。そこで、習近平は、「薬物の安全性を確保することは、各級の共産党委員会と政府の避けられない責任であり、常に人民の健康を最優先しなければならない。ワクチン管理システムを完備し、人民の重大な利益を保障し、社会の平穏と大局的安定性を保つ、薬物の安全性を確保することは、あらゆるレベルの党委員会と政府の避けられない責任である。そのため、薬品安全管理監督を切実に強化すべき」であるこ

---

[91] 許安標「《薬品管理法》修改的精神要義、創新與発展」行政法学研究１期（2020年）３～16頁参照。

[92] 2018年７月19日、長春長生生物科技有限会社は「吉林省食品薬品監督管理局による86万元（約1420万円）の違法所得を没収されると同時に、違法生産薬品価格の３倍罰金258万元（約4260万元）を科せられた」と発表した。鄒海林「中国を揺るがした欠陥ワクチン事件の全貌　言論統制と放置される被害者たち」日経ビジネス（2018年８月３日）。〔https://business.nikkei.com/atcl/opinion/15/101059/080100168/〕（最終閲覧：2023年５月１日）。

となどを強調したうえに、「たとえいかなる企業または人に関係しようとも、容赦なく厳罰に処分し、絶対に容認しない」[93]などを指示し、相次いで徹底調査を緊急に命じた。

このような経緯および経済政策を受けて、薬品管理法改正作業が着々と進められ、法改正開始からわずか一年で採択されるに至った。薬品管理法は、「薬品管理の強化、薬品品質の確保、国民の薬品安全使用および合法的な権利利益の保障、国民健康の保護・促進」を目的として掲げている。薬品業の急速な発展の現実的な需要に合わせて、同法144条３項に偽薬品・粗悪薬品の製造・販売における懲罰賠償が設けられたとされている[94]。その規定は、以下の通りである。

144条３項[95]

偽造薬品、粗悪薬品を製造し、或いは偽造薬品、粗悪薬品であることを明らかに知りながら販売・使用を継続した場合、被害者又はその近親者が損失賠償を請求するほか、薬品価格の10倍賠償或いは損失の３倍賠償金を請求することもできる。増額賠償金が1000元に満たない場合は1000元とする。

（２）制度機能をめぐる議論状況

管見の限り、薬品管理法144条３項は懲罰賠償であると論じる論稿は少数にとどまっている。その一つとして、全人大委員会副委員副主任の許安標は、「今回の法改正目的は、薬品管理制度を完備すると同時に、厳格な懲罰を堅持することによって抑止効果が期待され、法的責任を厳しく設定し、力を入れて違法コストを高め、それによって最も厳しい処

[93]「習近平対吉林長春長生生物疫苗案件作出重要指示」（2018年７月23日）〔新華ウエブサイト：http://www.xinhuanet.com/politics/2018-07/23/c_1123166080.htm〕（最終閲覧：2023年５月12日）。

[94] 現行薬品管理法は、薬品市販承認取得者（MAH）制度をも確立した（薬品管理法30条）。

[95] 中国語原文：〔第144条３項　生产假药、劣药或者明知是假药、劣药仍然销售、使用的，受害人追偿或者其近亲属除请求赔偿损失外，还可以请求支付价款十倍或者损失三倍的赔偿金；增加赔偿的金额不足一千元的，为一千元〕

罰が反映されるものである。法律の権威は罰には罰を、罰として違法者を逃してはならないということにある。具体的に、四つの厳格な罰を表している。そのうちの一つは、懲罰賠償を実行し、民事責任における不法行為を懲罰することである。一般的に言えば、民事法における損害賠償責任は損害填補原則である。しかし法律の規定がある場合に、特殊な不法行為にも懲罰賠償が適用され得る。」と述べ、薬品管理法144条３項は民事責任における懲罰賠償であると説明している。

第７節　民法典（2021年１月１日）

（１）制定背景

民法典（以下では、「民法」という。）にかかわってこれまで数回にわたって行われてきた作業は第１回目の起草作業から60年間余が続いたが、ようやく2020年５月28日に第13回全人大第３回会議で可決され、2021年１月１日より施行された[96]。

なお、民法総則179条が変更されずに民法179条（民法第１編総則第８章民事責任）となり、不法行為責任法47条が部分的改正され、民法1207条（民法第７編不法行為責任第４章の製造物責任）となった。そのうえに、民法不法行為責任編に知的財産権侵害の1185条（民法第７編不法行為責任第２章の損害賠償）と環境の汚染・生態の破壊の1232条（民法第７編不法行為責任第７章の環境汚染と生態破壊責任）における懲罰賠償が新設された。これらの条文の共通点は、具体的な懲罰賠償額の算定方法を規定しなかったことである。それぞれの規定は、以下の通りである。

> 1185条[97]
>
> 故意に他人の知的財産権を侵害し、情状が重大な場合、被権利侵害者は相応の懲罰賠償を請求する権利を有する。

[96] 民法の施行に伴い、不法行為責任法、民法総則、民法通則、担保法、契約法、物権法、婚姻法、相続法、養子縁組法が廃止となった。江涛「中国民法の制定に関する一考察」千葉大学人文社会科学研究16号（2008年）120～137頁参照。

[97] 中国語原文：〔第1185条 故意侵害他人知识产权，情节严重的，被侵权人有权请求相应的惩罚性赔偿。〕

1207条[98]
　製品の欠陥の存在を明らかに知りながら製造・販売を継続し、或いは前条に基づいて有効な救済措置を講じなかったため、他人を死亡させ、または健康に重大な損害をもたらした場合、被権利侵害者は相応の懲罰賠償を請求する権利を有する。

1232条[99]
　不法行為者が法律規定に違反して故意に環境を汚染し、生態を破壊し、重大な結果をもたらした場合、被権利侵害者は、相応の懲罰賠償を請求する権利を有する。

次に、条文内容が変更されなかった民法179条をここでは繰り返し検討することを除き、民法の制定に対する代表的な学者の評価を概観した後、三つの条文を個々に見ていく。

（２）代表的な学者の所見

民法の懲罰賠償の制定意義について、民法立法参加者の一人である王利明[100]は、全人大では「中共第19期中央委員会第４回全体会議では懲罰賠償を導入しようと強調された。このことは、違法行為に対する懲罰が民事法によって強化されえるのであれば、刑事と行政による懲罰の手段を可能な限り制限することを試みるべきであると意味している。それと同時に、民法上の懲罰賠償を採用することは、効果的なインセンティブ・

[98] 中国語原文：〔第1207条　明知产品存在缺陷仍然生产、销售，或者没有依据前规定采取有效补救措施，造成他人死亡或者健康严重损害的，被侵权人有权请求相应的惩罚性赔偿。〕

[99] 中国語原文：〔第1232条　侵权人违反法律规定故意污染环境、破坏生态造成严重后果的，被侵权人有权请求相应的惩罚性赔偿。〕

[100] 現在は中国人民大学常務副学長、中国法学会副会長、民法学会会長に務めており、かつて全人代財経委員会委員、全人代法律委員会委員を歴任し、経済契約法、契約法、特許法、製品品質法、物権法など多数の重要法律の起草・改正に携わってきた者である。

メカニズムおよび巨大な社会的監視力を形成することのみならず、リアルタイムの監視さえもできるようになる。これは行政による法執行の不足を効果的に補充することができる。」[101]などと述べていた。また、「民法の法典化とは、すなわち体系化である。民法制定の最も重要な意義は、民事法を体系化、系統化し、単行法間の相互矛盾を解消することである。法典化することのもう１つの優位性は情報の集中化である。今後、人民法院は民法さえあれば、民事裁判における主たる法的根拠を容易に見つけられるようになる。民法は時代、社会、市場経済の需要に応じて起草されたものであり、今日、このタイミングでの制定がまさに時宜にかなっている」[102]と評価している。

さて、このような王利明の見解の背景には、以下のような法認識があったと考えられる。それは、社会という共同体への「違法行為」、すなわち犯罪とは、共同体の社会全体の関係において、共同体として考えられた巨大な社会ための、公的諸権利および諸義務に違反することおよび侵害することである、という法認識であろう。彼の見解に見られるように、この時期の中国には、共同体との関係での犯罪と個人との関係での不法行為を法的に区別する発想が完全に棚上げされた状況となった。また、民法における懲罰賠償を「武器」として、行政による法執行の不足を補充し、さらに社会全体を監視する野心という意欲があふれている。つまり、懲罰としての懲罰賠償を民法に盛り込んだことに、体系上の問題があるとは特に意識する必要がなくなり、現に政治的、市場経済の需要と社会問題に対応でき、人民法院にだけ向けられているのではなく社会に対する行為規範的な機能が期待されているのである。

しかしながら、王利明の見解は、民法における懲罰賠償が裁判運用では、利用されやすく、また違法行為ないし不法行為に対して懲罰的効果があるかどうかという点に関する考慮がどの程度なされているのか疑念

---

[101] 王利明「発揮民法在国家治理現代化進程中的保障作用」（2020年１月16日）〔中国人大ウエブサイト：http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202001/106b6a0c0d1d4a0588e092ca4f2be674.shtml〕（最終閲覧：2023年４月20日）。

[102] 王利明『中国民法釈評　総則編』（中国人民大学出版社、2020年）５～10頁参照。

が生じうる。要するに、民法における懲罰賠償の機能は、違法行為者ないし不法行為者を罰することであるため、これの者の主観的意図（例えば、害意、無思慮、意図的な無視、危険の度外視など）が重視されており、懲罰賠償の認定および賠償額の算定の重要な要素となる。人民法院は、主観的要件に関して、どのような考慮要素がなされるべきか。また、当該制度の懲罰機能を実現するために、違法者にどのぐらいの賠償金を付与すれば違法行為ないし不法行為を抑止することができるのか。いうことである。

（３）民法1185条

民法1185条は、故意に知的財産権を侵害し、情状が重大になった場合、被権利侵害者は権利侵害者に対して相応の懲罰賠償を請求することができるものである。

（ｉ）制度の導入意図

商標法などがすでに懲罰賠償を規定したものの、何故民法は知的財産権侵害における懲罰賠償を一般条項として規定したのか。これに対して、王利明は次のように説明する。すなわち、当該制度を民法に導入する理由について、無形の知的財産権が侵害された場合、実際の損害を確定することが困難であるのみならず、一度侵害されると原状回復することができないため、懲罰賠償を通じて被害者を救済し、侵害者を懲罰すべきである。また、イノベーション促進という観点から、特許権利用者にライセンス契約による知的財産権を利用することを興すことができる、と説明している[103]。

また、最高人民法院と民法立法参加者の鄒海林と朱広新は、以下のように王利明の説明を補足している。すなわち、同条の制定意図は、知的財産権侵害領域における懲罰賠償の一般条項とし、その適用要件を明確にするためである。要するに、一般条項とする同条は、知的財産権に関する各特別法に散在している懲罰賠償を統括として、上位法令と一般法

[103] 王利明「論我国民法中侵害知識産権懲罰性賠償的規則」政治與法律８期（2019年）95頁参照。

の役割を有しているのである[104]。

さらに、もう一人の民法立法参加者張新宝は、上記した両見解を踏まえたうえで、民法1185条の制定は、知的財産権保護を強化する決心を宣言したもので、それと関連する法の改正に方向性を示したのである。また、同条は適用対象と範囲および適用の主観的要件などを明確に定めたため、裁判運用での「指導性規範」になると指摘している[105]。

以上のように、民法1185の制定は、商標法、特許法、著作権法における懲罰賠償より細かく規定するために、一般条項としての法的根拠を設けたのである。要するに、各特別法における懲罰賠償の適用要件が異なるため、民法1185条の適用要件に従うと統一されたのである、という見解である。

（ⅱ）制度の機能

「法律の執行」（法の実現）の機能もあると解する見解[106]が見られている。「法律の執行」機能のここでの意味は、制度によって誘引された被権利侵害者が「私的検察官」の身分で侵害者に対して追訴を行うことである。これは、法の実現、そして法秩序の維持という結果につながる、という見解である。

この見解は、懲罰賠償が法律の執行機能をも有していると解しているが、前述した奨励機能の見解と類似していると理解される。なぜならば、原告に対する懲罰賠償の機能としては、訴訟を提起し勝訴判決を得ることが割に合うという訴訟費用上のインセンティブを原告に与える点が同様である。もっとも、懲罰賠償は、原告による訴訟の提起が大前提であるため、より多い金銭的賠償な形で原告を訴訟提起へ誘引することによって「法律の執行」が実現される。この場合、公権力による懲罰の発

---

[104] 最高人民法院民法貫徹実施工作領導小組『中華人民共和国民法侵権責任編理解與適用』（人民法院出版社、2020年）197頁、鄒海林＝朱広新『民法評注侵権責任編１』（中国法制出版社、2020年）241頁参照。

[105] 張新宝『中国民法釈評　侵権責任編』（中国人民大学出版社、2020年）141～147頁参照。

[106] 鄒海林ほか・前掲注（104）242頁参照。

動を促すことが私人の原告は加害者の責任を追及する役割を自ら担うこととなり、原告が重要な役割を果たしている。ゆえに、「法律の執行」のための有力な手段として位置付けられているのである。

（４）民法1207条

民法1207条は、欠陥製造物を製造または販売を継続した場合に、被害者は加害者に対して、懲罰賠償を請求することができるというものである。同条は、廃止された不法行為責任法47条に由来している。というのは、民法不法行為責任編草案の第１次審議稿982条では、不法行為責任法47条を変更せずにそのまま抄録して規定した。ところが、第２次審議稿982条では、「或いは前条に基づいて救済措置を講じなかった」という文言が増設された。そして、第３次審議稿1207条は第２次審議稿982条を採用したうえに、「有効な」を追加した。つまり、民法1207条は不法行為責任法47条に加えて「或いは前条に基づいて有効な救済措置を講じなかった」を追加した。

つまり、民法1207条は、懲罰賠償の適用要件として、不法行為責任法47条の「製品の欠陥の存在を明らかに知りながら製造・販売を継続した」ことに、「或いは前条に基づいて有効な救済措置を講じなかった」こと、という客観的行為の存在も付け加えたのである。

（５）民法1232条

（ｉ）制定の背景

中国で環境問題を専門に扱った最初の法律は1979年９月13日に制定した「環境保護法（試行）」とするのが一般的であり、環境保護の専門法と位置付けられている。しかし、そもそも1978年憲法11条には「国家が環境と自然資源の保護を行い、汚染と公害を防止する」との規定が盛り込まれていた。結局、1989年12月26日に正式の法律「環境保護法」が制定された[107]。

その後、改革開放政策と市場経済体制の導入に伴って急速な高度経済

[107] 片岡直樹「第13章　環境法」・高見澤磨＝鈴木賢『要説　中国法』（東京大学出版会、2017年）311～326頁参照。

成長を続け、現在、急成長のひずみの一つである環境侵害問題が無視できなくなっている[108]。具体的には、工業の水質汚濁や大気汚染、廃棄物問題などといった公害が深刻化したとともに、廃棄物の海洋投棄や過度の森林伐採などによる自然生態系の破壊による自然災害なども引き起こされ、環境汚染と生態の破壊問題が経済成長の足を引っ張りかねない状況が生まれつつある[109]。

こうした中で、2012年11月８日に開催された中共第18期全国代表大会の報告会では、「海洋強国を建設する」や、「生態文明建設を積極的に推進する」[110]ことなどの政策が打ち出された。これを受けて、2014年に環境保護法が改正され、同法64条に「環境を汚染し、生態を破壊することによって損害をもたらした場合には、不法行為責任法の規定に基づき不法行為責任を負わなければならない。」という条文内容が増設された。しかし、環境保護法ないし環境保護法64条は生態破壊が発生した場合、どのような損害賠償を求め得るのかについて明確に規定されなかった。他方で、不法行為責任法における環境汚染責任が四つの条文（65条～68条）から構成されているが、そこにも触れなかった[111]。

そこで、中共と国務院は、2015年12月に「生態環境における損害賠償制度に関する改革試点方案」[112]を配布し、それを実行するために、2017年に配布した「生態環境における損害賠償制度に関する改革方案」[113]で

---

[108] 高利紅＝余耀軍「環境民事侵権適用懲罰性賠償原則之探究」法学２期（2003年）107頁参照。

[109] 申進忠「懲罰性賠償在我国環境侵権中的適用」天津法学３期（2020年）42頁参照。

[110] 新華社「胡錦濤在中国共産党第十八次全国代表大会上的報告」（2012年11月17日）〔新華網ウエブサイト：http://www.xinhuanet.com//18cpcnc/2012-11/17/c_113711665_9.htm〕（最終閲覧：2023年３月15日）。

[111] 陳現傑『中華人民共和国侵権責任法条文精義與案例解析』（中国法制出版社、2010年）325頁参照。ちなみに、旧不法行為責任法65条は、「環境を汚染することによって損害をもたらした場合に、汚染者が不法行為責任を負わなければならない。」と規定する。

[112] 「中国共産党中央辨公庁国務院辨公庁印発《生態環境損害賠償制度改革試点方案》（中辨発〔2015〕57号）」（2015年12月３日）

[113] 「中国共産党中央辨公庁国務院辨公庁印発《生態環境損害賠償制度改革方案》」

は、生態環境における損害賠償制度の原則を完備するようと明確に指示した。

このような政策方針を受けて、まず2017年民法総則では「緑色原則」[114]が基本原則として確立され、後に民法典不法行為責任編草案の第１次審議稿1008条は、環境保護法64条と不法行為責任法65条を踏まえたうえに、故意に生態環境を侵害した場合には懲罰賠償を請求することができる内容を増設した。すなわち、同条は「不法行為者が故意に国家規定に違反して、生態環境を侵害し、重大な結果をもたらした場合、被権利侵害者は相応の懲罰賠償を請求する権利を有する。」（以下では、第１次審議稿1008条という。）と規定したのである。

そして、民法不法行為責任編草案の第２次審議稿1008条と第３次審議稿1232条は、第１次審議稿1008条に規定された「国家規定」を「法律規定」に、「生態環境を侵害し」を「環境を汚染し、生態を破壊し」に変更した。変更された内容は、民法1232条である。

（ⅱ）民法1232条をめぐる議論状況

民法第７編不法行為責任の第７章は、環境保護法64条と不法行為責任法65条で言及されなかった生態破壊を補充として、環境汚染と生態破壊責任（民法第７編不法行為責任第７章のタイトル）を確立した。

学説では、民法1232条は環境汚染と生態破壊責任における懲罰賠償を導入したことを評価しているが、一方で、以下のような論点が提示されている。簡単に見ていこう。

（ⅱ－ⅰ）生態破壊責任を排除すべきとする見解

民法編纂作業のさなかに、楊立新は、民法（民法不法行為責任編草案の第１次審議稿1008条）が生態破壊責任を設けるべきではないと批判していた。すなわち、民法がこれまでの環境汚染責任（不法行為責任法65条）から生態破壊責任まで拡大したことは、民法1004条[115]との本質的な違い

（2017年12月17日）

[114] 旧民法総則９条は「民事主体は民事活動を行うさいに、資源の節約・生態環境の保護に資する義務を負わなければならない。」と規定する。

[115] 民法1004条は「自然人は健康権を享有し、自己の身体・精神の健康は法律

がある。というのは、民法[116]は、特定とした自然人、法人と非法人組織の権利と利益を保護するものである。その保護範囲には、特定とした自然人、法人、非法人組織の個々に属する権利と利益が侵害された財産的と非財産的損害に限定されている。このことから、民法の性質は私的権利と「私益」に限定されている。これに対して、生態環境の損害とは、生態環境を取巻く個人、生物および社会全体などにかかわる公共財としての利益に対する損害である。例えば、土地の利用の場合に、生態環境の利用を公的に帰し、それによる利益を公共の手に吐き出させることである。この公共財の損害に対して、行政機関による公的管理や救済の対象として、責任が果たされることが求められる。それゆえに、生態破壊責任は公的性質を有して、「公益」に属している。したがって、民法1232条は、被権利侵害者が不法行為者に対して生態破壊責任における懲罰賠償を請求できることとしているため、公共機関による保護・救済の責任を私人である被権利侵害者に転嫁したこととなる。このような責任拡大は、民法の性質と相容れない関係に陥れることとなるため、同条の「生態破壊責任」を削除すべきである[117]、と批判したのである。

この批判に対して、王利明は以下のように返答した。すなわち、民法はその問題にも考慮しながら、「私益」と「公益」の保護領域を区別して、環境汚染と生態破壊に対してそれぞれの条文を置いている。すなわち、民法1229条から1233条までは「私益」領域の不法行為責任に関する規定であり、民法1234条から1235条までは「公益」領域の不法行為責任に関する規定である[118]、と返答している。

による保護を受ける権利を持つ。如何なる組織または個人も他人の健康権を侵害してはならない。」と規定する。

[116] 民法２条は「民法は平等な主体たる自然人・法人と非法人組織との間における人格・身分関係および財産関係を調整する。」、民法３条は「民事主体の人格権・身分権・財産権およびその他の合法的な権利利益は、法律による保護を受け、如何なる組織または個人もこれを侵害してはならない。」、民法４条は「民事主体の民事活動における法的地位は、一律に平等である。」と規定する。

[117] 張新宝「侵権責任編起草的主要問題検討」思想１期(2019年)133～144頁参照。

[118] 王利明は、生態破壊について、次のように解説している。すなわち、「生態破壊は、自然環境に対する損害をもたらしたことである。具体的に、環境を汚

（ⅱ－ⅱ）重過失を適用対象とすべき見解

楊立新は、民法1232条は故意に環境を汚染し、生態を破壊した場合に懲罰賠償が適用されうると規定しているが、重過失による場合の適用は排除している。このことは、裁判運用では、当該制度の適用が制限されることにつながり、不法行為者を懲罰するおよびより多くの被権利侵害者を救済する効果が期待できなくなるのである[119]、と指摘している。

彼の見解によれば、不法行為者に重過失があった場合でも、懲罰賠償を適用されるべきである。重過失とは、たとえ故意そのものではなくても、他人の生命や財産を無思慮かつ尊重しないような故意に近い著しい注意欠如の状態である。本来なら有害な結果となることを予見し得たはずなのである。そこでは、相当の注意をなすべきであるにもかかわらず、その注意を果たさなかったことによって環境汚染と生態破壊した有害な結果を生じさせた場合に、「故意」があることと同視すべきである。したがって、重過失による環境汚染と生態破壊した場合でも、民法1232条の適用対象とさせるべきである、というのが楊の主張である。

以上のように、生態破壊責任は公的性質を有するため、民法典に当該責任を導入すべきでないという反対意見があったが、立法に影響を与えなかった。これにより、民法典は、私人間の紛争解決だけを目的とする法ではなく、環境汚染と生態破壊が発生した場合、それを国家財産[120]に

染し、生態を破壊することにより大気、地表水、地下水、土壌などの環境要素および植物、動物、微生物などの生物要素の不利な変化を惹き起こすこと、これらの要素が構成する生態系統機能の退化を惹き起こすこと、並びに非合理的な森林と林地の開墾、濫伐、利用、および水産物の獲りすぎによる海の生態系を壊すことなどを意味する」ということである。王利明「《民法》中環境汚染和生態破壊責任的亮点」広東社会科学１期（2021年）216頁参照。

[119] 楊立新＝李怡雯「生態環境侵権懲罰性賠償責任之構建―《民法侵権責任編（草案二審稿）》第一千零八条的立法意義及完善」河南財経政法大学学報３期（2019年）15～24頁参照。

[120] 物権法46条は「鉱山、水流、海域が国家所有に属する」と規定し、同条48条は「森林、山地、草原、荒廃地、砂浜などの自然資源が国家の所有に属する。ただし、法律により集団所有に属すると規定する場合は、この限りではない。」と規定する。両規定は現行民法典において81条として定められた。

対する損害と捉え、民事主体である個人が民事訴訟を通じて汚染者に懲罰賠償を求めることを明確に定めたのである。

第８節　小括

本章で概観したように、2010年不法行為責任法における懲罰賠償が明文化されたことを契機として、それ以降、当該制度が適用範囲の量的な拡大と多様化が進められてきていた。

すなわち、①観光産業分野では、観光産業政策が打ち出されたことによって、悪質な旅行会社による激安ツアー中に強制買い物を拒否したツアー客を追い払う事件は続出し、それに対応するために「旅行費用の相当額以上３倍以下の賠償金」が旅行法に導入された。②消費者問題では、商品またはサービス、食品安全における被害が一向も減少傾向に見られない現状に対して、消費者法は不法行為責任法を参考に「損失の２倍以下の懲罰賠償」と明文化し、食品安全法は「食品の10倍賠償或いは損失の３倍賠償」という選択可能の文言を用いて法改正を行った。③医療製品と薬品分野では、欠陥医療製品による美容整形トラブル、欠陥ワクチンによる大規模の被害事件が発生し、これを対応するために、「２倍以下の懲罰賠償」が適用される医療損害責任に関する司法解釈が公布され、偽造医療品の場合に食品安全法と同様に選択できる「薬品価格の10倍賠償或いは損失の３倍賠償」が適用される薬品管理法が制定された。④環境汚染と生態破壊責任では、急速な高度経済成長に伴って、工業による水質汚濁や大気汚染などの公害および廃棄物による生態の破壊問題が経済成長の障害になるため、民法において、不法行為責任法47条の立法方式を継受し、環境汚染と生態破壊責任における「相応の懲罰賠償」の適用が拡大された。

次に、制度機能について、明確に懲罰・抑止としている。学説でも、これは主流となっている。しかしながら、近時において、当該制度の機能は法執行の不足を補充、社会監視、及び補償と奨励機能をも持つと解する見解が見られるようになった。また、法と経済学、行政学から、現行中国法における懲罰賠償の懲罰的機能の実効性について消極的な見解が見られる。

第６章　知的財産権法における懲罰賠償制度の拡充

前章まで、中国特有な政治・経済・社会を背景に、不法行為責任法が制定される前と後に分けて懲罰賠償の立法動向を概観してきた。本章では、これまでと全く異なって、アメリカからの重圧を受ける中に、懲罰賠償を導入することが求められるようになった政策性の有する知的財産権法領域に関する立法背景と議論状況を概観しよう。

さて、知的財産権法の個別の話に入る前に、知的財産権法における立法背景に関して概論を述べることにしよう。ところで、この事柄につき、本論文では、各個別法で共通している「最大３倍賠償」条項の導入までをゴールと見て、そのプロセスを三段階に分けてみたい。なぜなら、中国の経済状況、政府文書および立法動向を鑑みると、そのような区分けをすることがもっとも明快な構図となるからである。

まず、初期は法整備の段階、次に法改正の段階である。そして、懲罰賠償の導入段階である。以下、知的財産権法制定における各段階の形成と発展の特徴を概観する。

（ｉ）法整備の段階（80年代～ 90年代）

初期の法整備段階において、改革開放政策の始動に転じた後に、鄧小平のアメリカ訪問により米中国交が正常化した1978年12月に遡ることができる。それ以来、両国の対立関係が徐々に緩和され、アメリカの対中通商政策が大きな転機を迎えた。中でも、1979年７月７日に、科学・文化・技術および貿易的協力における合意に基づき、アメリカにおける中国への最恵国待遇を盛り込んだ「貿易関係協定」が結ばれたことが重要である[121]。当該協定の趣旨は、法律・規則、または国際的な習慣に照らし合わせながら、互いの法人または自然人に、著作権、特許権、商標権およびその他の知的財産権の全面的な保護を与えることに合意するというものである。これによって、中国は国際社会に向けて、知的財産権法の全面的な整備を起動すると宣言した[122]。

---

[121] 孔祥俊「我国知識産権保護的反思與展望―基於制度和理念的若干思考」知識産権９期（2018年）36～48頁参照。

こうして中国は1980年代になって経済発展を優先するようになったが、米中貿易が発展し続けるにつれて、アメリカから知的財産権制度や特許など技術防衛に対する法的保護の要請を受けるようになった[123]。それから、自国経済の発展並びにアメリカとの貿易関係の発展という諸状況のもとで、アメリカの規制の標準化ないしルール作り要請に早急に応ずるために、「知識経済」に力を入れて、知的財産権に関する法整備を行った。というのも、1980年に国務院は国家特許局を設立し、同年６月に世界知的所有権機関（WIPO）に加盟した後に、商標法（1983年）[124]の制定を皮切りに、特許法（1985年）[125]、著作権法（1991年）[126]、不正競争防止法（1993年）[127]および種子法（2000年）[128]という順次の立法が相次いで

---

[122] 劉春田「新中国知識産権法学学科的開拓者」法学家４期（2010年）77～83頁参照。

[123] 劉春田・前掲注（122）79頁参照。

[124] 林南＝張祖永＝董葆霖『中華人民共和国商標法釈義』（法律出版社、1982年）１頁参照。

[125] 中国語では「専利法」と言われ、「発明」、「実用新案」、「意匠」が含まれる。本論文では、「専利法」を「特許法」と称する。特許法は、1985年４月１日に制定された。

[126] 著作権法の制定をめぐる背景について、以下のような実情があった。すなわち、1979年１月31日に、鄧小平元国務院副総理が政府の代表団としてアメリカを訪問したとき、政府間の「米中科学技術共同協定」〔中华人民共和国政府和美利坚合众国政府科学技术合作协定〕の交渉中にアメリカより著作権について問題提起がなされたのである。同年４月に、国家出版局は、著作権法の起草および万国著作権条約への加盟について国務院に提唱し、これにより著作権法の起草が開始された。そして十数年が経過し、ついに1990年９月７日の第７期全人大常務委員会第15回会議で著作権法が通過し、第９期全人大常務委員会第24回会議で「著作権法の改正に関する決定」が採択され、1991年６月１日に施行された。劉春田・前掲注（122）78頁、国家版権局「関於《中華人民共和国著作権法》（修改草案）的簡要説明（2012年３月）」・何勤華＝李秀清＝陳頤『新中国民法草案総覧（増訂本）』（北京大学出版社、2017年）2362頁参照。

[127] 中国語は「反不正当競争法」である。本論文では、「反不正当競争法」を「不正競争防止法」と称する。王瑞賀『中華人民共和国反不正当競争法釈義』（法律出版社、2018年）４頁参照。

[128] 種子法は日本の「種苗法」と対応する。劉振偉＝余欣栄＝張建龍『中華人民

行われた。

（ⅱ）法改正の段階（90年代～ 2000年代初頭）

1985年３月に「パリ条約（特許、商標関連）」、1989年１月に「マドリード協定（商標）」へも加盟し、それによって、アメリカに留まらず諸国から知的財産権の保護に対する要請を受けるようになった。

それにくわえて、2001年の WTO 加盟に向けて、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の遵守をするために、国内法制度の調整を必要とする要請も生じた。そこには、知的財産権を保護し、投資環境を改善することで、外資企業を中国へ誘致することが狙いとしてあった。そこで、商標法[129]、種子法[130]、特許法[131]、著作権法[132]および不正競争防

共和国種子法導読』（中国法制出版社、2016年）７頁参照。

[129] 第１回目の商標法改正は第７期全人大常務委員会第30次会議で「関於修改《中華人民共和国商標法》的決定第一次修正」が採択され、1993年２月22日に改正商標法が施行されたのである。林南ほか・前掲注（124）１頁参照。第２回目の商標法改正として、第9回全人大常務委員会第24次会議で「関於修改《中華人民共和国商標法》的決定第二次修正」が採択され、2001年10月27日に改正商標法が施行された。卞耀武主編『中華人民共和国商標法釈義』（法律出版社、2002年）176頁参照。

[130] そもそも、中国は2001年の WTO 加盟のために、1997年10月１日に植物品種保護に関して「植物新品種保護条例」を配布し、1999年４月23日に植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）に加盟した。これらの植物品種保護に関する条例と条約をもとに、2000年７月８日に種子法が制定されたその後、2004年と2013年に部分的改正が行われた。

[131] 特許法は1992年に第１回の法改正（1993年１月１日施行）、2000年（2001年７月１日施行）に第２回の法改正が行われた。さらに、2008年に第３回の法改正（2009年10月１日施行）が行われたが、ここまでにまだ懲罰賠償制度を導入しなかった。西村幸次郎『グローバル化のなかの現代中国法』（成文堂、2009年）147頁参照。

[132] 著作権法が1991年６月１日に制定された後、中国は1992年には「ベルヌ条約」、「万国著作権条約」、「ジュネーブ条約」に積極的に参加した。これらの条約に参加したことによって、経済の発展と伴って、従来の国内著作物と外国著作物の間に著作物保護水準の格差が生じるなどの問題を修正・補完する必要が生じるようになってきた。また、WTO の「貿易に関した知的財産権協定」に

止法[133]は法改正が行われた。ここまでの時点での法改正作業に対して評価を行うならば、まず、知的財産権に関して保護をせよというアメリカと各国の要請という側面が強いものであることが挙げられよう。また、本論文の観点から見落とすことができないのは、懲罰賠償は商標法にいまだ導入されていなかった、ということである。

（ⅲ）懲罰賠償制度の導入段階（2006年～ 2017年）

WTO 加盟後、国内では、外資企業から中国企業の知的財産権に対する意識の低さ、対策の遅れ、偽物商品が横行していると指摘され、国内企業間における知的財産権をめぐる紛争事件が依然として多発していた[134]。こうした社会全体において、知的財産権侵害行為に対する懲罰が軽く、抑止効果に欠けていること、市場経済の秩序を乱し、国内企業の競争力と積極性を妨害したこと等に対する外資企業の批判が強まるようになった[135]。

他方では、国内には「知財強国」へ向きを変えて、それによって市場経済の要求と科学技術の振興に向けたさまざまの施策を講じるようになった。

合わせるために、2001年10月27日に初回の法改正が行われた。2007年４月10日に、アメリカ政府が知的財産権侵害を理由に中国政府を相手取り、WTO に提訴した事件が発生した。当該事件を契機として、中国はアメリカの知的財産権を巡る訴訟の対処するために、2010年２月26日に第２回目の法改正を行った。当該改正草案が第11期全人大常務委員会第13回会議で採択され、2010年４月１日に施行された。

[133] 不正競争防止法は、2014年２月28日から初回の改正が行われた。2017年11月４日に第12期全人大常務委員会第13回会議で不正競争防止法の初回の法改正案が採択され､2018年１月１日に施行された。王瑞賀･前掲注（127）112頁参照。

[134] 2006年11月には、アメリカが中国の海賊版などをめぐる知的財産権問題で WTO に提訴する旨を示した。これをきっかけに、日本、EU 諸国も提訴に加えるという検討もしていたが、最終的にはアメリカが中国の協議に応じて提訴が取り下げられた、という事件が発生したのである。和育東＝賀永勝「知識産権侵権引入懲罰性賠償的経済理性」北京化工大学学報３期（2012年）７頁参照。

[135] 朱丹『知識産権懲罰性賠償制度研究』（法律出版社、2016年）184頁参照。

まず、2006年３月に「第11次５ヶ年計画（2006年～ 2010年）」[136]（以下では、「2006年計画」という。）では、自主イノベーション能力[137]と核心的競争力の強化、および科学技術教育の発展を速めることを重要任務として発表されていた。これは、これまで進めてきた政策等を中国独自の科学技術開発力を強化する方向に一層舵を切り、いわば自国における産業競争力を図ることを意味するものである。

次に、国務院は2008年６月５日に「国家知識産権戦略綱要」[138]を公布した。同綱要では「特許権、商標権、著作権、商業秘密、植物新品種、特定分野の知的財産権、国防の知的財産権などの専門任務」が定められ、「知的財産権侵害行為を罰する法律或いは法規を改正し、司法による懲罰を強化すべき、権利者の権利主張意識と能力を高め、訴訟リスクを減らし、違法コストを引き上げ、不法行為を有効的に抑止すること」などといった具体的な法制度の規制政策が説明されていた。

さらに、2015年３月13日に、中共と国務院が連名で発表した「体制メカニズム改革深化とイノベーション駆動型発展戦略の実施加速に関する若干の意見」[139]では、知的財産権制度をイノベーションの推進するための基礎保障にさせること、損害賠償の基準を調整し、懲罰賠償の実施を

---

[136] 2006年３月５日から14日まで第10期全人大第４回の会議で、中国の今後５年間の社会および経済発展に最も影響力を及ぼすガイドライン「国家第11次国民経済および社会発展５ヶ年計画（2006年～ 2010年）」が可決された。全般としては、今後５年間、中国政府は「経済発展の安定」、「改革開放の推進」、「調和の取れた社会の構築」の原則を示し、①社会主義の新農村の構築、②経済構造の調整と成長パターンの転換の加速、③地方間のバランスのとれた発展の促進、④自主的創造革新能力の強化、⑤改革の深化と開放の拡大、⑥調和の取れた社会の実現、を重点的な取り組み課題である、と発表した。

[137] 外国から導入した先進技術を吸収したうえで中国企業が主体的に再創造革新する能力を高める必要がある。

[138] 2008年６月５日、国務院は「知的財産権の創造・活用・保護・管理の能力を向上させ、イノベーション型国家を構築し、知的財産権戦略を国の重要戦略とし、知的財産権対策を確実に強化する」旨の理念を掲げている。「国家知識産権戦略綱要」（国発〔2008〕18号）。

[139] 中国共産党中央委員会＝国務院「関於深化体制机制改革加速実施創新駆動発展戦略的若干意見」（中発〔2015〕８号）（2015年３月23日）。

探求することなどが明確に示されている。なお、同意見は中共と国務院が連名して初めて知的財産権保護領域に懲罰賠償の導入を求めたものである。

そして、早くも同年12月に、国務院は中国を2020年までにイノベーション主導型発展戦略の実施を徹底し、知的財産権分野の改革を推進し、「知財強国」（知的財産権強国）の建設を加速させるために、「新情勢下における知的財産強国の建設加速に関する国務院の若干の意見」[140]を発表した。同意見では、「知的財産権侵害行為に対する懲罰を強化し……知的財産権侵害の法定賠償額の上限を引き上げ、情状が重大な悪意による権利を侵害することに対して懲罰賠償を実施し、実際に発生した合理的な支出を侵害者に負担させる。」という具体的な法改正内容が明示されている。

そして、2017年３月９日、国務院が公布した「新形勢下における知的財産権侵害と模倣・粗悪商品の製造販売の取締強化に関する意見」[141]では、一定期間の権利侵害・模倣取締活動の目標、任務および措置を明確化された上に、効果的に懲罰賠償を実施するとの方向性が示されている。また、同年10月25日には、中共第19回代表大会では、習近平は、知的財産権の保護がイノベーションの保護であるという理念を確立し、科学技術イノベーションの法的環境を最適化する必要が出てきたと言明した。

こうした新たな政策目標を実施するために、立法者は、国家による知的財産権保護戦略を実施し、かつ社会発展の需要に応じて知的財産権関連法の改正を全面的かつ積極的に取り組むことにした。具体的に、「国務院の2017年の立法作業計画」[142]（以下では、「2017年立法計画」という。）

---

[140] 2015年10月26日から29日に開催された中国共産党５中全会では、重大なイノベーション分野について国家実験室を設置するほか、次世代情報通信、新エネルギー、新素材、航空・宇宙、バイオ医薬、スマート製造等の分野の核心技術におけるブレークスルーを加速するとし、科学技術の成果の資本化・産業化を促進し、知的財産権の保護を強化するとしている。国務院「関於新形勢下加快知識産権強国建設的若干的意見（国発〔2015〕71号）」（2015年12月22日）。

[141]「国務院関於新形勢下加強打擊侵犯知識産権和製售仮冒偽劣商品工作的意見」（国発〔2017〕14号）（2017年３月９日）。

[142]「国務院辨公庁関於印発国務院2017年立法工作計劃的通知（国辨発（2017）23

に基づいて、全人大常務委員会とともに、①国家知識権局による特許法、②元国家工商行政管理総局による不正競争防止法、③国家版権局による著作権法改正作業が行われる。そして、国務院だけでなく最高人民法院も、前記①②③および民法編纂作業に積極的に参加すべきである[143]。

以上のように、（ⅲ）の特徴は、（ⅰ）と（ⅱ）とは実質的に異なり、中国政府による知的財産権法の全領域に懲罰賠償の導入を積極的に強調・指示されていることだといえよう。つまり、既述した2006年計画が発表されてから2017年立法計画の公布までの間に、国策の「知財強国」を実現のため、知的財産保護に関するさまざまな政策・措置[144]を打ち出した。その結果、国務院が懲罰賠償の導入を推進していくこととなったのである。こうした知的財産権保護の重視は、大きな経済利益が生み出され、明らかに国力の増強による国際の競争力強化を意図としているものである、と理解することができる。

第１節　旧商標法（2014年５月１日）

知的財産権保護に関する最初の立法、および最初の懲罰賠償が導入されたのは商標法である。2014年、立法者である国家工商行政管理局は、「国内で多発した商標権侵害事件では訴訟提起にかかる費用や時間に関するコストの高額化によって権利者が訴訟放棄という現象を解決すること、および悪意による商標権侵害に対する懲罰を強化する」ことなどを法改正主旨として掲げて、第三回目の商標法改正が行われ、2014年５月

号）」（2017年３月20日）、当該通知では、2017年までに完成すべき特許法改正法案などの他に、全人大常務委員会による民法総則草案などの法律の審議に協力する作業も示されている。

143 国家知識産権局「二〇一七年中国知識産権保護状況」（2018年４月25日）国家知識産権局。

144 全人大は、国家知的財産権戦略政策を実施するために、2014年に「国家の創造イノベーションを実施し、発展戦略を促進し、知的財産権の司法保護を強化し、法により権利者の合法的権利利益を保護し、社会公共の利益を擁護すること」を目的として、「北京、上海、広州に知的財産権法院を設立することに関する決定」に基づいて、同年11月６日に北京市、12月16日に広州市、12月28日に上海市で知的財産権法院を開設した。

１日より施行されることとなった[145]（以下では、「14年商標法」という。）。同法が制定以来30年を経て初めて63条の１項（以下では、「63条１項」という。）に懲罰賠償を導入し、同条３項に従来の法定賠償額50万元以下（2001年商標法）を300万元以下（以下では、「法定賠償額」[146]という。）に引き上げた。その規定は、以下の通りである。

旧63条１項[147]

商標権侵害の賠償額は、商標権者が侵害により被った実際の損失に基づいて確定する。実際の損失を確定することが困難な場合に、侵害者が侵害により得た利益に基づいて確定することができる。商標権者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難な場合に、当該商標のライセンス料の倍数を参照し、合理的に確定する。

[145] 第３回目の商標法改正過程について、まず国家工商行政管理総局は2003年に商標法改正を着手し、2004年から2008年までの間に「商標法改正草案（意見稿の募集）」を起草し、2009年11月18日に工商総局局務会の審議で通過した「商標法改正草案（送審稿）」が国務院に提出した。2011年９月１日、「商標法改正草案（意見稿の募集）」は国務院法制弁公室によって公表された。2012年12月24日「商標法改正草案」は初めて全人大常務委員会第30回会議に提出され、2013年８月30日の第12回全人大常務委員会第４次会議で「商標法の改正に関する決定」が採択され、2014年５月１日に改正された商標法が施行されたのである。郎勝『中華人民共和国商標法釈義』（法律出版社、2013年）143～189頁参照。

[146]「法定賠償」とは、商標権侵害に伴う損害賠償額（権利者の実際損失、侵害者の侵害による得た利益、登録商標のライセンス料）の立証は困難であるため、実際の侵害状況に鑑み、人民法院が裁量により300万元を超えない範囲内で損害賠償額を認定することができる制度である。損害賠償制度から独立した金銭的救済制度ではなく、損害賠償の代替的な制度である。王遷＝談天＝朱翔「知識産権侵権損害賠償：問題與反思」知識産権５期（2016年）34頁、蔣舸「知識産権法定賠償向伝統損害賠償方式的回帰」法商研究２期（2019年）182頁参照。

[147] 中国語原文：〔第63条１項　侵犯商标专用权的赔偿数额，按照权利人因被侵权所受到的实际损失确定；实际损失难以确定的，可以按照侵权人因侵权所获得的利益确定；权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定的，参照该商标许可使用费的倍数合理确定。对恶意侵犯商标专用权，情节严重的，可以在按照上述方法确定数额的一倍以上三倍以下确定赔偿数额。赔偿数额应当包括权利人为制止侵权行为所支付的合理开支。〕

悪意に商標権を侵害することに対して、情状が重大な場合には、上述の確定方法に基づいて確定した金額の相当額以上３倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額は、商標権者が権利侵害差止に支払った合理的な支出を含まなければならない。

（１）制度導入をめぐる議論状況

知的財産権法専門家の曹新明[148]は、知的財産権保護領域に懲罰賠償を導入することに賛成するが、制度由来に関して、国際的圧力ではなく中国社会の現実性に由縁していると強調している。彼の主張によると、近年では、社会・経済の急速な発展とともなって、知的財産権に関する紛争事件が急増傾向にある。また、知的財産権領域における侵害行為の低コスト化によって、訴訟コストに照らし合わせて訴訟による権利を保障することが困難になりがちである。それゆえに、このままでは個人・法人またはその他の団体による企業の投資およびイノベーションに対する積極性に悪影響をもたらし、企業ないし経済の発展に影響を与えるだろう。それを解決するために、わけても商標法改正にあたって、アメリカ特許法284条[149]の三倍賠償制度を参照に、知的財産権保護領域に懲罰賠償を導入したのである。曹のこのような見解が次第に多数説となる[150]。

また、知的財産権保護領域に懲罰賠償の導入を賛成する学者は、次のように述べている。すなわち、知的財産権権利者が自己の権利を充分にコントロールや保護することができず、その他の財産権に比べれば知的財産権が侵害されやすく、かつ権利者が自己の被った損失を証明することは困難である。また、経済が発展してきた近年では、知的財産権侵害紛争事件数が上昇し、知的財産権権利者の利益のみならず、社会におけ

---

[148] 曹新明「知識産権侵権懲罰性賠償責任探析――兼論我国知識産権領域三部法律的修訂」知識産権４期（2013年）３～９頁参照。

[149] アメリカ特許法284条は、特許侵害における損害賠償について「裁判所は、認定または評価された損害賠償額を三倍まで増額することができる」（the court may increase the damages up to three times the amount found or assessed）と規定する。

[150] 孔祥俊「我国知識産権保護的反思與展望―基於制度和理念的若干思考」知識産権９期（2018年）36～48頁参照。

る投資イノベーションの積極性もが損なわれているという客観的事情が存在している。このような現状において、伝統的填補的損害賠償では知的財産権者の十分な保護にはならず、知的財産権法の立法目的を満たすことができない。したがって、懲罰賠償を導入し、知的財産権侵害者の違法コストを増加させ、被害者の損失をさらに補充することによって、知的財産権侵害行為に対して有効的な規制を行うべきである、とも説明されている[151]。

このような主張を背景として、2010年代に入ってから、段階的に様々な知的財産権関連法に関する法改正作業が進められた。特に、14年商標法に懲罰賠償が導入されたことは、その他の知的財産権保護領域への懲罰賠償の導入にとって貴重な立法経験となった。その後、種子法、特許法、著作権法および不正競争防止法も懲罰賠償の導入をめぐる大改正期を迎えたのである。消費者権利利益保護法学研究会会長の何山は、商標法における懲罰賠償の導入について、当該制度が知的財産権領域に拡大されたことによって、法人も取り締まれることを可能にしたと評価している[152]。

（2）制度機能をめぐる議論状況

（ｉ）懲罰・抑止機能であるとする見解（多数説）[153]

学説では、63条１項における懲罰賠償の機能は懲罰・抑止であると解する説が多い。とりわけ、知的財産権法学者代表の一人である呉漢東は、63条１項における懲罰賠償または「加重的損害賠償制度」の機能について、以下のように述べている。

すなわち、「このような損害賠償制度の主たる機能は、一つ目は悪意

---

[151] 庄秀峰「保護知識産権応増設懲罰性賠償」法学雑誌23巻５期（2002年）58頁、温世揚ほか・前掲注（27）50～51頁、易建雄＝鄧宏光「応在知識産権領域引入懲罰性賠償」法律適用４期（2009年）92頁、羅莉「論懲罰性賠償在知識産権法中的引進及実施」法学４期（2014年）22頁、朱丹・前掲注（135）184頁参照。

[152] 李彦波『専利領域之懲罰性賠償制度研究』（中国政法大学出版社、2018年）108頁参照。

[153] 銭玉林＝駱福林「論我国知識産権法中的懲罰性賠償」法学雑誌４期（2009年）112頁、易建雄ほか・前掲注（151）95頁、羅莉・前掲注（151）30頁参照。

の不法行為を懲罰することであり、権利者が被った損害の状況を是正し、知的財産の創造と運用を維持することである。もう一つは、潜在的な侵害行為を抑止し、将来のさらなる侵害行為の発生を予防・阻止することである。要するに、懲罰賠償は、権利者の合理的な権利利益を補填または回復させる填補的機能が依然として存在するが、悪意の侵害行為を懲罰し、その侵害行為の再び発生することを抑止し、懲罰機能と予防機能を同時に持っているのである。また、知的財産権侵害における損害賠償の認定について、填補的損害賠償の主たる優先的地位を維持しつつ、填補的損害賠償から生じた不十分な部分を懲罰賠償によって補充することができる。ただし、人民法院は、懲罰賠償における適用要件、手続きおよび賠償額の算定方法などについて、予め明確に定めるべきである。すなわち、知的財産権侵害における損害賠償の裁判規範は、自由選択を基礎とする認定方法、市場価値を基礎とする完全的な賠償、権利分類を基礎とする損害の算定、填補的賠償を基礎とする賠償システム、といった原則と内容を含むべきである。」[154]と説明している。

（ⅱ）制度機能をめぐる近時の動向

このような商標法における懲罰賠償の機能は懲罰・抑止であるという多数説に対して、補償と奨励機能を持つと解する見解が生じた。

すなわち、多発した商標権侵害事件における訴訟提起の費用や時間に関するコストの高額化によって権利者が訴訟放棄してしまうという状況を解決するために、被害者の全損失に対する賠償の補償機能および訴訟提起者への奨励機能をも有している[155]。

この主張によれば、通常、奨励機能は、政府或いは関連する公共機関による奨励金を給付するものであり、懲罰賠償はこれとやや異なる。しかし、懲罰賠償においても、法院が加害者に対して賠償金の支払を強制

---

[154] 呉漢東「知識産権損害賠償的市場価値基礎與司法裁判規則」中外法学６期（2016年）1480～1494頁参照。

[155] 温世揚ほか・前掲注（27）50頁、銭玉文＝李安琪「論商標法中懲罰性賠償制度的適用―以《商標法》第63条以中心」知識産権９期（2016年）60頁、朱丹・前掲注（135）52～62頁参照。

することによって被害者の損失を補償するという意味での奨励機能を見て取ることができる。要するに、懲罰賠償は原告にとって奨励で、被告にとって懲罰なのである、とこの見解は主張するのである。

以上のように、14年商標法における懲罰賠償は、特定の歴史背景または経済の発展状況の需要に応じて、実用主義的見地から悪意による商標権侵害に対して導入されているものである。また、同法63条１項は知的財産権法分野で初めての懲罰賠償であるため、以降、その他の知的財産権法分野においても当該制度の導入に影響を与えている。

第２節　種子法（2016年１月１日）

2015年に、習近平は「民族の種子産業を高め、独立した知的財産権を有する優れた品種を速めに栽培し、源から国家の食糧安全を保障する」[156]ことを強調した。

これを受けて、種子法[157]は、種子産業技術イノベーションを徹底するために、旧法の立法目的に加え、「……登録管理制度の合理化、国による新品種開発支援と新品種の保護強化、国内の種子産業の振興と国際競争力の強化、現代における種子産業の発展を対応し、種子産業における自主創新能力と市場競争力を高め、科学的・合理的かつ健全な現代種子業の管理制度を制定することによって、持続可能な種子産業の健康発展を牽引・保障・促進・推進すること、育種産業の急速な発展によって現行の植物新品種保護に対する需要を対応できず、また侵害行為に対する懲罰の度合いが低く、それを強化すべき」[158]などを目的として、2015年４月より三回目の改正が行われ、2016年１月１日より施行された。

この法改正が14年商標法63条１項を踏まえたものであることは明らか

---

[156] 劉振偉ほか・前掲注（128）１頁参照。

[157] 種子法にいう種子とは、農作物および林木の栽培材料または繁殖材料を指し、小実（植物の種子）、果実、根、茎、苗、芽、葉、花などを含む、中国国内における品種の選別・育成、種子の生産・経営・管理に関する活動はこの法律が適用される（種子法２条）。

[158] 2014年12月に第３回法改正草案が決定され、2015年４月に全人大第14回会議で初回の審議、同年11月４日に全人大第17回会議で第二回の審議が行われ、通過された。劉振偉ほか・前掲注（128）１～34頁参照。

である。なぜなら、種子法では73条３項において懲罰賠償を導入されたのだが、その条文の「……情状が重大な場合には、上述の確定方法に基づいて確定した金額に相当額以上３倍以下の賠償額を確定することができる。」（以下では、「最大３倍賠償」という。）という文言は、14年商標法63条１項の内容とほぼ同様だからである。当該条文は、以下の通りである。

> 73条３項[159]
>
> 植物新品種権を侵害した賠償額は、権利者が侵害により被った実際の損失に基づいて確定する；実際の損失を確定することが困難な場合に、侵害者が侵害により得た利益に基づいて確定することができる。植物新品種者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難な場合に、当該植物新品種のライセンス料の倍数を参照し、合理的に確定する。賠償額は植物新品種権者が権利侵害差止に支払った合理的な支出を含まなければならない。植物新品種権を侵害することに対して、情状が重大な場合には、上述の確定方法に基づいて確定した金額の相当額以上３倍以下で賠償額を確定することができる。

第３節　不正競争防止法（2019年４月23日）

2018年11月から、懲罰賠償の導入政策を施行するために、不正競争防止法が改正された。法改正の草案段階では14年商標法と同様に「最大３倍賠償」[160]を導入することが目指された。しかし、法改正草案の審議中に、米中貿易戦争が発生した。これを受けて、同法とともに改正中の商標法、

---

[159] 中国語原文：〔第73条３項　侵犯植物新品种权的赔偿数额按照权利人因被侵权所受到的实际损失确定；实际损失难以确定的，可以按照侵权人因侵权所获得的利益确定。权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定的，可以参照该植物新品种权许可使用费的倍数合理确定。赔偿数额应当包括权利人为制止侵权行为所支付的合理开支。侵犯植物新品种权，情节严重的，可以在按照上述方法确定数额的一倍以上三倍以下确定赔偿数额。〕

[160] 2018年11月４日に第２回不正競争防止法改正草案が第12期全人大常務委員会第30回会議で採択された。

特許法および著作権法に「最大５倍賠償」という形の懲罰賠償の導入を根本的に強化する必要に迫られていたのである。

このように、2018年以降、米中貿易戦争の緩和を狙うために、知的財産権法において懲罰賠償の強化が漸進されたのである。以下では、米中貿易戦争[161]について概略しよう。

米中貿易戦争の発端は、2017年４月20日にアメリカは中国による大量の鉄鋼輸入がアメリカの安全保障を脅かしている懸念があるとして、中国に対して追加関税を行っていたからである。2018年５月19日に、ワシントンにて米中両国は、経済貿易協議に関する共同声明を発表した。同声明では、アメリカの対中貿易赤字を減らすため、中国はアメリカの商品やサービスの輸入を大幅に増やすことで合意したうえで、両国の見解として「知的財産権の保護は重要だ」ともに表明し、わけても特許法も含めて知的財産権法改正していく意向を表明した[162]。

同年７月６日に、アメリカは中国がアメリカの技術を強制的に移転させ、サイバースパイで知的財産権およびアメリカのハイテク企業を買収して技術を盗んでいるなどの理由で、通商法301条に基づいて中国の知的財産権侵害に対する第１弾の制裁関税、同年８月には第２弾、同年９月には第３弾の制裁関税を相次いで発動した。こうした状況の中、同年12月に、両国間で交渉が行われたが、結局、交渉決裂に至った。そこで、2019年９月には、アメリカは中国に対して第４弾の制裁関税をさらに強化した[163]。アメリカの制裁関税に対して、中国も同様な報復措置などを

---

[161] トランプ元大統領は2016年の大統領就任以降、「米国第一主義」の下、保護主義的な通商政策を実施に移行した。そこで、中国に対しては、知的財産権侵害の問題やハイテク分野での覇権争いを背景に、制裁関税を導入するなど、強硬な態度を貫いている。そこで、中国側はアメリカの追加関税に対抗する形で報復関税なども実施した。

[162]「中美就経貿磋商発表聯合声明」（2018年５月20日）〔新華ウエブサイト：http://www.xinhuanet.com/world/2018-05/20/c_1122857981.htm〕（最終閲覧：2023年６月20日）

[163] 日本経済新聞「米中貿易交渉『第１段階の合意』、両政府が発表」（2019年12月13日）〔https://www.nikkei.com/article/DGXMZO53356830T11C19A2MM8000/〕、ニュースウィーク「『第１段階』合意の米中通商交渉に重要な食い違い　中国の

講じた[164]。

つまるところ、米中貿易戦争において、主に中国がアメリカの知的財産権を侵害している[165]ことが理由とされている。そこから、両国の間には経済、貿易、先端技術、軍事覇権の争いまで広がりつつあり、今日でも続いている（本論文の執筆時においても）。

このような状況下で、中国経済はアメリカの追加関税の影響で減速ないし景気失速が急速に悪化したと言われ始めた[166]。こうした現状を打破するためには、経済体制の再構築、わけても知的財産権保護の強化を重視することによって経済的活路を見出すべきである声が上がった。すな

見解は」（2019年12月19日）〔https://www.newsweekjapan.jp/stories/business/2019/12/1-109.php〕（最終閲覧：2023年３月20日）。

[164] 国務院新聞辨公室「《関於中米経貿摩擦的事実與中立立場》白皮書（全文）」（2018年９月24日）では、アメリカは中国政府の干渉等による不公正競争や知的財産権の扱いを問題視していることに対して、従来通り中国は適切に対応しているとの見解を述べており、中国が妥協する意向はみられなかった。〔国務院新聞辨公室ウエブサイト:http://www.scio.gov.cn/zfbps/32832/Document/1638292/1638292.htm〕（最終閲覧：2023年６月１日）。

[165] 2018年10月４日に、元米副大統領ペンスは対中政策の演説では、中国を経済問題や政治、人権問題など多岐にわたって批判していた。ここでは、中国の知的財産権に関連する部分を次のように概略する。すなわち、「アメリカは中国の WTO に加盟させた。……過去17年間で中国の GDP は９倍に成長し、経済は世界第２となった。この成功はアメリカの中国への投資によってもたらされた。アメリカの好意を裏切った中国は強制的な技術移転、知的財産の窃盗など自由で公正な貿易とは相いれない政策をとってきた。中国は『中国製造2025』計画を通じて、ロボット工学、バイオテクノロジー、AI など世界の最先端産業の90％を支配することを目指している。しかも、21世紀の経済の圧倒的なシェアを占めるために、官僚や企業に対しアメリカの経済的指導力の土台である知的財産をあらゆる手段を用いて取得するよう指示してきた。アメリカは国家安全保障を中国の略奪行為から守るために、対米外国投資委員会（CFIUS）を強化し、アメリカの知的財産の窃盗が完全にやむまで、対抗措置を続ける。」である。日本経済新聞「ペンス米副大統領、対中政策演説へ対立深まりも」（2018年10月24日）。

[166] 張蘊嶺「米中貿易摩擦と中国経済」ERINA REPORT（PLUS）153号（2020年）１～６頁参照。

わち、2018年の全人大では、「経済政策は景気の過度な変動を抑える安定重視姿勢[167]へ維持すること、全方位対外開放の推進すること、より多くの分野で外資の独資経営を認め、外商企業の合法的な権利利益、特に知的財産権を保護すること、新情勢の下で製品と生産要素の流動型開放からルール等制度型開放への転換を推進することなど」[168]を目標として示されている。わけても、アメリカに配慮し、「市場開放とともに知的財産権の保護を全面的に強化し、知的財産権侵害に対する懲罰賠償を再整備する」といった法改正案も打ち出されているのである。

こうした方針の背景には、かつてWTO加盟によってTRIPSの遵守を渋々と応じたが、自国企業に有利な措置など[169]によって「世界一の特許大国」[170]という目標が2019年に実現できた。今は、技術大国として自信を持ち、逆に自国企業[171]のために知的財産権保護を強化かつ自国企業

---

[167] 2019年は建国70周年であるため、６つの安定（雇用・金融・貿易・外資・投資・予期）が提唱されていた。

[168] 李克強国務院総理「政府工作報告―2019年３月５日在第一三届全国人民代表大会第二次会議上」（2019年３月５日）。

[169] 自国企業に有利な政策として、国が科学技術の向上に研究開発費の全額負担し、個人・企業の発明と特許に奨励金制度と減税措置および中国人・企業による特許出願には補助金が出されているなどが挙げられる。他方で、外国企業に対して、中国に進出する際に中国企業と合併が求められ、中国政府によって中国企業への技術移転が強要される法制度が存在しているため、外国企業から技術のライセンスを受ける場合、その技術を改良し中国企業のものとして登録することもしばしば存在している。

[170] 2011年の第12次５カ年計画に基づく種々の国家政策が公表されている。同計画によると、今後５年以内に、中国は世界第一の特許出願大国となるという目標が掲げられたのである。「中華人民国民経済和社会発展第十二個五年規劃綱要（全文）」（2011年３月16日）。結局、2020年４月７日世界知的所有権機関（WIPO）の発表によると、2019年の国際特許出願数で中国が初めて１位になった。

[171] アメリカは中国の5G戦略において中核的な役割を担っているファーウエイ、ZTEなど５社に対して、「2019年度米国国防権限法」では2019年８月からアメリカ政府と取引できなくなり、2020年８月からはこれら５社と取引のある企業は日本など外国企業も含め、アメリカ政府と取引できなくなる。という取引制限を行っている。

に有利なルール作りにしようとしている。これは巨大な雇用の創出と経済効果が見積もられているからである。他方で、知的財産は経済的に重要であるため、世界の知的財産を支配しているアメリカと類似の知的財産権法制度を作り、アメリカと対抗ないし勝つことを狙っているのである。

以上のように、米中貿易戦争を受けて、中国は、景気の大幅で急速な減退を招きかつ経済が明らかな停滞と不況を顕在化してきた[172]ため、経済体制が内需経済型を維持しながら安定重視姿勢に重心を置くことした。他方で、アメリカとの貿易戦争に負けないように、アメリカと類似ないし並みの知的財産権保護の強化などに関する具体的な法改正を推進していくこととした。

そこで、不正競争防止法は、初回の法改正後（2018年）からわずか一年あまりで２回目の法改正が進められ、2019年４月23日に法改正案[173]が採決され、同日より施行された。同法において、懲罰賠償が増設されたのは17条３項である。その規定は、以下の通りである。

17条３項[174]

不正競争行為により損害を受けた経営者の賠償額は、当該権利侵害を被った実際の損失に基づいて確定する。実際の損失の確定することが困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益で確定することができる。経営者が悪意に営業秘密を侵害し、情状が重大な場合には、上記方法で確定した金額の相当額以上５倍以下で賠償金額を

[172] 関志雄「米中貿易摩擦の激化で減速する中国経済―優先すべきは景気対策よりも改革開放―」〔https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/180828ssqs.html〕（最終閲覧：2023年５月20日）。

[173] 2019年４月23日に第13期全人大第10回会議で不正競争防止法の改正案が採択され、同日に施行された。

[174] 中国語原文:〔第17条３項　因不正当竞争行为受到损害的经营者的赔偿数额，按照其因被侵权所受到的实际损失确定；实际损失难以计算的，按照侵权人因侵权所获得的利益确定。经营者恶意实施侵犯商业秘密行为，情节严重的，可以在按照上述方法确定数额的一倍以上五倍以下确定赔偿数额。赔偿数额还应当包括经营者为制止侵权行为所支付的合理开支〕

確定することができる。賠償額には、経営者が権利侵害差止に支払った合理的な支出も含まれなければならない。

第４節　新商標法（2019年11月１日）

上述したように、2018年以降、中国はアメリカとの関係が悪化しつつある中、経済力の衰退を解消するために、新しい経済成長エンジンとして、外資誘致策の強化による「中国包囲網」[175]の切り崩し、および産業高度化の推進[176]などの政策を打ち出した。これらは、経済への影響を勘案し、経済の発展、知的財産によって国際競争力の確保およびアメリカとの貿易戦争の緩和策を狙ったものである。また、2019年10月22日、国務院に公布された「優化営商環境条例」[177]では、国家の利益と経済的安

[175] アメリカは、中国の台頭を抑えるため、中国のハイテク企業に対する取引制限などの締め付けを強化している。欧州や日本の政府に対しても、ファーウェイ製の次世代通信規格5G システムおよび5G 対応機器を採用しないよう要請するなど、中国包囲網の構築に力を注いでいる。佐野淳也「中国の新しい外資誘致策―先端技術・ノウハウの取り込みが焦点―」環太平洋ビジネス情報 RIM20巻77号（2020年）36頁参照。

[176] 世界一の製造強国を目指す中国にとって、産業高度化は喫緊の課題である。産業高度化を加速させるには、海外の先端技術・ノウハウをさらに取り込む必要がある。これまで先端技術を取り込む手段として、海外企業の買収が多用されてきた。しかし近年、中国企業による買収への警戒感が海外で高まったことを背景に、中国はもう一つの導入手段である外資企業の誘致強化を再び評価するようになった。もっとも、対中直接投資は、緩やかな拡大が続いているものの、製造業や情報通信関連といった業種への投資が芳しくなく、産業高度化が進まない可能性がある。こうした危機感も、中国が外資誘致策の見直しに踏み切った背景とみられる。佐野淳也「中国の新しい外資誘致策―先端技術・ノウハウの取り込みが焦点―」環太平洋ビジネス情報 RIM20巻77号（2020年）31～43頁参照。

[177] 「優化営商環境条例〔国務院令第722号〕」国務院第66次常務会議で通過、2020年１月１日より施行された。同条例15条は、「国家による知的財産権侵害における懲罰賠償制度を制定し、知的財産権に対する迅速かつ協力的な保護メカニズムの確立を推進し、知的財産権紛争の多元的な解決メカニズムと知的財産権の権利保護支援メカニズムを改善し、知的財産権の保護を強化する」と規定する。中央人民政府ウエブサイト：〔http://www.gov.cn/zhengce/content/

全を擁護するうえで知的財産権侵害における懲罰賠償機能を強化することの重要性が一層強調されていた。

このような流れの中で、商標法においても「最大５倍賠償」に改正されたのである。すなわち、第４回商標法改正案が2019年４月23日に第13期全人大常務委員会第10次会議で採択され、同年11月１日に施行された[178]。同法63条１項は、旧法の適用要件や懲罰賠償額の算定方法を変更せずに、不正競争防止法17条の最大５倍賠償を参考したうえに、旧法の最大３倍賠償を最大５倍賠償に拡充した。当該条文は、以下の通りである。

> 63条１項
>
> 商標権侵害の賠償額は、商標権者が侵害により被った実際の損失に基づいて確定する。実際の損失を確定することが困難な場合に、侵害者が侵害により得た利益に基づいて確定することができる。商標権者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難な場合に、当該商標のライセンス料の倍数を参照し、合理的に確定する。悪意に商標権を侵害することに対して、情状が重大な場合には、上述の確定方法に基づいて確定した金額の相当額以上５倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額は、商標権者が権利侵害差止に支払った合理的な支出を含まなければならない。

第５節　特許法（2021年６月１日）

（１）制度導入の背景

2010年以降、既に概観したように、「世界一の特許大国」になろうとする中国社会では、自国企業に対してさまざまな特許登録を奨励する政策が施されたことに伴って、特許権を取巻く環境も年々変化しており、国内企業と外資企業（技術移転が強制される制度）は多数の特許が交錯する中で事業活動を行わざるを得ない状況に置かれている。そうした状

2019-10/23/content_5443963.htm〕（最終閲覧：2022年11月１日）。

[178] 第４回商標法改正案が2019年４月23日に第13期全人大常務委員会第10次会議で採択され、同年11月１日より施行された。

況において、故意に特許権を侵害する事件が多発するようになり、中国における知的財産権の侵害は世界の話題となった。このような悪質な特許権侵害に対する強力の懲罰賠償を導入すべき提案が高まるようになった[179]。

これを受けて、立法者は、「裁判運用から見ると、填補的損害賠償は権利者の実際の損失を完全に補償することができないだけではなく、権利侵害行為を抑止することも果たされなかった。ゆえに、より権利者の合法的な権利利益を保護し、故意による権利侵害行為を抑止するために、すでに懲罰賠償を導入すべき意見が出されている。それゆえに、懲罰賠償によって、権利者に対する積極的な権利行使を奨励し、特許法保護とイノベーションを激励することが実現されよう」を改正目的として、2012年２月より第４回目の特許法改正案が提出された。

そこで、2015年４月１日に国家知的財産権局による「特許法改正草案（意見稿の募集）」が発表され、同年12月２日に国務院法制弁公室による「特許法改正草案（送審稿）」（以下では、送審稿という。）が公布された。送審稿68条は、「……故意に特許権を侵害した場合、情状が重大な場合には、上記方法で確定した金額の相当額以上３倍以下で賠償金額を確定することができる。」[180]と規定していた。

そして、既に概観した米中貿易戦争を受けて、2018年12月23日、第４回目の特許法改正審議において、「最大５倍賠償」[181]の導入が必要とされた。このような変更に対して、立法者は、「特許保護を強化し、特許権者の権利利益を保護し、……特許権者が立証責任の困難さ・訴訟に係る時間の長さ・訴訟コストの高さ・賠償額の低さ・法的効果の不十分、訴

---

[179] 史玲＝王英軍「懲罰性賠償制度在我国知識産権領域的適用」天津法学１期（2012年）37頁、陳澤勇「専利法規定懲罰性賠償的必要性研究」電子知識産権10期（2012年）１頁、羅莉・前掲注（151）22頁、李彦波『専利領域之懲罰性賠償制度研究』（中国政法大学出版社、2018年）43～46頁参照。

[180] 国務院法制辨公室「中華人民共和国専利法修訂草案（送審稿）（2015年12月２日）」、何勤華ほか・前掲注（126）2497頁参照。

[181] 国家知識産権局「現行専利法與第四次修改後専利法対象表」（2020年10月23日）〔https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=153645&colID=2197〕（最終閲覧：2023年６月19日）。

訟では勝ったが、金銭面で敗訴したことなどの問題を解消する」[182]ことなどを法改正目的として掲げた。特許法改正草案が第13回全人大常務委員会第７回会議に上程され、2020年10月17日の第13回全人大常務委員会第12回会議で採択され、2021年６月１日より施行される。

新特許法71条１項（以下では、「特許法71条」という。）は送審稿の「最大３倍賠償」を「最大５倍賠償」に変更したと他に、同条２項の法定賠償額100万元を最高500万元に引き上げた。なお、法定賠償額が設けられなかった点は、商標法、不正競争防止法、著作権法と異なるところである。その規定は、以下の通りである。

> 71条１項[183]
>
> 特許権侵害の賠償額は、特許権者が侵害を被った実際の損失に基づいて確定する。実際の損失の確定することが困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益で確定することができる。特許権者の損失又は侵害者の得た利益の算定が困難な場合には、当該特許の実施許諾料の倍数を参酌して合理的に確定する。故意に特許権を侵害し、情状が重大な場合には、上記方法で確定した金額の相当額以上５倍以下で賠償金額を確定することができる。

（２）制度機能をめぐる議論状況

立法者による特許法改正草案（送審稿）に関する説明では、賠償額の低さ・法的効果（懲罰的機能）の不十分などの問題を解消するために、最大５倍賠償を懲罰賠償として特許法に導入させたと明言されている[184]。つまり、立法者は、特許法71条の主たる機能が懲罰であると主張

---

[182] 国家知識産権局「《関於〈中華人民共和国専利法修訂草案（送審稿）〉的説明》」第三部分参照。

[183] 中国語原文：〔第71条１項　侵犯专利权的赔偿数额按照权利人因被侵权所受到的实际损失确定；实际损失难以确定的，可以按照侵权人因侵权所获得的利益确定。权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定的，参照该专利许可使用费的倍数合理确定。对故意侵犯专利权，情节严重的，可以在按照上述方法确定数额的一倍以上五倍以下确定赔偿数额。〕

[184] 国家知識産権局・前掲注（182）第三部分参照、朱理「専利侵権懲罰性賠償

している。

学説では、馬忠法と謝迪揚は上述した多数説をふまえて、特許法71条の機能は非難と予防であり、社会を代表として司法裁判の形で特許権侵害行為に対する否定的な評価を下し、巨額の賠償金を課し、これらによって特許権侵害行為を抑止する役割を果たそうとするものである、と解している[185]。

また、特許法71条の機能は、特許権者の実際の経済的損失を填補するものであるとの見解もある。この見解によると、これまでの人民法院は、特許権者の直接的損失を容認するのみであり、間接的損失を認めない傾向にある。認められた事件の中でも、侵害者が侵害により得た利益、特許の実施許諾料の合理的倍数ないし人民法院に命じられた法定賠償額は、特許権者の実際の損失を完全に賠償することができなかった傾向にある。そこで、懲罰賠償を請求することによって、実際の損失を完全に賠償できなかった部分を填補することができる。よって、当該制度は、実際の損失を追加的填補する効果が生じることとなるのである[186]。

第６節　著作権法（2021年６月１日）

（１）制度導入の背景

2010年代以降、中国国内では、一方で、インターネットの普及による知的財産権をめぐる紛争が増え、とりわけ著作権に関する悪質な権利侵害案件がかつてないほどに増加する現象と問題が次々と発生している。このようなデジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するために、学界から懲罰賠償の早期導入を求める声が多数上がっていた[187]。

制度的司法適用政策」知識産権８期（2020年）21頁参照。

[185] 馬忠法＝謝迪揚「専利法中的懲罰性賠償問題研究―以《専利法修正案（草案）》第72条的適用為視角」武陵学刊45巻２期（2020年）46頁参照。

[186] 羅莉・前掲注（151）22頁参照。

[187] 著作権法において懲罰賠償制度を導入すべきであると多くの学説が提唱されている。このように提唱する理由付けを４点に分けて挙げる。すなわち、第１に、著作権侵害を有効的に打撃することができる、第２に、填補的損害賠償による補償の不足を補充することできる、第３に、著作物の性質による需要で

こうしたなか、知的財産権保護の強化と著作権に関する紛争を減少させるために、2011年７月13日に第３回の著作権法改正が国家版権局によって開始された[188]。当該改正草案では、「最大3倍賠償」という形で懲罰賠償が導入された。

しかしながら、2019年11月、著作権法改正草案審議中において、中共中央辨公庁および国務院辨公庁は、知的財産権の保護を強化することは、財産権保護制度を完備する最も重要な内容であり、経済の競争力を高める最大の奨励であることを理由として、「知的財産権の保護への強化に関する意見」を公布した[189]。当該意見では、2022年までに、多発した知的財産権侵害事件を効果的に抑制し、特許法と著作権法などの法領域へ懲罰賠償の導入を加速し、知的財産権侵害行為への懲罰を強化するなどの政策指導が確立された。このような共産党の指示を実行するために、著作権法が特許法と同様に米中貿易戦争の影響を受けて、懲罰賠償の強化を法改正の課題とされたため、当初の改正草案の「最大３倍賠償」を「最

ある、第４に、著作権者が積極的に著作物を創作し、かつ積極的に自己の著作権を侵害したと主張することができる、のである。袁杏桃『著作権侵権懲罰性賠償研究』（知識産権出版社、2019年）207頁参照。

[188] 国家版権局は著作権法を改正するため、2011年７月に国家版権局著作権法改正作業グループと国家版権局著作権法改正作業専門委員会を立ち上げ、人民大学知的財産権学院、社会科学院法学研究所知的財産権研究センターおよび中南財経政法大学知的財産権研究センターに著作権法の改正草案を起草させた。第３回の法改正趣旨について、次の５点にまとめる。すなわち、第１に、前２回の法改正は急速な経済および科学技術の発展による諸現実問題を対応できなかったこと、第２に、知識経済時代における科学技術の発展と社会環境の変化に相応する著作権法が必要とされること、第３に、新たな国際情勢の推移下で、自国の経済利益と国際的競争力を守ること、第４に、現に特許法と商標法は法改正が行われているため、著作権法の改正がそれらの法改正に遅れたこと、第５に、経済社会とハイテク産業の発展とともなって、全社会、法学界および全人大から著作権法改正の提案が出されたこと、ということである。何勤華ほか・前掲注（126）2363頁参照。

[189] 中共中央辨公庁国務院辨公庁印発「関於強化知識産権保護的意見」2019年11月24日、〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/zhengce/2019-11/24/content_5455070.htm〕（最終閲覧：2023年５月19日）。

大５倍賠償」に変更されたのである。

以上のように、第３回の著作権法改正開始からその審議や検討に10年間も経ったが、ようやく2020年５月１日に著作権法改正草案（意見募集）[190]が全人大によって公表された。同年11月11日の第13期全人大第23次会議で採択され、2021年６月１日より施行された。なお、著作権法54条１項は、懲罰賠償額の上限を送審稿76条２項の「……３倍賠償」から「最大５倍賠償」と増額した。これによって、新法における懲罰賠償額の上限設定は、商標法、特許法、不正競争防止法と横並びの賠償範囲となった。その規定は、以下の通りである。

> 54条１項
>
> 著作権又は著作隣接権を侵害する場合において、侵害者は著作権者が侵害を被った実際の損失或いは侵害者の違法行為により得た利益に基づいて著作権者に対して賠償すべき；著作権者の実際の損失或いは侵害者の違法行為により得た利益の算定が困難な場合には、当該著作権使用料を参照して賠償することができる。故意に著作権又は著作隣接権を侵害し、情状が重大な場合には、上記方法で確定した金額の相当額以上５倍以下で賠償金額を認定することができる。

（２）懲罰賠償制度導入の意図

立法者は著作権法に懲罰賠償を導入した理由について、中国における健全な経済発展と長期にわたりあらゆる産業分野における国際競争力を強化する観点から、著作権保護の強化に力を入れ、故意による著作権侵害を効果的に懲罰・抑止することが法改正の重要な狙いの一つである、と述べている[191]。要するに、立法者の意図は、著作権保護は経済発展す

---

[190] 全人大「中華人民共和国著作権法」（2020年11月19日）〔中国人大ウエブサイト：http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/848e73f58d4e4c5b82f69d25d46048c6.shtml〕（最終閲覧日：2023年５月27日）。

[191] 全人大「著作権法修正案草案三審稿提請審議―加大対侵犯著作権行為懲治力度」（法治日報、2020年11月11日）〔http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/89c23464f82a4fcd9035e0448d7c42b4.shtml〕（最終閲覧日：2023年６月13日）。

るに重要になるはずであるという観点から、著作権侵害を懲罰・抑止するために、懲罰賠償を取り入れたのである。

（３）制度機能をめぐる近時の議論状況

近時では、著作権法54条１項の主たる機能は懲罰であるという多数説を批判する見解が見られる。知的財産法学者の蔣舸は、当該制度の機能は懲罰ではなく、予防であると主張している。彼女は、著作権法改正草案における最大３倍賠償は「加重的損害賠償」であると解している。なぜならば、そもそも著作権法が「懲罰賠償」という名称を使用せず、単に最大３倍賠償の形で損害賠償として導入したのである。それにもかかわらず、学界では、最大３倍賠償を懲罰賠償として論じられていることが誤認識であり、それを訂正すべきであると称している。もっとも、加重的損害賠償は、懲罰賠償と本質的に異なっており、故意または害意による権利侵害行為に対する懲罰ではなく、権利侵害者の害意性に応じて填補的損害賠償より付加した賠償額を権利侵害者に加え、これによって、その他の潜在的な権利侵害行為の発生を未然に防ぐためである。

この見解は、二つの視点から最大３倍賠償制度の機能を予防に限定的解釈すべきであると説明している。一つは、著作権法の特徴である。著作権法は知的な創造活動を調整と促進することを最大な目標としている。それは、知的な創造活動によって生み出された成果に対する権利侵害が容易であり、かつ権利侵害行為の隠蔽性が高いであるために責任追及が困難にある。そのため、著作権法は権利侵害者に対して加重的損害賠償を命じなければ権利侵害行為を予防することができないからである。二つ目は、イノベーション活動が継続性を持つ特徴である。イノベーション活動では、後に創作された著作物が権利侵害と見做される可能性が高い。それゆえに、著作権法は懲罰を求めるのであれば、それにより過剰な予防効果をもたらすこととなるため、イノベーション活動に大きなダメージを与えてしまう危険性がある。このことは著作権法の趣旨である知的な創造活動を調整と促進することに反することになる。したがって、著作権法は、加重的損害賠償を必要とし、懲罰賠償を排除すべきである。最大３倍賠償を懲罰賠償と称し、懲罰的機能として捉えている多数説は誤っているため、「加重的損害賠償」と名付けるべきであ

る[192]と提案されている。

なお、法改正により最大３倍賠償から「最大５倍賠償」になったが、懲罰賠償ではないという性質は変わっていないというのがこの見解である。

このように、近時では、著作権法54条１項の機能は懲罰であるに多くの学者に認識されていることに対して、当該制度は懲罰ではなく、予防機能の「加重的損害賠償」であり、これは著作権法54条１項の適切な表現であると主張する少数説も見られるようになってきている。

第７節　人民法院による意見、地方条例および司法解釈

以上のように、知的財産権法領域において懲罰賠償が統一された「最大５倍賠償」の形で導入されるようになった。こうした状況において、最高人民法院と一部の高級人民法院では、懲罰賠償における適用の強化と具体的適用に関する意見や規定、また地方では懲罰賠償の適用を徹底的かつ補充するために地方条例、近時では最高人民法院による司法解釈が公布されている。これらのものが裁判運用に及ぼす影響を度外視することはできない。よって、以下では、その動きを概観しよう。

（１）人民法院による意見

（ｉ）最高人民法院

2020年９月14日に、最高人民法院は「法に基づく知的財産権侵害行為に対する懲治の強化に関する意見」[193]を公布した。当該意見は、「案件を公正に審理するために、法に基づき知的財産侵害行為に対する懲罰を強化し、侵害行為を有効に抑止し、良好な法治化されたビジネス環境を構築し、知的財産権裁判の実情を考慮する」ことを目的としている。

当該意見は、最高人民法院による知的財産権の保護を強化する活動の

---

[192] 蔣舸「著作権法與専利法中“懲罰性賠償”之非懲罰性」法学研究６期（2015年）80頁参照。

[193]「最高人民法院関於依法加大知識産権侵権行為懲治力度的意見（法発［2020］33号）」（2020年９月14日）〔最高人民法院ウエブサイト：http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-255591.html〕（最終閲覧：2023年４月13日）。

一環として、知的財産権侵害紛争処理に関する重要なポイントについて定めたものである。とりわけ同意見の三の10は、「故意による他人の知的財産権を侵害することに対して、情状が重大な場合に、法に基づいて権利者の懲罰賠償請求を支持し、懲罰賠償による故意の権利侵害行為に対する抑止効果を十分に発揮する。」ことを強調している。

また、同年11月16日に、最高人民法院は「著作権と著作隣接権に関する意見」[194]（以下では、「最高人民法院意見」という。）を公布した。当該意見７条は、「実際の損失、侵害行為により得た利益、ライセンス料を算定することが困難な場合には、当該権利の類型、市場価値と権利侵害者の主観的故意、権利侵害の性質と規模、損害の度合いなどの要素を総合的に考慮し、著作権法および司法解釈などの関連規定に基づいて合理的に損害賠償額を確定する。故意に権利を侵害し、かつ情状が重大な場合には、権利者は権利侵害者に対して懲罰賠償を請求したとき、人民法院は法に基づいて審理する。権利者は権利主張のために支出した合理的な費用（訴訟費用・弁護士費用などを含む）を立証明できたとき、人民法院はそれを支持し、かつ損害賠償額と別に単独で計算する。」と明示している。

（ⅱ）各高級人民法院（条文は参考資料１を参照）

（ⅱ－ⅰ）北京市高級人民法院

2020年４月23日、北京市高級人民法院知的財産権法廷は、「知的財産権侵害および不正競争案件を適切に審理し、知的財産権保護の水準を高め、裁判基準を統一し、知的財産権市場価値と協調した損害賠償メカニズムを確立するため、著作権法・商標法・特許法・不正競争防止法などに基づき、法律および最高人民法院の司法解釈に基づき、北京市の裁判実務と結び付ける」ことを目的として、知的財産権侵害、不正競争事件、著作権侵害、商標権および不正競争事件における損害賠償と法定賠償額の確定おいて考慮する事項および裁判基準について指導意見と裁判基

[194]「最高人民法院関於加強著作権和與著作権有関的権利保護的意見（法発〔2020〕42号）」（2020年11月16日）〔最高人民法院ウエブサイト：http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-272221.html〕（最終閲覧：2023年５月20日）

準[195]（以下では、「北京意見」という。）を公布した。

北京意見では、損害賠償の確定[196]、填補的損害賠償と法定賠償額の具体的な確定方法が定められ、中には懲罰賠償における適用要件の「悪意」と「情状が重大」に関して、具体的な態様を列挙として示されている。すなわち、悪意が直接的故意、情状が重大を重大な損害という結果が生じたことを指すと説明されている。その具体的な例として、悪意と情状が重大の認定を７～８種類に挙げられている。また、懲罰賠償額の算定基準（実際の損失、侵害により得た利益、ライセンス料の倍数）には、原告が権利主張のために支出した合理的な費用を含まれないとされている。

（ⅱ－ⅱ）天津市高級人民法院

2020年12月17日に、天津市高級人民法院は北京指導意見と内容がよく似た紀要[197]（以下では、天津紀要という。）を配布した。すなわち、天津紀要は、知的財産権侵害における懲罰賠償の適用要件を認定にあたって、いくつかの具体的態様を設けて、それに当てはまる場合、故意と情状が重大と認定すると示している。

なお、当該紀要は、懲罰賠償額の算定基準（実際の損失、侵害により得た利益、ライセンス料の倍数）には、権利者が権利侵害差止に支払った合理的な支出は含まれないとしている。

---

[195] 北京市高級人民法院知的財産権法廷「北京市高級人民法院関於侵害知識産権及不正当競争案件確定損害賠償的指導意見及法定賠償的裁判標準（一）」（2020年４月23日）〔北京法院ウエブサイト：http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2020/04/id/5090617.shtml〕（最終閲覧：2023年６月13日）。

[196] 指導意見１の１は、「損害賠償の確定には知的財産権市場の価値動向を堅持し、補填の原則を遵守し、主に補償、懲罰を補助とする損害賠償司法認定メカニズムを具現化する。被告は過失により他人の知的財産権を侵害、或いは不正競争行為を行い、損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。」と規定する。

[197] 董珺「天津高院《関於知識産権侵権案件懲罰性賠償適用問題的審判委員会紀要》」知識時事（2020年12月17日）〔中国知識産権協同創新ウエブサイト：http://ciipr.njust.edu.cn/cf/eb/c11092a249835/page.htm〕（最終閲覧：2023年５月20日）。

（ⅱ－ⅲ）深圳市高級人民法院

2020年12月18日、深圳市高級人民法院は、「知的財産権侵害における懲罰賠償の適用を規範するために、民法、商標法、不正競争防止法など、最高人民法院の司法解釈と深圳経済特区知的財産権保護条例の規定に基づき、深圳市の裁判実務を考慮する」ことを掲げて指導意見[198]（以下では、「深圳意見」という。）を配布した。

深圳意見は北京意見と天津紀要と大きく異なって、懲罰賠償の具体的な適用をより詳細に提示していることである。そこでは、懲罰賠償額の算定基準を立証する責任について、遅くとも第一審の口頭弁論終結までに被害者によって証明されなければならない内容まで設けられている。

なお、懲罰賠償額の算定基準（実際の損失、侵害により得た利益、ライセンス料の倍数）には、原告が権利主張のために支出した合理的な費用を含まれないとされていることは、北京意見と同様である。

以上のように、最高人民法院、各高級人民法院は、中国全国に先駆けて自ら懲罰賠償額の算定方法を具体的に定める意見内容を相次いで打ち出している。つまり、各高級人民法院は、上記した最高人民法院の方針を基づいて、実務で知的財産権侵害行為に対して、懲罰賠償を積極的かつ着実に推進する姿勢を見せている。

しかしながら、司法の最高権威を有する最高人民法院は、懲罰賠償額の算定基準には、権利主張のために支出した合理的な費用、つまり訴訟費や弁護士費用などが含むと明確に示したにもかかわらず、天津人民法院は、それに反する紀要を出している。そうすると、懲罰賠償額に関する算定基準の判断に共通性を欠くことになっている。つまり、実際の裁判運用において、具体的事件における人民法院が示した判断基準が異なることによって、同類の事件に対して人民法院によって判決が異なることは不公平である。言い換えれば、天津高級人民法院は何故に、統一の判断基準が示された最高人民法院意見に反する判断基準を設ける必要性があるかについて説明をしなかったため、裁判運用では、混乱が生じう

[198] 深圳市高級人民法院「関於知識産権民事侵権糾紛適用懲罰性賠償的指導意見（試行）」（2020年12月18日）〔専利保護ウエブサイト：http://www.ruixinbaohu.com/news/213.html〕（最終閲覧：2023年６月20日）。

るのであろう。

（２）地方条例（条文は参考資料２を参照）

すでに概観したように、中国はアメリカと関係の悪化による経済への影響を勘案し、受け入れ可能な知的財産権法分野では緩和案として、懲罰賠償の導入と強化に力を入れた。このような経済貿易の情勢が激しく変化してきている背景下で、国務院は外資企業の投資促進するために、2019年12月31日「外商投資法実施条例」[199]と2020年１月１日に「外商投資法」[200]を急いで成立させた。

これを受けて、2020年９月25日に、上海市人民代表大会は上海市のより高水準の対外開放などを加速するため、「上海市外商投資条例」を公布した[201]。同条例は、外商投資法を背景として、上海市で多国籍企業本

---

[199]「外商投資法実施条例」は、外商投資法の実務的な規則として、外商投資の促進、優遇税制の享受、技術移転の強要禁止、営業秘密の保持、国家利益で政策に係る約束事項などが定めている。

[200]「外商投資法」は、中国における外国投資者による会社の設立や買収等をはじめとする投資活動、外商投資の財産や業務機密の保護、および外商者の権利権益の保護などを規定するものであり、2015年に草案が発表され、2019年３月15日の第13期全人大常務委員会第２回会議で採択され、2020年１月１日より施行された。外資投資について、同法２条１項は「外国の自然人、企業またはその他の組織が、直接または間接的に中国国内において行う投資活動を指す」と定め、同条２項は投資活動の内容を「①外国投資者による中国国内での外商投資企業の設立、②外国投資者による中国国内企業の株式等の権益の取得、③外国投資者による中国国内で投資の新規プロジェクト、④法律等の規定するその他の方式による投資」、同条３項は外商投資企業について「投資の全部または一部を外国投資者が行い、中国の法律に基づき中国国内において登記登録を経て設立された企業をいう。」と規定する。なお、外商投資法の施行に伴い、中外合弁経営企業法、外資企業法、中外合作経営企業法および中外合弁経営企業法実施条例、中外合弁経営企業合弁期限暫定規定、外資企業法実施細則、中外合作経営企業法実施細則が廃止となった。

[201]「上海市外商投資条例」（上海市人民代表大会常務委員会公告第45号）は2020年９月25日に上海市第15人民代表大会常務委員会第24回会議に通過され、2020年11月１日より施行された。同条例１条は「本市のさらなる高いレベルの対外開放を一層推進し、外商投資を促進・安定させ、外商投資の合法的な権利利益

部などを設立する外国投資者を奨励かつ支持するためのものである反面に、私法上の個人ではない公権力の有する上海市各級人民法院が外国投資者と外資系企業に「懲罰賠償」を課すことができるものである。

同条例29条２項は、上海市の各級人民法院が外国投資者と外資系企業による反復的な権利侵害行為、悪意による権利侵害行為、およびその他の情状の重い権利侵害行為に対して、法に基づき「懲罰賠償」などの懲罰する措置を適用することができる、と明定している。要するに、上海市は、従来の被害者による懲罰賠償の請求を上海市の各級人民法院にその適用ができるようと示しているのである。

しかしながら、具体的に、上海市の各人民法院は知的財産権を侵害した外国投資者・外資系企業に対して、どのような「懲罰賠償」を適用するかについて言及されなかった。つまり、同条例のいう「懲罰賠償」とは何か、如何なる法に基づき、如何なる懲罰賠償額の算定方法と賠償額の範囲になるのかについて、不明であるのである。

このように、上海市は中国最大の経済都市であり、全国の先行として経済の拡大や外資系企業の投資意向の更なる増大を牽引としつつも、外資系企業規制強化という認識下において、外資系企業が自国企業と同様に懲罰賠償の適用ができる上海市外商投資条例を公布した。上海市のような地方条例の公布後、全国各地も同様に、知的財産権侵害における外国投資者と外資家企業に対する懲罰賠償の適用が普及していく可能性があるため、今後、裁判運用の状況とともにその動きを注目していく必要があろう。

（３）司法解釈（2021年３月３日）

すでに概観したように、知的財産権関連法にとどまらず、民法においても懲罰賠償が導入された。これらの法律を施行するために、各人民法院は自ら当該制度の適用に関する意見や規定なども公布している。

を保護し、全面的な開放の新局面の形成を加速するために、『外商投資法』、『外商投資法実施条例』などの法令規則に基づき、本市の実情に照らし合わせて、本条例を制定した。」を目的として掲げている。〔https://sww.sh.gov.cn/swdt/20201012/1fbecfc2d2264e6db9f7c0c00fb9eb20.html〕（最終閲覧：2023年６月１日）。

しかしながら、これらのものは裁判実務において、その具体的な適用、つまり主観的「故意」と「悪意」要件との関係、客観的「情状が重大であること」の認定基準、および懲罰賠償額の算定基準およびその範囲等に関して統一性を欠けている。他方で、2020年11月30日に、習近平は中央政治局第25回勉強会では、「確実に知的財産権における懲罰賠償を急いで施行する」[202]ことを強調した。

このような実務上の問題点を解決しかつ習近平の指示を実行するために、2021年２月に、最高人民法院は、「知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰賠償の適用に関する解釈」（以下では、「知的財産権侵害に関する司法解釈」という。）を公布した[203]（参考資料３を参照）。当該司法解釈は、正確に知的財産権侵害における懲罰賠償を実施し、重大な知的財産権侵害行為を懲罰し、知的財産権の保護を全面的に強化するために、民法・種子法・商標法・不正競争防止法・特許法・著作権法・民事訴訟法等の関連法律に基づき、かつ裁判実務を踏まえることを目的として掲げている。

当該司法解釈では、民法における懲罰賠償の主観的要件である「故意」は、商標法・不正競争防止法における当該制度のいう「悪意」と同じ意味と理解すべきであると明確に示されている。また、当該司法解釈３条に列挙された５種類態様のうちいずれかに該当する場合、「故意」にあたるとされている。さらに、「情状が重大であること」の認定に関して、４条に６種類の態様が挙げられている。そして、懲罰賠償額の算定基準には原告が権利侵害を抑止するために支出した合理的な経費を含むか否かが必ずしも一致していないため、５条に規定された「法律に別途規定がある場合はそれに従う」は異なる事件の類型にそれぞれ対応の法律が適用されることを意味することになっている。

---

[202]「習近平在中央政治局第二十五次集体学習時強調　全面加強知識産権保護工作　激発創新活動推動構建新発展格局」（2020年12月１日）〔新華ウエブサイト：http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2020-12/01/c_1126808128.htm〕（最終閲覧：2023年４月１日）。

[203] 最高人民法院「知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰賠償の適用に関する解釈（法釈〔2021〕４号」、2021年２月７日、最高人民法院審判委員会第1831回会議にて可決され、2021年３月３日より施行される。

第８節　小括

本章で概観したように、不法行為責任法における懲罰賠償が明文化されたことを契機として、それ以降、当該制度が知的財産権分野まで拡大されてきていた。これは、知的財産権侵害事件の多発によって外国からの批判を受けながら、当初の「知識経済」から近時の「知財強国」へ転換された国策を施行するために、アメリカ特許法を参照として、最初に商標法、次に種子法に「最大３倍賠償」が導入された。その後、米中貿易戦争を受けて、アメリカとの関係を緩和策および衰退した国内の経済を回復させるために、中共と国務院による知的財産権保護の強化政策が推進されていた。そのために、種子法を除き、商標法、不正競争防止法、特許法および著作権法が統一とした「最大５倍賠償」という形で懲罰賠償が改正・導入されるようになった。それと他に、各人民法院による知的財産権の保護を強化するために、懲罰賠償に関する具体的適用の意見、司法解釈なども公布された。さらに、上海市は人民法院が外商投資者・外商投資企業に対して懲罰賠償を適用することできる条例も公布したのである。

制度の機能については、近時の学界では、「最大５倍賠償」の機能は懲罰であるという多数説に対して、正面から当該制度は懲罰ではなく、予防機能であると解する見解が少数ながら存在している。

終章

本論文では、立法史という角度から、懲罰賠償の形成に関わるさまざまの法規定に着目した。そこでは、立法化に至るまでの内容を時系列に沿って概観し、制度機能を意識しつつ、その立法過程ないし立法後において如何なる議論がなされたのか、これらの議論が現行法法制にどのような影響を与えたのかを検討した。そこで、懲罰賠償の適用に関する研究へとつなげていくために、ここで本論文を時系列にしたがって３つの段階に分けて簡単にまとめ、その特徴を示したうえに分類しておく。

（1）まとめ

①第１段階として、不法行為責任法の制定前である。

90年代の中国では、社会主義市場経済体制への転換・進展につれて、悪性の強い偽物被害事件かつ重大な社会問題が惹起された。これらの被害事件が､政治体制全体の安定性に影響を与える社会問題となってきた。これを解決するために、当時の社会経済の発展のニーズに合わせて、既存の民間社会規範ないし慣行に基づいて立法化された1994年消費者法49条のいう「増額賠償」が導入された。当該制度の立法主旨は、訴訟推奨であり、それによって詐欺行為を抑止するのである。

その後、経済の発展と伴って、不動産領域における商品住宅および食品安全領域においても、悪質な侵害事件が多発してきた。それに対応するために、商品住宅に関する司法解釈と食品安全法は消費者法の「増額賠償」を踏襲し、「支払済みの商品住宅の代金と相当額以内」と「食品価格の10倍賠償」という形で懲罰賠償として認めた。

なお、この段階では、主に契約領域において、当該制度が適用されているのである。

②第２段階として、不法行為責任法の制定である。

2000年代に入ってから、経済発展の国内改革やさらなる対外改革開放政策による経済の高度成長期に突入したとともに、製造物の欠陥によって財産のみならず生命･身体的な被害事件が増加するようになってきた。このような社会問題は経済の発展と社会の安定を揺るがす重大な起因となる。そのために、欠陥製造物の製造・販売に対する懲罰、将来におけるそのような行為の抑止として、不法行為責任法において、「懲罰賠償」という用語を正面に押し出した懲罰賠償が立法化された。

なお、この段階では、消費者という個人の被害にとどまらず、欠陥製造物による大規模の被害―不法行為―が社会全体として取り組む課題となり、それを対応するために、「懲罰賠償」の明文化が強く求められたのである。

③第３段階を一言でいえば、不法行為責任法の制定後、懲罰賠償の拡大と強化である。

2010年以降、中国は「世界第二の経済大国」へ成長してきた。一方、内需主導型経済へ転換とともに、さまざまな経済政策による消費市場の拡大されたことによって､旅行契約に関する紛争､商品またはサービス、食品安全、医療と薬品および環境汚染・生態破壊のそれぞれの分野にお

いて新たな社会問題が発生してきた。これらの問題を解消するために、それぞれの法領域および司法解釈などに懲罰賠償の適用が拡大されていた。とりわけ、2018年以降、知的財産権法領域では、さらなる大きな経済的利益を生み出せることや米中貿易戦争による経済的活路や社会の安定に支えになること、並びにアメリカとの緊張関係を打破するための緩和策として、国家を挙げて知的財産権保護の強化に懲罰賠償が全面的な導入がなされたのである。

他方では、2020年にとうとう民法典が成立した。そこで、懲罰賠償を一般条項として認められたうえに、環境侵害と生態破壊責任も当該制度が明文の形で適用されるように拡大された。これによって、中国法における懲罰賠償は、始まりの個人の権利利益の保護や救済から社会全体的利益の調整に着眼することへと発展してきた。

（２）特徴

中国法における懲罰賠償の各法領域の実定法化の形成過程からみると、以下のような特徴を指摘することができる。それは、経済発展による実際の社会で発生したさまざまな深刻な被害事件への対処姿勢を示すために、その都度ごとに応急措置として党・立法者によって懲罰賠償が導入されていったという点である。

また、当該制度の導入領域も拡大された。それは契約領域だけではなく、不法行為領域へと広がった。さらに、賠償制度の内容面も拡充した。損害の対象は、当初の個人への有形の財産権侵害から生命・身体の侵害、無形の財産権侵害、そして国家財産に対する環境汚染と生態破壊の侵害へ拡大された。そして、懲罰賠償額の上限も増額される傾向である。

そして、制度の機能的面からみると、当初の訴訟推奨から、加害者を懲罰することによって加害行為を抑止する機能が積極的に語られている傾向にある。近時では、潜在的な加害者の注意を喚起させ、それによって類似の加害行為を予防、法律の執行機能および社会全体に対する監視機能と行為規範的な機能を持たせようとすることが明確に志向されている。

これらの特徴を総合的に考えれば、現実の社会で頻繁に発生するさまざまな種類の社会問題によって、人々の不満をもたらされている。この

ような社会問題は経済秩序と政治体制の安定性を揺るがすこととともなるため、これに対する応急的解決手段として、各個別法レベルにおいて「手探りで道を探す」という特殊な立法方式を採っていると評価することができよう。すなわち、「実用主義」を実践しようとする法思想のもとで、経済発展のためには政治的安定が必要であるとして、必要な時に必要に応じた立法をすることによって、それぞれの法域へ懲罰賠償を導入していったのである。とりわけ、知的財産権における懲罰賠償はアメリカとの政治・経済関係と密接的に関連していることが明らかであると評価できよう。

こうした中国法における懲罰賠償の形成メカニズムからみると、すべての制度はアメリカ法の影響に限らず、中国の伝統を色濃く残している。すなわち、制度の最初期のものであった1994年消費者法における「増額賠償」制度は、中国固有の慣行によってその骨格が定められ、訴訟奨励を立法目的としたものであった。それを、一部の学者はアメリカ法上の懲罰的損害賠償制度における「懲罰性」の議論をもって正当化しようとしたことも明らかになった。要するに、増額賠償制度は中国の伝統的な慣行から由来し、それを正当化するためにアメリカの学説によって後付けさせられたのである。このような学説の継受は、商品住宅に関する司法解釈、食品安全法までその影響を与え続けたのであった。

しかし、2010年不法行為責任法の制定にともなって、中国法における懲罰賠償はアメリカ法にならって大きな変容を遂げた。立法レベルでは、中国固有慣行の土台をふまえて、アメリカ法における学説の影響を強く受けながら、法の体系性の問題や「民刑峻別論」を棚上げし、制度の機能は懲罰・抑止であることを正面から認めた。特に、現行消費者法、医療責任損害に関する司法解釈および民法典においても明確に「懲罰賠償」という名称を用いられるようになった。要するに、アメリカ法との関係について、二つの段階に分かれる。一つは、中国固有の慣行を受ける時期、もう一つは、アメリカ法の影響を受ける時期である。この時期の境目が不法行為責任法の制定なのである。つまり、不法行為責任法の制定前まで、懲罰賠償自体はアメリカ法からの影響ではなく、懲罰機能に対する説明するために、アメリカ法における懲罰的損害賠償制度の懲罰性理論を用いただけであった。

かくして現在の中国法における懲罰賠償は、制度創設から約30年をかけて、この間の中国の政治・経済・社会的変化を受けて、中国独自の性格を備えるようになった。それは、一方ではアメリカ法の影響ながらもやはりそれと異なる独自の性格であるといえる。

参考資料１

各人民法院による意見

番号	年月日	法院名	中国語	日本語
1	2020年4月23日	北京市高級人民法院による知的財産権侵害及び不正競争事件での損害賠償指導意見及び法定賠償に関する審判基準（北京市高級人民法院知的財産権法廷）	1.13 惩罚性赔偿的适用条件 惩罚性赔偿的适用，应当依照法律的规定。 恶意实施侵害商标权或者侵犯商业秘密等行为，且情节严重的，适用惩罚性赔偿。 “恶意”一般为直接故意。“情节严重”一般是指被诉行为造成了严重损害后果。	1.13 懲罰的損害賠償の適用要件 懲罰的損害賠償の適用は、法律の規定に従わなければならない。 悪意による商標権或いは商業秘密などを侵害し、かつ情状が重大の場合、懲罰的損害賠償を適用する。 「悪意」とは、直接故意であり、「情状が重大」とは、被告の権利侵害行為によって重大な損害がもたらした結果を指す。
			1.14 惩罚性赔偿的适用方法 惩罚性赔偿的适用，应当依据当事人的主张，但一般情况下当事人应当在一审法庭辩论终结前提出该主张。	1.14 懲罰的損害賠償における適用方法 懲罰的損害賠償の適用が当事者の主張に基づき、但し、通常では、当事者は第一審の口頭弁論終結前に当該主張を提出しなければならない。
			1.15 惩罚性赔偿“恶意”的认定 具有下列情形之一的，可以认定为被告具有恶意： （1）被告或者其控股股东、法定代表人等在生效判决作出后，重复或变相重复实施相同侵权行为或不正当竞争行为； （2）被告或者其控股股东、法定代表人等经权利人多次警告或受到行政机关处罚后，仍继续实施侵权行为或不正当竞争行为； （3）假冒原告注册商标；	1.15 懲罰的損害賠償における「悪意」の認定 以下のいずれかの事由があった場合、被告に悪意があると認定することができる： （1）被告或いは当該支配株主、法定代表者などは判決確定後、繰返し或いは他の方法で同様の権利侵害行為又は不正競争行為を行った場合 （2）被告或いは当該支配株主、法定代表者などは権利者から何度も警告を受け、或いは行政機関から処罰を受けた後もなお侵害行為又は不正競争行為を行った場合 （3）原告の登録商標を偽った場合

			（4）攀附原告驰名商标声誉、抢注原告驰名商标； （5）被告在相同或类似商品上使用原告驰名商标； （6）原告与被告之间存在劳动、劳务关系，或者具有代理、许可、经销、合作等关系，或者进行过磋商，被告明知他人知识产权存在； （7）被告存在掩盖被诉行为、伪造或毁灭侵权证据等行为； （8）被告拒不履行行为保全裁定； （9）其他情形。	（4）原告の著名商標の名声にただ乗りし、利益の独占を図る意図をもって原告の著名商標を出願した場合 （5）被告が原告の著名商標を同一又は類似の商品に使用した場合 （6）原告と被告との間に労働･雇用の関係或いは代理･ライセンス・販売・提携などの関係若しくは交渉を行ったことがあり、被告が明らかに他人の知的財産権の存在を知っていた場合 （7）被告が訴えられたことを隠蔽し、権利侵害に関する証拠を偽造又は隠滅するなどの行為があった場合 （8）被告が登録商標権侵害行為の保全命令を拒否した場合 （９）その他の事由があった場合。
			1.16 侵害商标权“情节严重”的认定 具有下列情形之一的，可以认定为侵害商标权的情节严重： （1）完全以侵权为业； （2）被诉行为持续时间长； （3）被诉行为涉及区域范围广； （4）侵权获利数额巨大； （5）被诉行为同时违反了食品、药品、医疗、卫生、环境保护等法律法规，可能危害人身安全、破坏环境资源或者严重损害公共利益； （6）其他情形。	1.16 商標権侵害における「情状が重大」の認定 以下のいずれかの事由があった場合、商標権侵害における「情状が重大」があると認定することができる： （1）完全に権利侵害を業としていた場合 （2）訴えられた権利侵害行為が長い時間を継続した場合 （3）訴えられた権利侵害行為が広い範囲であった場合 （4）権利侵害によって得た利益が巨額であった場合 （5）訴えられた権利侵害行為が同時に食品、薬品、医療、衛生、環境保護などの法律に違反し、人身安全を侵害し、環境資源を破壊し、又は著しく公共利益を侵害する可能性があった場合 （6）その他の事由があった場合

			1.17 侵犯商业秘密“情节严重”的认定 具有下列情形之一的，可以认定为侵犯商业秘密的情节严重： （1）完全以侵权为业； （2）被诉行为持续时间长； （3）被诉行为导致商业秘密为公众所知悉； （4）侵权获利数额巨大； （5）被告多次侵犯他人商业秘密或侵犯他人多项商业秘密； （6）被诉行为同时违反了食品、药品、医疗、卫生、环境保护等法律法规，可能危害人身安全、破坏环境资源或者严重损害公共利益； （7）其他情形。	1.17 営業秘密侵害における「情状が重大」の認定 以下のいずれかの事由があった場合、営業秘密を侵害したと認定することができる： （1）完全に権利侵害を業としていた場合 （2）訴えられた権利侵害行為が長い時間を継続した場合 （3）訴えられた権利侵害行為による営業秘密が公衆に知られていた場合 （4）権利侵害によって得た利益が巨額であった場合 （5）被告は複数回にわたり他人の営業秘密を侵害、或いは他人の複数の営業秘密を侵害した場合 （6）訴えられた権利侵害行為が同時に食品、薬品、医療、衛生、環境保護などの法律に違反し、人身安全を侵害し、環境資源を破壊し、又は著しく公共利益を侵害する可能性があった場合 （7）その他の事由があった場合
			1.18 惩罚性赔偿的“基数” 惩罚性赔偿的“基数”包括权利人的实际损失、侵权人的获利以及许可使用费。 原告维权支出的合理开支，一般不纳入计算基数。	1.18 懲罰的損害賠償の「算定基準」 懲罰的損害賠償の「算定基準」には、権利者の実際の損失、権利侵害者の利益及びライセンス料が含まれる。 原告の合理的な権利行使に支出経費は、通常では、算定基準に含まれない。
			1.19 惩罚性赔偿的“倍数” 惩罚性赔偿的数额，以前款确定的赔偿数额作为计算基数，在法定倍数范围内酌情确定。 惩罚性赔偿的“倍数”，可以不是整数。	1.19 懲罰的損害賠償の「倍数」 懲罰的損害賠償額は、前項で確定した賠償額を算定基準とし、法定された倍数の範囲内で情状斟酌し確定する。 懲罰的損害賠償の「倍数」は、整数ではなくともできる。

			1.20 惩罚性赔偿与行政罚款、刑事罚金的关系 被告以其同一被诉行为已受到行政罚款或者刑事罚金处罚为由，请求抵销惩罚性赔偿相应数额的，一般不予支持。	1.20 懲罰的損害賠償と行政・刑事罰金の関係 被告は訴えられた権利侵害行為が既に行政或いは刑事罰金が課されたことを理由として、懲罰的損害賠償の一部と相殺するようと請求した場合、通常では、この請求を支持しない。
2	2020年12月17日	天津市高級人民法院による知的財産権侵害事件の審理における懲罰的損害賠償適用の問題に関する委員会紀要	一、惩罚性赔偿的适用条件 故意实施侵害知识产权行为，情节严重的，根据权利人的请求，可以依法适用惩罚性赔偿适用惩罚性赔偿。	１、懲罰的損害賠償の適用要件 故意による知的財産権を侵害し､情状が重大な場合、権利者の請求に従って、法律に基づいて懲罰的損害賠償を適用することができる
			二、“故意”的认定 具有下列情形之一的，可以认定为“故意” （一）权利人与被诉侵权人之间曾经存在合作关系、劳动关系或者通过磋商等，被诉侵权人知道或者应当知道权利人对涉案客体享有知识产权的； （二）被诉侵权人收到行政处罚决定或者人民法院行为保全裁定后，仍不停止相关侵权行为的； （三）被诉侵权人或者其实际控制人因侵害知识产权行为承担过民事、行政或者刑事责任后，次实施侵害同一权利客体行为的； （四）被诉侵权人为掩盖侵权行为，实施毁灭证据、提供虚假证据等行为的；	２、「故意」の認定 以下のいずれかの事由があった場合、故意であると認定することができる： (1) 権利者と訴えられた権利侵害者との間に、かつては取引関係、労働関係或いは交渉を図ったことが存在し、訴えられた権利侵害者が権利者の知的財産権の存在を知っていた或いは知り得た場合 (2) 訴えられた権利侵害者はすでに行政処罰或いは人民法院から権利侵害行為の保全命令を受けた後、なお権利侵害行為を停止しなかった場合 (3) 訴えられた権利侵害者或いは実際の権利利用者は、知的財産権侵害によって民事・行政・刑事責任を受けた後、また同様な権利侵害を行った場合 (4) 訴えられた権利侵害者は権利侵害行為を隠し、証拠を隠滅し、偽った証拠を提出するなどの行為があった場合

			（五）根据被诉侵权行为能够认定被诉侵权人具有明显模仿、抄袭涉案权利客体的主观意图的； （六）其他可以认定被诉侵权人具有侵权故意的情形。	(5) 訴えられた権利侵害行為から、権利侵害行為者に当該事件の客体を明らかに模倣・複製した主観的な意図があることを認定することができた場合 (6) その他の権利侵害者に権利侵害の故意があると認める事由があった場合。
			三、“情节严重”的认定 具有下列情形之一的，可以认定为“情节严重”： （一）被诉侵权人多次实施侵害知识产权行为或者以侵权为业的； （二）被诉侵权行为持续时间长； （三）被诉侵权行为生产规模大； （四）被诉侵权行为涉及区域广； （五）侵权获利数额巨大； （六）被诉侵权行为涉及健康、安全、环境等领域，可能危害人身安全或者损害社会公共利益的； （七）被诉侵权行为造成权利人严重经济损失或者对权利人商誉造成严重损害的； （八）其他可以认定侵权情节严重的情形。	３、「情状が重大」の認定 以下のいずれかの事由があった場合、情状が重大であると認定することができる： (1) 訴えられた権利侵害者は何度も知的財産権利侵害を施し、或いは完全に権利侵害を業としていた場合 (2) 訴えられた権利侵害行為が長い時間を継続した場合 (3) 訴えられた権利侵害行為の生産規模が大きい場合 (4) 訴えられた権利侵害行為が広い範囲であった場合 (5) 権利侵害によって得た利益が巨額であった場合 (6) 訴えられた権利侵害行為が健康、安全、環境などの領域に及ぼし、人身安全を侵害し、又は公共利益を侵害する可能性があった場合 (7) 訴えられた権利侵害行為は権利者に重大な経済的損失或いは商業信用に損害を与えた場合 (8) その他の情状が重大と認定できる事由があった場合
			四、惩罚性赔偿的主张 权利人主张适用惩罚性赔偿的，应当在一审法庭辩论终结前提出，并明确惩罚性赔偿的数额和计算方式。	４、懲罰的損害賠償の主張 権利者は懲罰的損害賠償を主張するとき、第一審の法廷弁論終結前に当該主張を提出し、かつ明確に懲罰的損害賠償額と算定方法を示さなければならない。

			五、惩罚性赔偿赔偿的计算基数 　确定惩罚性赔偿的数额应当以权利人因被侵权所受到的实际损失，侵权人因侵权所获得的利益或者许可使用费赔偿金为计算基数。 　惩罚性赔偿的计算基数不包括权利人为制止侵权行为所支付的合理开支。	５、懲罰的損害賠償の算定基準 　懲罰的損害賠償額を確定するとき、権利者の実際の損失、権利侵害者の利益或いはライセンス料の賠償額を算定基準とする。 　懲罰的損害賠償の算定基準に、原告が権利侵害を抑止するために支出した合理的な経費が含まれない。
			六、惩罚性赔偿的“倍数” 　惩罚性赔偿的倍数应当在法律规定的倍数范围内，根据被诉侵权人的主观过错程度及侵权情节等综合确定，可以不是整数。	６、懲罰的損害賠償の「倍数」 　懲罰的損害賠償の倍数は、前項で確定した賠償額を算定基準とし、法定された倍数の範囲内で情状斟酌し確定する。 　懲罰的損害賠償の「倍数」は、整数ではなくともできる。
3	2020年12月18日	深圳市中級人民法院による知的財産権侵害民事不法行為における懲罰的損害賠償適用に関する指導意見（試行）	第六条　“故意”的认定原则 　本意见所指“故意”，是指侵权人主观上明知自己的行为会导致侵权结果的发生，而希望或放任这种结果发生。侵权人因过失导致侵权的，一般不构成“故意”。	６条　故意の認定原則 　本意見のいう「故意」とは、権利侵害者の主観的に自己の侵害行為によって結果を生じたことを明らかに知っているにもかかわらず、なおその結果の発生を希望或いは放任することを指す。過失によって権利を侵害した場合、通常では、「故意」と認めない。
			第七条　故意的认定因素 　侵权人故意的认定，人民法院可以考虑以下因素： （一）侵权人或者其控股股东、法定代表人等在生效判决作出后，重复或变相重复实施相同侵权行为；	７条　故意の認定要素 　権利侵害者の故意の認定について、人民法院は以下の要素を考慮ことができる： （1）権利者又は当該支配株主、法定代表者などが判決確定後、繰返し又は他の方法で同様の権利侵害行為或いは不正競争行為を行った場合

			（二）侵权人或者其控股股东、法定代表人等经权利人多次警告或受到行政机关处罚后，仍继续实施侵权行为； （三）权利人与侵权人之间存在劳动、劳务关系，或者具有代理、许可、经销、合作等关系，或者进行过磋商，侵权人明知他人知识产权存在； （四）侵权人收到权利人警告函后无正当理由继续实施相关行为； （五）侵权人在相同或类似商品上使用权利人驰名商标； （六）侵权人抢注权利人驰名商标，或商标注册申请被认为与在先商标近似，驳回后继续使用； （七）侵权人采取措施掩盖侵权行为、伪造或毁灭侵权证据等行为； （八）其他情形。	(2) 権利者或いは当該支配株主、法定代表者などは権利者から何度も警告を受け、或いは行政機関から処罰を受けた後もなお侵害行為又は不正競争行為を行った場合 (3) 権利者と権利侵害者との間に労働・雇用の関係、或いは代理・ライセンス・販売・提携などの関係、若しくは交渉を行ったことがあり、権利侵害者が明らかに他人の知的財産権の存在を知っていた場合 (4) 権利侵害者は権利者から警告の通達を受けた後、正当な理由がなく、継続的に権利侵害行為を行った場合 (5) 権利侵害者は権利者の著名商標を同様又は類似の商品に使用した場合 (6) 権利侵害者は利益の独占を図る意図をもって権利者の著名商標を出願し、或いは商標登録申請したことが他の商標権と類似したため、登録ができないと認められた場合 (7) 権利侵害者が権利侵害行為を隠蔽し、証拠を偽造又は隠滅するなどの行為があった場合 (8) その他の事由があった場合。
			第八条　情节严重的认定因素 侵权行为具有下列情形之一的，可以认定为“情节严重”： （一）主要以侵权为业； （二）侵权行为的持续时间较长； （三）侵权获利数额巨大或给权利人造成重大经济损失；	８条　情状が重大の認定要素 以下のいずれかの事由があった場合、権利侵害における「情状が重大」があると認定することができる： (1) 主に権利侵害を業としていた場合 (2) 権利侵害行為が長い時間を継続した場合 (3) 権利侵害によって得た利益が巨額であった場合

			（四）侵权行为对权利人的商誉、市场份额等合法权益造成严重损害； （五）侵权行为对消费者人身安全、生态环境等消费者利益或公共利益造成侵害； （六）侵权行为对行业或者社会造成严重不良影响； （七）侵权人拒不履行法院作出的行为保全裁定、书证提出裁定等法律文书的； （八）其他情节严重的情形。	(4) 権利侵害行為は権利者の商業信用、市場占有率などの合法的な権利利益に重大な損害を与えた場合 (5) 権利侵害行為が消費者の人身安全、生態環境などの消費者利益或いは公共利益を侵害する可能性があった場合 (6) 権利侵害行為は業界或いは社会に対して重大な影響を及ぼした場合 (7) 権利侵害者は法院に下された侵害行為の保全命令、文書提出命令などの法律文書を拒否した場合 (8) その他の事由があった場合
			第九条　惩罚性赔偿的基数计算 　确定惩罚性赔偿的基数包括： （一）权利人因被侵权所受到的损失； （二）侵权人因侵权所获得的利益； （三）许可使用费的合理倍数。 　惩罚性赔偿的基数不包括权利人的维权合理开支	９条　懲罰的損害賠償の算定基準 　懲罰的損害賠償の算定基準を確定するとき、以下のものを含む： (1) 権利者の権利侵害によって被った実際の損失 (2) 権利侵害によって得た利益 (3) ライセンス料の合理的な倍数。 　懲罰的損害賠償の算定基準に、権利者は権利侵害を主張するために支出した合理的な経費が含まれない。
			第二十一条　惩罚性赔偿与行政罚款、刑事罚金的关系 　侵权人以其同一侵权行为已受到行政罚款或刑事罚金处罚为由，请求抵销惩罚性赔偿的基数的，一般不予支持。侵权人已被处以刑事罚金或行政罚款的，在确定赔偿倍数时，可酌情予以考虑。	21条　懲罰的損害賠償と行政・刑事罰金の関係 　権利侵害者は既に行政或いは刑事罰金が課されたことを理由として、懲罰的損害賠償の算定基準と相殺するようと請求した場合、通常では、この請求を支持しない。権利侵害者は既に行政或いは刑事罰金が課された場合、懲罰的損害賠償の倍数を確定するときに、斟酌して考慮することができる。

参考資料２

地方条例

番号	年月日	条例名	中国語原文	日本語訳文
1	2020年 9月25日	上海市外商投資条例	第29条 本市依法严格保护外国投资者、外商投资企业的知识产权，推进跨区域、跨部门知识产权快速协同保护机制建设，不断完善司法和行政执法知识产权保护体系，依法惩处侵犯外国投资者、外商投资企业知识产权的行为。 本市各级人民法院对于外国投资者、外商投资企业涉及知识产权的证据保全、行为保全申请，应当快速受理和审查，依法裁定并立即执行。对于重复侵权、恶意侵权以及其他具有严重侵权情节的侵权行为，依法适用惩罚性赔偿等惩处措施。适时出台有关法律适用指引，发布中英文知识产权司法保护典型案例。	29条 本法は法に基づき外国投資者と外商投資企業の知的財産権を厳格に保護し、区域又は部門横断的知的財産権の迅速な協同保護メカニズムの構築を推進し、司法と行政法執行の知的財産権保護体系を絶えず改善し、法に基づき外国投資者と外商投資企業の知的財産権を侵害する行為を罰する。 本市の各級人民法院は外国投資者と外商投資企業の知的財産権に関わる証拠保全、行為保全の申立に対して、迅速に受理と審査し、法に基づき裁定し、直ちに執行しなければならない。反復的な権利侵害行為、悪意による権利侵害行為、およびその他の情状が重大な権利侵害行為に対して、法に基づき懲罰的損害賠償などの罰する措置を適用する。関連法律の適用に関するガイドラインを適時に示し、中国語と英語版の司法による典型的知的財産案例を発布する。

参考資料３

知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈

（2021年３月３日より施行）

中国語	日本語
第一条 原告主张被告故意侵害其依法享有的知识产权且情节严重，请求判令被告承担惩罚性赔偿责任的，人民法院应当依法审查处理。 本解释所称故意，包括商标法第六十三条第一款和反不正当竞争法第十七条第三款规定的恶意。	１条 原告は被告が故意に知的財産権を侵害し、かつ情状が重大であることを理由として、懲罰的損害賠償を請求するときに、人民法院が法に基づいて審理すべきである。 本解釈のいう「故意」には、商標法63条1項と不正競争防止法17条3項における「悪意」を含めている。
第二条 原告请求惩罚性赔偿的，应当在起诉时明确赔偿数额、计算方式以及所依据的事实和理由。 原告在一审法庭辩论终结前增加惩罚性赔偿请求的，人民法院应当准许；在二审中增加惩罚性赔偿请求的，人民法院可以根据当事人自愿的原则进行调解，调解不成的，告知当事人另行起诉。	２条 原告は懲罰的賠償を請求する場合、訴訟を提起する時に賠償額、算定方法及び根拠事実と理由を明確に示さなければならい。 第一審の口頭弁論終結前に、原告が請求の内容に懲罰的損害賠償を追加する場合、人民法院は当該請求内容を認めるべきである。第二審の審理中に、懲罰的損害賠償の請求が追加された場合には、人民法院は当事者の自由意思の原則［自願的原則］に基づいて調停を行わなければならない。調停が不調に終わった場合には、当事者に別途提訴するようと告知しなければならない。
第三条 对于侵害知识产权的故意的认定，人民法院应当综合考虑　被侵害知识产权客体类型、权利状态和相关产品知名度、被告与原告或者利害关系人之间的关系等因素。 对于下列情形，人民法院可以初步认定被告具有侵害知识产权的故意： （一）被告经原告或者利害关系人通知、警告后，仍继续实施侵权行为的； （二）被告或其法定代表人、管理人是原告或者利害关系人的法定代表人、管理人、实际控 （三）被告与原告或者利害关系人之间存在劳动、劳务、合作、许可、经销、代理、代表等	３条 知的財産権侵害における「故意」の認定について、人民法院は、侵害された知的財産権となる客体の種類、権利の状態及び関連する製品の知名度、被告と原告又は利害関係者との関係などの要素を総合的に考慮しなければならない。 以下のいずれかの事由があった場合、人民法院は被告が故意に知的財産権を侵害したと認定を行うことができる。 (1) 被告が原告又は利害関係者などから何度も通知若しくは警告を受けた後もなお侵害行為を行った場合 (2) 被告又はその法定代表者・管理人が、原告又は利害関係者の法定代表者・管理人・実際の権利利用者であった場合 (3) 被告と原告又は利害関係者の間に労働・雇用・提携・ライセンス・販売・代理・代表などの関係があり、かつ侵害された知的財産権に接触した場合

（四）被告与原告或者利害关系人之间有业务往来或者为达成合同等进行过磋商，且接触过被侵害的知识产权的； （五）被告实施盗版、假冒注册商标行为的； （六）其他可以认定为故意的情形。	(4) 被告と原告又は利害関係者との間に取引関係があった、或いは契約の締結に交渉し、かつ侵害された知的財産権に接触した場合 (5) 被告が模倣品を製造し、登録商標を偽った行為があった場合 (6) その他故意と認められる事由があった場合
第四条 　对于侵害知识产权情节严重的认定，人民法院应当综合考虑侵权手段、次数，侵权行为的持续时间、地域范围、规模、后果，侵权人在诉讼中的行为等因素。 　被告有下列情形的，人民法院可以认定为情节严重： （一）因侵权被行政处罚或者法院裁判承担责任后，再次实施相同或者类似侵权行为； （二）以侵害知识产权为业； （三）伪造、毁坏或者隐匿侵权证据； （四）拒不履行保全裁定； （五）侵权获利或者权利人受损巨大； （六）侵权行为可能危害国家安全、公共利益或者人身健康； （七）其他可以认定为情节严重的情形。	４条 　知的財産権侵害における情状が重大であることの認定について、人民法院は権利侵害の手段、回数、権利侵害行為の持続時間、地域範囲、規模、結果、権利侵害者の訴訟係属中における行為などの要素を総合的に考慮しなければならない 　以下のいずれかの事由があった場合、人民法院は情状が重大であると認定することができる： (1) 権利侵害によって行政処罰或いは法院に下された責任を受けた後、再び同様若しくは類似の権利侵害行為を行った場合 (2) 完全に知的財産権侵害を業としていた場合 (3) 証拠を偽造又は隠滅するなどの行為があった場合 (4) 保全命令を拒否した場合 (5) 権利侵害によって得た利益が巨額であった場合 (6) 権利侵害行為が国家安全、公共利益或は人身健康に危害を及ぼす可能性があった場合 (7) その他情状が重大であると認められる事由があった場合
第五条 　人民法院确定惩罚性赔偿数额时，应当分别依照相关法律，以原告实际损失数额、被告违法所得数额或者因侵权所获得的利益作为计算基数。该基数不包括原告为制止侵权所支付的合理开支；法律另有规定的，依照其规定。 　前款所称实际损失数额、违法所得数额、因侵权所获得的利益均难以计算的，人民法院依法参照该权利许可使用费的倍数合理确定，并以此作为惩罚性赔偿数额的计算基数。	５条 　人民法院は、懲罰的損害賠償額を確定するとき、各関連法律に基づき、原告の実際の損失額、被告の違法所得額、或いは権利侵害により得られた利益を算定基準としなければならない。当該算定基準には、原告が権利侵害を抑止するために支出した合理的な経費が含まれない。その他法律に規定がある場合、それに従う。 　前項で示した実際の損失額、違法所得額、侵害によって得られた利益がいずれも算定困難な場合、人民法院は法に基づいて当該権利のライセンス料の倍数を参照して合理的に確定し、これを懲罰的損害賠償額の算定基準とする。

人民法院依法责令被告提供其掌握的与侵权行为相关的账簿、资料，被告无正当理由拒不提供或者提供虚假账簿、资料的，人民法院可以参考原告的主张和证据确定惩罚性赔偿数额的计算基数。构成民事诉讼法第一百一十一条规定情形的，依法追究法律责任。	人民法院が法に基づき被告に権利侵害行為に関する帳簿・資料の提供を命じたにもかかわらず、被告が正当な理由なく拒否し、或は虚偽の帳簿・資料を提供した場合、原告の主張と証拠を参考にして懲罰的損害賠償額の算定基準を確定することができる。民事訴訟法111条の規定する責めに帰すべき事由があった場合、法に基づき責任を追及する。
第六条 人民法院依法确定惩罚性赔偿的倍数时，应当综合考虑被告主观过错程度、侵权行为的情节严重程度等因素。 因同一侵权行为已经被处以行政罚款或者刑事罚金且执行完毕，被告主张减免惩罚性赔偿责任的，人民法院不予支持，但在确定前款所称倍数时可以综合考虑。	６条 人民法院は法に基づき懲罰的損害賠償額の倍数を確定するとき、被告の主観的故意又は過失、侵害行為における情状の重大の度合いなどの要素を総合的に考慮しなければならない。 被告が同一の権利侵害行為によってすでに行政或いは刑事罰金が課され、かつ執行が完了したため、懲罰的損害賠償額との相殺を請求する場合、人民法院はこの請求を支持しないが、前項で示した倍数を確定するときに、斟酌して考慮することができる。
第七条 本解释自2021年3月3日起施行。最高人民法院以前发布的相关司法解释与本解释不一致的，以本解释为准。	７条 本解釈は2021年3月3日より施行する。最高人民法院が以前に発表した関連する司法解釈と本解釈が一致しない場合は、本解釈に従う。